

ドゴールのNATO統合軍事機構離脱

— 同盟と自立の狭間で —

2011年5月

関西学院大学法学研究科

山本 健太郎

目次

序章 フランス外交における「ドゴール主義」	1
(一) 問題の所在	
(二) 先行研究について	
(三) 本論文の構成	
第一章 核実験禁止条約交渉と「ヤルタ体制」批判	14
(一) 核実験禁止条約交渉と核軍備管理・軍縮構想	
(二) 米国の統合化政策とフランスの対応	
(三) PTBT（部分的核実験禁止条約）の締結	
(四) 小結	
第二章 MLF（多角的核戦力）構想と欧州核政策	44
(一) 戦略ドクトリンを巡る仏米対立	
(二) MLF 構想における米国の思惑	
(三) 欧州核政策と MLF 構想の終焉	
(四) 小結	
第三章 統合軍事機構離脱と「NATO 改革」	76
(一) 離脱への動きと米国の対応	
(二) NATO 統合軍事機構からの離脱	
(三) 多極化の模索と「NATO 改革」の帰結	
(四) 小結	
第四章 在仏米軍基地撤去を巡る仏米交渉	108
(一) 米軍基地撤去の要求と主権「回復」	
(二) 仏米交渉の展開と自立の論理	
(三) 小結	
終章 同盟における自立と多極化の模索	130
参考文献一覧	

序章 フランス外交における「ドゴール主義」

(一) 問題の所在

二〇〇九年四月三、四日、仏独国境沿いの街ストラスブルとケールで開催された北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization＝NATO）首脳会議において、フランスは四三年間にわたり離脱していた NATO 統合軍事機構への復帰を果たした¹。この首脳会議は、北大西洋条約締結六〇周年に際して開催されたものであり、創設時のメンバーであるフランスの復帰は米国を含む同盟国から歓迎を受けた。首脳宣言では、「我々は NATO 統合軍事機構に完全に参加するというフランスの決断を歓迎する。これは同盟のさらなる強化に貢献するものである」として、フランスの復帰を祝福した²。

首脳会議に先立つ三月一日、パリのエコール・ミリテール（陸軍士官学校）における演説でフランスのニコラ・サルコジ大統領は、NATO 統合軍事機構復帰を正式に表明する一方で、今後もあらゆる決定はこれまでと同様に、「フランス政府の判断に基づくもの」であり、「平時においてフランス軍が NATO の指揮下に入ることはない」、「独自核政策を堅持する」と述べるなど、フランスの自立性が損なわれることはないことを強調した³。

冷戦時代、シャルル・ドゴール大統領は、米国が同盟運営において支配的な地位を占め、政策決定における影響力を独占していることに強い不満を持ち、北大西洋条約に基づく同盟関係を維持しつつも NATO 統合軍事機構から離脱した（一九六六年三月）。その結果、フランスは西側陣営にありながら、主導国である米国から一定の距離を取ることになり、こうした方針は独自核政策などと共に、米国に依存しないフランスの自立性を内外にアピールすることに貢献した。また冷戦期におけるパリの「例外的」な立場は、米ソ両陣営に属さない、いわゆる第三世界の勢力などから共感を持って受け止められるなど、フランスが独自外交を展開しているとの認識を国際社会に広めることになった。このような、対米自立に重きをおく外交政策は、「ドゴール主義（ゴーリズム）」として概念化され、その後の政権に対しても「遺産」として影響を与えることになった。

しかし、冷戦体制の終焉以後、ソ連の崩壊に伴う同盟における「共通の脅威」の質的変化、および地域紛争への対処を重視するといった同盟における任務の変容を受けて、フラ

¹フランスの NATO 統合軍事機構復帰については、Bozo, Frédéric, *Alliance atlantique: la fin de l'exception française ?*, Fondation pour l'innovation politique, Paris, March 2008 ; Ghez, Jeremy and Larrabee, Stephen, "France and NATO," *Survival* Vol.51, No.2 ; Müller, Gisela and Bocquet, Brandeck, "France's New NATO Policy : Leveraging a Realignment of the Alliance ?," *Strategic Studies Quarterly*, Vol.3, No.4 ; 小窪千早「第9章 フランス－NATO 軍事機構復帰とその意味－」、NATO 研究会『岐路に立つ NATO－米欧同盟の国際政治－』日本国際問題研究所集、2009。

²http://www.nato.int/cps/en/natolive/news_52837.htm?mode=pressrelease.

³<http://www.elysee.fr/president/les-dossiers/defense/europe-de-la-defense/europe-de-la-defense.6637.html>.

ンスの NATO 政策もそうした状況に適応することを求められた。こうして、フランソワ・ミッテラン社会党政権期において、NATO とフランスとの距離は漸進的に接近し、次のゴーストを自称する保守派のジャック・シラク大統領によってもそうした試みは顕在化していった。今回の統合軍事機構復帰は、ポスト冷戦期におけるこれら一連の流れを受けてのものであり、その意味でサルコジの決断は冷戦終焉を受けた、フランスと NATO との関係における漸進的変化の延長線上の帰結と理解することができるのである。

フランス国内では、統合軍事機構復帰という決断に対して、野党である社会党や共産党、中道派のフランス民主連合だけではなく、サルコジが大統領就任以前に党首を務めていた与党 UMP(国民運動連合)の一部からも、批判的な意見が出された。社会党のジョスパン元首相は、「我々の防衛体制は大きく変わり、フランスは行動の自由を失うことになるだろう」と述べ、サルコジの決断を批判した⁴。同じく元社会党で国防相を務めたこともあるジャン・ピエール・シュベヌマンも、「NATO は米国外交の決定に強く依存した機構である。我々は何ら影響力を持てないし、『ノン』ということをも可能にする距離を失うことになる」と論じている⁵。これらの発言は、フランスがこれまで堅持してきた「独自の判断」に基づく「行動の自由」を失う可能性について、懸念を述べたものであった。

また UMP のドミニク・ドビルパン前首相は、「アラブやアフリカ、南米諸国は常に、フランスの自由と独自性を評価していた」ことから、「NATO の軍事機構に再び加わることになれば、我々が巧みに動く機会や多極化時代における発言力が損なわれるであろう」と述べ、サルコジの動きを厳しく批判した⁶。社会党の元外務大臣ユベール・ヴェドリーヌも、「世界中の多くの国々が、フランスが国際政治における自立した思想と行動を放棄した象徴的な事柄と捉えるであろう」（傍点筆者）と憂慮の念を示した⁷。

こうした「象徴」を巡るリスクについては政治家のみならず、多くの研究者からも指摘されている。安全保障問題の専門家であるジャン・ピエール・モルニーは、「中東諸国はフランスが特殊な外交政策を保持していると考えているが、我々が米国の政策に同調したように認識される可能性があり、また同様にフランス国内でも今回の行動は、ドゴールに対する裏切りと理解される恐れがある」と論じている⁸。フランス外交の代表的な研究者であるモーリス・ヴァイスも、「自立し、行動の自由を持つ国家というイメージ、同調しない国家というイメージ、異なる世界の国々との間で仲介を果たす国家というイメージ」を失うリスクがある、と述べている⁹。

⁴ Erlanger, Steven, "Sarkozy embraces NATO, and bigger role for France," *The New York Times*, Mar 8, 2009.

⁵ *Libération*, Mar 16, 2009.

⁶ *National Public Radio*, Apr 3, 2009.

⁷ *Le Monde*, Mar 16, 2009.

⁸ *Guardian*, Mar 11, 2009.

⁹ *Le Point*, Mar 17, 2009.

このような批判や懸念が述べられる中、〇九年三月一七日、フランス国民議会において NATO 統合軍事機構復帰の賛否を巡る採決が行われた。投票はフランソワ・フィヨン首相の信任を問うという形で行われ、与党 UMP から一名の反対者と九名の棄権者が出たものの賛成多数で承認された。メディアなどを舞台として様々なネガティブな意見が述べられていたが、結果的に議会内では復帰に対する批判は少数に留まったのである。また実際のところ国内世論も統合軍事機構復帰について、大きな関心を持っているとはいえなかった¹⁰。

NATO 首脳会談を目前に控えた四月一日、サルコジはラジオ局『ユーロップ・アン(EUROPE1)』とのインタビューで、「ミッテランやシラクも何年も前から、NATO 指揮下のオペレーションにフランス軍を派兵している。我々は軍事作戦を決定する委員会への参加を拒否しながら、我々の軍隊を NATO の旗の下で戦闘任務に就かせている。これは奇妙なものだ」と述べ、これまでのフランスと NATO との関係が不自然であったとの認識を示している。また統合軍事機構復帰によって米国に強制的に従うことになるのではないかという質問に対しては、「そのようなことは全くない。答えは簡単で NATO の決定は全会一致だからである。ドイツはすべての委員会に参加しているが従うことを強制されなかった」と、二〇〇三年のイラク戦争における事例を挙げ反論した¹¹。

米欧関係の研究者フレデリック・ボゾも、フランスは今後あらゆる軍事オペレーションに参加することを強いられるのかという質問に対して、「そうしたことにはならない。大西洋同盟は主権国家による組織であり、決定は全会一致で行われる。何れの国も政府の厳格なる了解なしで兵力を強制的に供出させられることはない」と述べ、サルコジと同様の見解を示している¹²。またボゾは、フランスの復帰について、軍事面での変化は大きなものではなく、政治的、象徴的な重要性が高いと分析している¹³。

統合軍事機構復帰を巡っては、当然ながらドゴール主義との関係においても様々な発言がなされた。ドゴール主義を標榜する右派政党「立ち上がれ共和国」の党首ニコラ・デュポン・エニャンは、統合軍事機構復帰、アフガニスタン戦争やイラン核問題への対応など、「大統領選後の彼[サルコジ]のあらゆる行動が、ドゴール主義に基づく外交政策を放棄したことを明確に証明している」と述べている¹⁴。そして、サルコジが掲げる西洋の価値といったイデオロギーに基づく対外政策は、冷戦期のドゴールによる東西関係に囚われない柔軟な外交と大きく異なると批判した。また、『ウォールストリート・ジャーナル』はフランスの軍事機構復帰直前に、「ドゴールの死」というタイトルの記事を掲載し、「サルコジは、ドゴールの精神とフランスの例外主義という遺産を埋葬しようとしている¹⁵」と論じている。

¹⁰ Ghez and Larrabee, *op.cit.*, p.84.

¹¹ *EUROPE1*, Avr 1, 2009.

¹² *Le Monde*, Mar 12, 2009.

¹³ *National Public Radio*, Apr 3, 2009.

¹⁴ *Libération*, Mar 17, 2009.

¹⁵ *The Wall Street Journal*, Mar 26, 2009.

さらに、復帰を批判していたドビルパン前首相も、「ドゴール主義の価値観から、より一層遠ざかっている」として、二〇一一年二月に与党 UMP からの離脱を表明した¹⁶。

こうしたドゴール主義からの変容といった意見がある一方で、それとは異なる見方も示されている。米欧関係の研究者ジャスティン・ヴァイスは、メディアに頻繁に露出するなどといった政治スタイルの違いはあるが、サルコジの信条についてはドゴール主義と理解することができる¹⁷と述べている。その理由として、サルコジはドゴールと同様にプラグマティストであり、フランスを中心とした欧州の自立を重視し、多極的な国際秩序を求めていること、フランスの国際政治における影響力の確保と共に、その「偉大さ」を追求していることを挙げている¹⁷。そして、サルコジの政策がドゴール主義からの変容と言われる原因を、彼が述べている過去からの「断絶 (rupture)」という政治方針にあると分析している¹⁸。

ギセラ・ミュラーとブランデック・ボケも、フランスが「同盟すれども同調せず」というドゴール主義的な信条を捨て大西洋主義に加わったのかという問いに対して、核計画グループ (Nuclear Planning Group=NPG) に引き続き参画しないことから核政策における自立性を維持していること、平時においていかなる兵力も NATO の指揮下に配置しないことを挙げて、そうした見解に異を唱えている¹⁹。また国際政治学者ドミニク・モイジは、ドゴールが「プラグマティックかつリアリスト的なビジョン」を持っていたことから、大きく変動している国際秩序にフランスが適応するための動きを、彼の名に基づいて批判されていることに驚いているだろうとして、サルコジの復帰という試みはドゴール主義に反するものではないと述べている²⁰。

二〇一一年三月、フランスはリビアの内戦を巡る国連安保理決議の採択と、その後の多国籍軍による軍事介入を先導したが、この間のサルコジによる積極的な動きについて、同じくモイジは、「大統領は、国際政治におけるフランスの地位に関して壮大な構想を持ち、かつ提唱することのできる、歴史的な人物になることを望んでいる」と述べ、その思惑と

¹⁶ *L'EXPRESS*, Feb 23, 2011.

¹⁷ Vaïsse, Justin, "A Gaullist By Any Other Name," *Survival*, Vol. 50, No. 3, pp. 5-6.

¹⁸ 小窪千早はこの「断絶」について、「シラク政権を含む過去の政治との断絶であるとともに、彼が批判する一九六八年の『五月革命』によって失われたとする労働や権威、倫理といった徳目をもう一度復権させようという、長年のフランスの社会文化に対する挑戦を含んだもの」と定義している。小窪千早「2007年フランス大統領選挙 ～サルコジ新大統領と転機のフランス～」日本国際問題研究所コラム、2007年5月。二〇〇七年の大統領選挙については、土倉莞爾「決別の投票-2007年フランス大統領選挙の考察」『関西大学法学論集』第59巻第5号、2010；土倉莞爾「2007年フランス大統領選挙に関する予備的考察」『甲南法学』第48巻第4号、2008。

¹⁹ Muller and Bocquet, *op.cit.*, p. 104.

²⁰ Kaiser, Karl and Moïsi, Dominique, "Europe needs a stronger France inside Nato," *Financial Times*, Feb 26, 2009.

動機を説明している²¹。こうした外交の展開からは、ドゴールがフランスの「偉大さ」を求めた姿勢と共通する側面が垣間見られる。

以上のように、サルコジの対外政策については、今日の国際政治およびフランス外交史においてどのように理解することができるのかという点を巡って、国の内外を問わず様々な意見が述べられている。そして議論の際には、上記のようにドゴール外交の「遺産」との関係が引証基準となっているのである。このことは、ドゴール外交の考察が「過去」としてだけでなく、「現在」を理解する上でも極めて重要であることを示しているといえよう。そこで本論文では、フランス外交をより深く理解するために、今日においてもその「遺産」が厳然たる影響を与えている、ドゴールの外交政策について検証していきたい。

(二) 先行研究について

ドゴールの外交政策については、同時代的なものから今日に至るまで膨大な研究の蓄積がある。スタンレー・ホフマンによる同時代的な研究は、その分析範囲の広範さと解釈の緻密さにおいて秀逸している²²。また、ウィルフレッド・コールによるドゴールの核政策についての考察は、その包括性と論述の精緻さによって、今日でも多くの研究者が参照している²³。こうした同時代的な考察以降も、政府の公文書が一定の範囲で公開されたことを受けて、モーリス・ヴァイス²⁴、フレデリック・ボゾ²⁵、アンリ・ストゥ²⁶らによって優れた研究がなされてきた。本論文も、仏米両国の一次資料を使用すると共に、上記のような多数の個別的な先行研究を参照することで、後述する課題に取り組んでいくものとする。

先行研究においてドゴール外交は多くの場合、フランスの自立性についてはその回復に貢献したが、「大西洋からウラルまでの欧州」といった「独自の欧州」、延いては米欧関係の秩序再編については実現できず、成果は限定的であったとして論じられている。そして、こうした自立性の回復と米欧関係の秩序再編について考察する際、最大の焦点となるのが、六六年のフランスによる NATO 統合軍事機構離脱である。この離脱劇は、同時期に実行されたモスクワ訪問と合わせて、ドゴールがフランスの自立性の回復と米ソ二極構造としての「ヤルタ体制」の改革を目指して遂行したものであった。

²¹ *New York Times*, 10 April 2011. Kaiser, Karl and Moïsi, Dominique, "Europe needs a stronger France inside Nato," *Financial Times*, Feb 26, 2009.

²² Hofmann, Stanley, *Decline or Renewal? France since the 1930s*, New York, Viking Press, 1974.

²³ Kohl, Wilfrid L., *French Nuclear Diplomacy*, Princeton, Princeton University Press, 1971.

²⁴ Vaïsse, Maurice, *La Grandeur*, Paris, Fayard, 1998.

²⁵ Bozo, Frederic, *Two Strategies for Europe: De Gaulle, the United States, and the Atlantic Alliance*, Lanham, Roman & Littlefield, 2001.

²⁶ Soutou, Georges-Henri, *L'alliance incertaine : Les rapports politico-stratégiques franco-allemands, 1954-1996*, Paris, Fayard, 1996.

ボゾは、米欧関係の秩序再編については実現できなかったものの、ドゴールが統合軍事機構離脱に結実した一連の外交政策を通じて、フランスの自立性や国際政治における影響力を高めたと分析している。そして、その際に西欧地域の安全保障を損なうことがなかったことを、重要な点として指摘している。これは、離脱後もフランスと NATO の同盟関係が形を変えて継続したことを肯定的に捉えたものであった。またマイケル・ハリソンも、離脱を通じて、同盟内におけるフランスの役割が部分的なものとなった結果、パリは行動の自由を確保することができたと論じている。そして、こうしたフランスの例外的な地位を米国や加盟国が受け入れたことで、同盟自体も長期的に安定化したとの見方を示している²⁷。

上記のような分析がある一方で、ドゴールによる統合軍事機構離脱について、消極的な評価をしている研究もある。ストゥは、フランスの離脱について、意図しない形で西独の同盟内および国際政治における地位を高める結果となり、またこれによって、ドゴールが目指していた「NATO 改革」実現の可能性も完全に消滅することになった、と分析している。そして、離脱とモスクワ訪問に基づく米欧関係の秩序再編への試みについても「失敗」に終わった、と評している²⁸。川嶋周一も、離脱について、フランスの自立性を一定のレベルで回復させたことについては認めつつも、米欧関係の秩序再編を実現できずにドゴールの外交政策が硬直化した結果として、導き出された試みであると論じている²⁹。ストゥや川嶋の検証に共通するのは、米欧関係の秩序再編における成果に焦点を当てることで、ドゴール外交の限界性を強調し、フランスの離脱という決断についても消極的な評価を下している点である。

フランスの NATO 統合軍事機構離脱は、冷戦における東西対立が依然として続く中、同盟体制の修正への動きが原加盟国によって遂行されたという極めて重大な試みであり、またそれがドゴールの政権後期に展開されたことなどからして、彼の外交全般の評価にも直結する問題であるといえる。仮にストゥや川嶋の論考が妥当であれば、そのような過小評価しかなされない政策が、なぜその後四〇年以上にもわたり継続し、かつ国内で支持されてきたのかという疑問が浮かんでくる。こうした問題関心に応えるためにも、ドゴール外交における限界性を認めた上で、より精緻な検証が求められるのである。

ところで、上記の考察に見られるように、統合軍事機構離脱に対して相対する評価で論じられる原因の一つとして、各論者が依拠する評価基準に相違があることが指摘できる。

²⁷ Harrison, Michael M., *The Reluctant Ally: France and Atlantic Security*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1996.

²⁸ Soutou, Georges-Henri, "La France et defense européenne du traité de l'Élysée au retrait de l'OTAN (1963-1966)," in Wilfried Loth (ed.), *Crises and Compromises*, Baden-Baden, Nomos, 2001, p. 45.

²⁹ 川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序: ドゴール外交とヨーロッパの構築 1958-1969』創文社、2007、153～156頁。

つまり、フランスの離脱という試みには複数の目的が併存していたため、自立性の回復に注目して検討すれば多くの場合において肯定的な文脈となり、米欧関係の秩序再編に焦点を当てて論じれば否定的な側面が強調される考察となるのである。そこで本論文では、ドゴール外交についてより精緻な分析をするために、具体的な評価基準を定めて検証する。評価基準としては、ドゴールの外交政策における戦略目標であるフランスの自立性の回復、「独自の欧州」の実現、ヤルタ体制の変革を設定する。こうした具体的な基準に基づき、各々の目的に則した考察をすることで、ドゴールが展開した個別の政策における「狙い」が整理されると共に、そうした試みに対する理解も深まっていくであろう。

また、それぞれの評価基準に関しても、戦略環境や目的の性質なども含めた多角的な検証を行う。自立性の回復の分析については、どのような手法で実現が目指されたのか、何が問題とされ、何が重視されていたのかといった点に注目することで、その内実を明らかにする。また「独自の欧州」、ヤルタ体制の変革についても実現されなかったという事実に留まらず、その成果について掘り下げた検討を行う。そして、否定的な論考に結びつく要因となっていた米欧関係の秩序再編への試みについて改めて評価することで、その意義を精査していく。考察の際には、統合軍事機構離脱だけではなく、従来研究において必ずしも十分に論じられてこなかった事例や政策についても、いわば離脱に至る前史と位置づけて検証する。

まず、ヤルタ体制としての冷戦秩序に対するドゴールの認識に深く関わる考察として、核実験禁止条約交渉とドゴール外交について検討する。核実験禁止条約交渉は、五八年一〇月に米英ソ三カ国によって開始された協議で、その間、米ソ両国の激しい対立が顕在化するなど交渉は難航したが、六三年八月に部分的核実験禁止条約（Partial Test Ban Treaty = PTBT）の締結に至った。核兵器とフランス外交との関係について従来研究では、ピエール・ガロア³⁰や、レイモン・アロン³¹などの考察に見られるフランスの核抑止論を巡る議論や核開発の経緯、米国との核技術協力を巡る対立について多くの検討がなされてきた。しかし他方で、包括的な核政策の考察において必須である核軍備管理・軍縮問題に対するドゴールの認識については、これまで十分に論究されてこなかった。

ドゴールの核軍備管理・軍縮に対する考えは、主に五八年以降の核実験禁止条約交渉期間中に米ソ両国首脳との会談や演説などで示されていた。核実験禁止条約交渉とフランスの外交政策について先行研究を見ていくと、ヴァイスの考察に見られるように、米ソ両国による核独占の維持という共通の目的のために部分的核実験禁止条約は締結されたのであり、米ソ「協調」に基づく超大国支配を嫌ったドゴールはこれを拒否した、という理解で

³⁰ Gallois, Pierre - Marie, *Stratégie de l' âge nucléaire*, Paris, François-Xavier de Guibert, 1960.

³¹ Aron, Raymond, *Le Grande Débat: Initiation à la stratégie atomique*, Paris, Calmann - Levy, 1963.

一般的に分析されている³²。筆者の考察も、「大枠」についてはヴァイスらの考察に同意するものである。しかし、これらの研究では、先に示したように軍備管理・軍縮問題に対するドゴールの考えが十分に検討されていない。

また核問題の専門家であるベルトラン・ゴールドシュミットの研究なども、核実験禁止条約交渉を含む大国間の核兵器を巡る角逐については、フランスの核開発に携わった経緯もあり詳細に記述されているが、やはりドゴールの軍縮に対する見解についてほとんど検討がなされていない³³。こうした学界の状況は、核実験禁止条約交渉においてフランスが米英ソ三カ国とは異なり、交渉の直接的な当事者ではなかったことが影響したと見ることができる。だがその結果、これらの研究では、ドゴールによる PTBT 批判の考察について「大枠」部分における妥当性は認められるものの、彼が PTBT に結実した核実験禁止条約交渉の本質を政治的な側面のみならず、軍事的にどのように理解していたのか、そうした批判がフランスの核政策とどのように関連していたのか、という点についてその内実を十分に描き出すことができていないのである。

ドゴールは、米英ソ三カ国による核実験禁止条約交渉に対して、消極的あるいは批判的ではあったが、核軍備管理・軍縮自体の意義については尊重する姿勢を見せていた。そのため一連の演説や会談などにおいて、検証可能な査察体制の構築と、核運搬手段の廃棄を重視する独自の軍備管理・軍縮案を主張している。本論文では、こうした従来研究では必ずしも焦点が当てられてこなかったドゴールの軍備管理・軍縮構想について、彼の演説や回顧録、米ソ首脳との会談など多くの一次資料に基づき詳細に分析する。そして、米ソ両国の軍備管理における姿勢との相違を検証することで、核実験禁止条約の意義はどのようなものであったのか、なぜドゴールは PTBT を拒否したのか、という点について明らかにしていきたい。

さて、この核軍備管理・軍縮構想と同様に、ドゴールの核政策を考察していく上でこれまで十分に論究されていなかった戦略方針として、欧州核政策が挙げられる。欧州核政策とは、米国の多角的核戦力（The Multilateral Forces=MLF）構想に対抗する、「独自の欧州」を目指すフランスの「カウンター・ポリシー」として位置づけられるものである。MLFとは、米国政府によって考案された対欧州政策であり、その中身は、核搭載ミサイルを装備した二五隻の水上艦によって構成される多角的部隊を創設し、同盟国が共同で運営を担

³² Vaïsse, Maurice, “La France et le Traite de Moscou(1957–1963),” *Revue D’Histoire Diplomatique*, Vol, 107 ; Vaïsse, *La Grandeur*. その他の先行研究として、Colard, Daniel et Guilhaudis, Jean-François, “L’option nucléaire, le problem des essays et la position de la France sur le desarmement,” in Institut Charles de Gaulle, *L’Aventure de la bombe: de Gaulle et la dissuasion nucléaire, 1958-1969*, Paris, Plon, 1985.

³³ Goldschmidt, Bertrand, *Le Complexe Atomique : histoire politique de l’énergie nucléaire*, Paris, Fayard, 1980 ; Goldschmidt, Bertrand, *Les Rivalités Atomiques 1939–1966*, Paris, Fayard, 1967.

うというものであった。そして、核使用の決定はMLF参加国によって設置される協議機関が行うことになるが、その際、米国は拒否権を保有することとされた。ワシントンのMLFにおける「狙い」は、同盟国を一定のレベルで核政策に関与させることでNATOの結束を確保しつつ、「同盟内における核拡散」を防ぐことで、大西洋地域における米国の「支配的地位」を維持するというものであった。他方、ドゴールはこれに対抗するため、「カウンター・ポリシー」としての欧州核政策を掲げたのである。

まず、MLFとフランス外交について先行研究を見ていくと、同時代的にはコール、今日的にはコレット・バルビエが優れた考察を行っている。コールは、MLFに対するドゴール外交の展開について、フランスの包括的な核政策と合わせて検討しており、核を巡る米国との対立における全体像を理解する上で極めて重要な先行研究であるといえる³⁴。またバルビエは、MLF失敗の原因について、関係国の政策決定者の交代による優先順位の変化など、国際情勢の動きに焦点を当てつつ、フランス外交を軸とした分析を行っており、ドゴールのMLF批判についても詳細に論じている³⁵。

しかし他方で、両者の考察ではフランス政府のMLFに対する認識、対応に明確な変化があったという点について十分な検討がなされていない。フランスのMLFに対するアプローチは、米国政府の動向を受けて数回にわたり変化していた。MLF構想の初期段階において、フランス政府は消極的な姿勢を見せてはいたが、必ずしも否定的ではなかった。しかしその後、米国の新たな動きを受けてパリのMLFに対する姿勢は否定的なものとなり、最終段階では公式に激しい批判を繰り広げることになる。こうした対立の根底には両国の同盟観、国際政治観の違いが大きく影響していた。筆者は、フランス政府の認識、対応の変遷を時系列的に分析することで、ドゴールのMLFに対する批判の理由、さらには仏米対立の原因について明らかにすることができると思う。

ところで、これまでのMLFに関する研究では多くの場合、米国がその構想の実現に失敗したという側面だけの分析に留まっていた。しかし、MLFを巡っては、同盟国であるフランスも独自の「欧州核政策」によって米国への対抗姿勢を示したあげく、最終的にMLFと同様、欧州諸国に受け入れられることなく「挫折」している。だが、ドゴールの「欧州核政策」について、一次資料などに基づきその全体像を検討した研究は少ない。その理由としては、フランスの提案が公式に整理されたものではなく、会談や演説などで全体像がはっきりされないまま主張され、終始曖昧性から脱し得ないものであったことが挙げられる。しかし、周知の通りドゴール外交において核政策は重要な位置を占めており、欧州諸国との核を巡る関係を分析することは、彼の外交・防衛政策の内実をより深く理解する上で不可欠であるといえる。そこで本論文では、ドゴールによる「欧州核政策」の実態を、米国や西独との関係を軸としつつ、その軍事的な能力も含めて多角的に検討する。そうした考

³⁴ Kohl, *French Nuclear Diplomacy*.

³⁵ Barbier, Colette, "La Force multilateral," *Relations Internationales*, n° 69, 1992.

察を踏まえて、ドゴールの試みが欧州諸国に受け入れられず、「挫折」に終わった原因について解明していきたい。

以上は、核実験禁止条約交渉や MLF とドゴールの外交政策についての検討であるが、これらの考察を踏まえて、本論文が着目するフランスの NATO 統合軍事機構離脱について、前述した評価基準に基づき詳細に検証する。その際には、離脱に関する考察を中心としつつ、同時期に遂行されたドゴールの訪ソ（一九六六年六月）についても合わせて論じていく。ドゴールは、統合軍事機構離脱と訪ソという二つの外交政策によって東西デタントを促進し、延いては米欧関係の秩序再編を実現することを目論んでいたのである。

先行研究としては、やはりボゾが、離脱を起点とした米ソ二極体制の打破をドゴールが目指していた点について詳細に分析している。また先に述べたように、離脱に結実した一連の外交政策を通じて、フランスの自立性が高まったとの評価を示している。筆者の考察も多くの点でボゾの分析と一致するが、他方で彼の分析では、五八年九月に提案された「三頭体制」以降のドゴールによる「NATO 改革」の内実と、それを巡るフランスと同盟諸国との関係について必ずしも十分に検討がなされていない。「NATO 改革」とは、五八年の政権復帰以降、大西洋同盟を「現状に適応させるため」との理由で、ドゴールが同盟国に対してその必要性を主張したものであった。だが、フランス以外の加盟国は現状の同盟体制を概ね支持しており、必ずしも「NATO 改革」の意義を認めていなかった。従って、「NATO 改革」の主張とは優れてドゴール固有のものであったと理解することができる。

ただ、この「NATO 改革」の主張には、同盟国から見てその意義を検討し、協議する以前に少なからず問題があった。それはドゴールが「改革」の必要性を一貫して掲げていたにもかかわらず、実際にはその中身が十分に明確なものではなかったことである。「三頭体制」の提案以降、ドゴールは現状の同盟体制を批判し、「改革」の必要性を唱えるのみで、具体的な「改革」案を提示することはなかった。そのため、「NATO 改革」における主要な交渉国であると見られていた米国政府は困惑し、ドゴールの意図に対して疑念を持つようになる。駐仏アメリカ大使であったチャールズ・ポーレンは、ケネディ政権以降の交渉記録を洗い直した上で、「ドゴールが『NATO 改革』について米国や同盟国と交渉する意志を持っていなかったことは明らかである」と述べ³⁶、フランスが具体的な提案をしていないにもかかわらず、「改革に賛同が得られなかった」との理由で、単独的に統合軍事機構から離脱したことを強く批判した。

このように、ドゴールの「NATO 改革」の主張は、米国など同盟国から見てその実態が極めて曖昧なものであったといえる。しかし、他方で「NATO 改革」の主張はその内実を考察していくと、曖昧性やレトリックとしての言説の中にも彼の同盟政策における「狙い」が凝縮されていたことが見えてくる。ドゴールの「NATO 改革」は、本質的にワシントンとの同盟運営における対等性を求めたものであり、米国主導の統合化における「支配的志

³⁶ *Foreign Relations of the United States[thereafter FRUS], 1964–1968, Vol. 13, p. 351.*

向」とは相容れないものであった。そこで本論文では、ドゴールの「NATO 改革」をキーマンと位置づけ、その内実について曖昧化した時期も含めて詳細に分析する。そして、「NATO 改革」における「狙い」と照らし合わせて統合軍事機構離脱を分析することで、ドゴールが「改革」の目的を部分的に実現させた点を論じていく。検証の際には、「NATO 改革」に対するワシントンの認識や米国主導の同盟体制との関係、さらにはなぜ曖昧化したのかといった点に着目する。こうした「NATO 改革」が曖昧化した原因や経緯、レトリックとしての役割に焦点を当てることで、フランスが単独的な行動を採った原因、つまり他の同盟国との対立に至る要因がより鮮明になるであろう。上記のような考察を通じて、ドゴールによる統合軍事機構離脱の意義についても、その理解を深めていきたい。

ところで、日本の学界におけるフランス外交史研究との関係で指摘される問題として、フランスの NATO 統合軍事機構離脱について全面的な分析を行った文献がこれまでなかったことが挙げられる。例えば川嶋は、ドゴール外交を軸に六〇年代の NATO、EEC、独仏関係の推移と欧州国際政治秩序の関係を見事に分析しており、その中でフランスの離脱について述べている。だが、統合軍事機構離脱それ自体について掘り下げた考察を行ってないため、離脱を通じてドゴールが模索した自立性とはどのようなものであったのか、離脱という単独的な行動に至った仏米対立の背景には何があったのか、という点について十分に検討がなされていない。しかし、サルコジによる復帰が今日でも大きな議論を巻き起こしたように、フランスの統合軍事機構離脱は極めて重要な問題である。それゆえ、ドゴールによる離脱について全面的かつ詳細な検討を行うことは、日本のフランス外交史研究に対して少なからず貢献することになると考える。

本論文ではこの NATO 統合軍事機構離脱に伴う問題として、さらに在仏米軍基地撤去を巡る仏米関係について考察する。先行研究を見ていくと、基地撤去問題がこれまで十分に注目されてこなかった点が認められる。例えばボゾは、離脱に結実したドゴールの外交政策全般にわたる考察を行っており、その中で在仏米軍基地撤去について論じている。だが、彼の研究では基地撤去について、NATO 統合軍事機構離脱に伴って生じた幾つかの問題の一つとしての検討となっており、仏米両国の交渉過程における相互認識など細部にわたる検証が尽くされているとはいえない。その結果、なぜ米軍基地撤去がフランス主導で進められたのかという点について、その内実が必ずしも十分に見えてこないのである。

同時代的な研究を見ていくと、ブリガディア・ハントの考察が代表的なものとして挙げられる。ハントの研究は、在仏米軍基地撤去を含むフランスの離脱について軍事的な側面から考察したものであり、同盟間で生じた問題を的確に整理している。だが、あくまで軍事的な観点からの検証であり、仏米両国の交渉過程について外交史的な考察がなされている訳ではない³⁷。またハリソンは、統合軍事機構離脱の分析の中で、米軍基地撤去について

³⁷ Hunt, Brigadier, "NATO Without France : The Military Implications," *Adelphi Papers*, No. 32, 1966.

包括的に論じている³⁸。ハリソンの考察は、米軍駐留の経緯から撤退までを網羅したものとなっており、その全体像を理解する上で優れた研究である。だが、こうした検証が一次資料に基づくものではないため、やはり仏米両国政府はどのような認識を持っていたのか、どのような議論が政府内で交わされていたのか、という点について詳細な検討がなされていない。加えて、これらの研究ではいずれもボゾの考察と同様に、在仏米軍基地撤去について、統合軍事機構離脱と関連した幾つかの問題の一つとして論じられている。さらに、日本の学界との関係でいえば、これまでこの在仏米軍基地撤去について考察した文献はなかった。

ドゴールが目指したフランスの自立性の回復と主権概念は不可分な関係にあり、主権概念と在仏米軍基地撤去問題は当然ながら密接に関係していた。こうした関連性から見ても、ドゴール外交における自立性を論じる際、基地撤去問題について仏米両国の交渉過程を含めた分析をすることは必須であるといえる。よって本論文では、在仏米軍基地撤去過程における二国間交渉に焦点を当て、仏米両国政府の認識や相互の動きについて詳細に検証する。そして、基地撤去がフランス主導で進められた要因を明らかにすると共に、ドゴールが目指したフランスの自立性の内実について、「独自の判断」³⁹の維持という側面に着目して考察する。

(三) 本論文の構成

以上のような考察を踏まえて、本論文は次のような構成となる。第一章では、一九五八年一〇月より開始された核実験禁止条約交渉を巡る米ソ両国の思惑と、それを批判したドゴールの核軍備管理・軍縮構想について、米ソ首脳との会談における議論や演説、回顧録を通して明らかにしていく。そして、こうした分析を踏まえて、ドゴールがPTBTを拒否した理由について考察する。また、PTBTを含む当時米国が推進した外交政策と、これに反対したドゴール外交の内実を体系的に論じることで、仏米両国における対立の背景について検証する。

第二章では、米国政府内でMLF構想が形成、推進されていく過程を分析し、ワシントンがいかなる目的に基づき、この構想を考案したのか分析する。そして、MLFに対する「カウンター・ポリシー」としてのドゴールによる欧州核政策について検討し、仏米独三カ国の相関関係の中でその試みが「挫折」した要因を考察する。また、フランスのMLF批判について、対米、対独関係に焦点を当てて分析し、そうした検証を通じて、MLF構想が失敗に終わった原因について解明する。

第三章では、フランスのNATO統合軍事機構離脱について検証する。考察においては、ドゴールが主張した「NATO改革」の内実に注目し、キータームとして設定する。そして、

³⁸ Harrison, *The Reluctant Ally*.

³⁹ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.167.

「三頭体制」の提案以降、その主張が曖昧化した時期も含めて検討することで、ドゴールが単独的に統合軍事機構から離脱した要因について明らかにする。また検討の際には、統合軍事機構離脱と同時期に遂行されたドゴールの訪ソとを合わせて論じていくことで、米欧関係の秩序再編を目指した試みについて体系的に検証する。

第四章では、六六年三月に、フランス政府から在仏米軍基地撤去に関する要求が表明されるまでの仏米両国の動きと、その後の米軍基地や軍事施設など二国間協定を巡る交渉過程について検討する。そして、フランス政府が米国に対して基地撤去を要請した理由と、そうした試みが可能となった条件について、ドゴール、ジョンソンといった政府首脳の見識や、当時の戦略環境に焦点を当てることで明らかにする。また考察の際には、基地撤去を通じてドゴールが目指した自立性の内実に着目して検証する。

以上のように、PTBTに結実した核実験禁止条約交渉やMLF問題とドゴール外交との関係について研究することで、NATO 統合軍事機構離脱の内実がはじめて見えてくるのである。

第一章 核実験禁止条約交渉と「ヤルタ体制」批判

一九六三年八月五日、米国、英国、ソ連の三カ国によって締結された PTBT は冷戦体制に多大な影響を与えたと考えられている⁴⁰。米国の歴史学者マーク・トラクテンバーグは、PTBT について、西独の非核化など欧州国際政治秩序の現状維持に対する米ソ両国の「暗黙」の合意に基づき遂行されたものであり、冷戦体制の「相対的」安定化を導き出すことに寄与したと論じている⁴¹。また、国際政治学者のハンス・モーゲンソーも、PTBT の締結には米ソ両国による核独占と、互いの主導する同盟体制を維持しようという共通の思惑があったことを指摘している⁴²。これらの考察に共通するのは、冷戦における米ソ両国の軍事、イデオロギー対立という事実を認めつつも、他方でそれとは異なる米ソの「協調」とも言える側面が並存していた、と論じている点である。

当時の国際政治構造は、それまでの米ソ二極体制から多極体制への変容が認識されつつあり、西側ではフランスによる米国の支配的地位への対抗、東側では中ソ対立の激化という形で顕在化していた。こうした多極的な傾向を強めていく国際政治構造において重要な役割を担ったのが、核兵器である。米ソ（および英国）以外の国家による核兵器の保有、つまり核拡散の現実化という安全保障環境の変化を受けて、両超大国は戦略的安定、自陣営における支配的地位を維持するために、何らかの対応を取るよう迫られていた。こうした文脈から導き出されたのが PTBT である。

本章では、この PTBT に結実した核実験禁止条約交渉について、ドゴールの外交政策を軸として考察していく。考察の対象となる時期は、主に核実験禁止条約交渉が始まった五八年一〇月から、PTBT が締結された六三年八月までとする。

(一) 核実験禁止条約交渉と核軍備管理・軍縮構想

一九五八年一〇月三十一日、スイスのジュネーヴで米英ソ三カ国による核実験禁止条約交渉が開始された⁴³。会議では核実験禁止における、その体制作りを巡って激しい議論が交

⁴⁰ 正式名称は「大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約 (Treaty Banning Nuclear Weapon Test in the Atmosphere, in outer Space and under Water)」。

⁴¹ Trachtenberg, Marc, *A Constructed Peace: the Making of the European Settlement, 1945-1963*, Princeton, Princeton University Press, 1999, pp.390-398.

⁴² Morgenthau, Hans, *A New Foreign Policy for the United States*, N.Y., Frederick Praeger, 1969, pp.235-238.

⁴³ 核実験禁止条約交渉については、Schrafstetter, Susanna and Twigg, R. Stephen, *Avoiding Armageddon: Europe, the United States, and the struggle for nuclear nonproliferation, 1945-1970*, Westport, Praeger Publishers, 2004 ; Mastny, Vojtech, "The 1963 Nuclear Test Ban Treaty: A Missed Opportunity for Détente?", *Journal of Cold War Studies* 10, No1 ; Seaborg, Glenn T., *Kennedy, Khrushchev and the Test Ban*, California, California University Press, 1983.

わされ、ほどなく米英両国とソ連との間で対立が露わになる。その結果、何ら具体的な展望が描けぬまま、交渉は行き詰まりを見せることになった⁴⁴。核実験禁止条約交渉とはどのようなものであったのかという点について検討していく前に、まず交渉が開始されることになった背景について概観したい。

五〇年代前半において、米ソ両国は共に水爆実験に成功するなど、その核兵器開発を促進させていた。また英国も五二年一〇月に初の核実験を成功させ、第三の核保有国となっていた。こうして核開発競争が激しさを増していく中、米国の核実験によって日本の漁船、第五福竜丸が被爆した事件（五四年三月）は各国に大きな衝撃を与えた⁴⁵。核兵器を巡る新たな犠牲者が出たことは不可避的に国際世論を刺激し、反核運動拡大の重要な契機となる。

米国に核戦力整備で遅れを取っていたソ連は、五七年に人工衛星スプートニクの実験に成功するなど、米国に追いつくべくさらなる開発を進めていた。米国政府はソ連の急速な核開発への動きを受け、それに対抗する必要性を認識しつつも、他方で将来的には米ソ両国の核戦力は「手詰まり」となり、その使用は益々困難なものとなると予測していた。そのため自国の核戦力を強化し、優位を模索しながらも、過剰な核軍拡競争に伴う安全保障のジレンマという事態を避けるために、軍備管理を通じて一定の範囲で緊張緩和を生成する意義を認め始めていたのである。

またこの時期、米英ソ三カ国以外にも多くの国が核開発可能な技術を持ちつつあると見られていた。特にフランス、中国はすでに核開発に着手しており、核拡散は現実的な懸念と理解されていたのである。米国政府は核保有国が増加することによって、戦略環境における不確実性が高まり、意図しない核戦争に巻き込まれる可能性について深刻に憂慮していた⁴⁶。こうしてワシントンは米ソ関係における緊張緩和の実現と、これ以上の核拡散を防

⁴⁴ 核兵器問題、通常兵器の削減など軍縮全般についての議論も国連などで行われていた。しかし、国連原子力委員会（四六年）や国連通常軍備委員会（四七年）、それらを継承した国連軍縮委員会（五〇年）や国連軍縮小委員会（五四年）は、朝鮮戦争などによる冷戦の激化や、ソ連と米国を中心とする西側諸国との意見の対立もあり、実質的な進展は見られなかった。例えば原子力委員会と、通常軍備委員会における討議は、五〇年の中華民国の議席を巡る対立を受け、ソ連が安全保障理事会をボイコットしたことに伴って停止していた。また軍縮委員会、軍縮小委員会についてもその構成が西側に有利であるとするソ連の反対などもあり五七年以降機能していなかった。その後、軍縮については一〇カ国軍縮委員会（六〇年）、十八カ国軍縮委員会（六二年）などに形を変えて議論がなされていた。

⁴⁵ 五四年三月一日、第五福竜丸はマーシャル諸島航行中に、米国の水爆実験による放射性降下物を浴び乗組員全員が被爆する。そして、その内の一人が半年後に死亡した。

⁴⁶ 米国政府は、特に西独による核保有の可能性について懸念していた。西独の核保有という事態は、脅威認識を高めたソ連との間で核戦争が勃発する可能性さえも想起させたからである。こうした西独の非核化の必要性については、米ソ両国の共通の認識として理解されるものであった。他方でフランスなど西欧諸国は、ソ連によるスプートニクの成功以来、米国による拡大抑止の信頼性に対して疑念を持ちつつあった。こうした疑念が、フランスの独自核開発への動きや、西独による同盟の核政策に対する関与への要求に結びついていくのである。

止することを重要な戦略的課題として位置づけていくのである。

上記のような状況を受け、ドワイト・アイゼンハワー米政権では、ソ連や英国との間で核実験禁止について何らかの条約を締結する可能性について議論が進められた。だが政府内においては、核実験禁止に積極的な姿勢を見せていたジョン・フォスター・ダレス長官を中心とする国務省と、米国の安全保障のためには核実験を継続することが不可欠であると説く国防総省や原子力委員会（Atomic Energy Commission=AEC）との間で意見の相違があり、コンセンサスを形成することは容易ではなかった⁴⁷。国防総省や AEC は、ソ連の核戦力整備が急速に進められていることから、米国もそれに対抗するために核実験を継続することが不可欠であると主張した。またソ連との間で何らかの合意ができたとしても、彼らとその閉ざされた社会という利点を使って秘密裏に核実験を進めるのではないかと懸念していた。他方、国務省は、核実験禁止は必ずしもソ連の軍拡を妨げるものではないとしつつも、核拡散を防ぐ機会を与えるものであるとして、その必要性を説いた⁴⁸。

五八年三月三日、ソ連は核実験の停止を一方向的に宣言し、さらに米英両国に対しても核実験を停止することを求めた。この決定は核実験に伴う放射性降下物による被害を懸念する人々や、核廃絶を目指す国際世論に肯定的に迎えられた。そのため、米国政府としても核実験に関して何らかの積極的な姿勢を見せることを迫られる。そして、政府内における激しい議論の末、八月二二日に米国政府も核実験の停止を宣言することになる。

核実験禁止条約交渉はこうした戦略環境を背景として開始された。アイゼンハワース大統領はこれ以降、核拡散防止のために核実験禁止についてソ連と合意することを目指すと共に⁴⁹、主に西独を念頭におきながら NATO における核戦力共有の可能性を模索する⁵⁰。この MLF を中心とする核共有問題については後述する。

アイゼンハワー政権では大統領の意向を受けて、当初、包括的な核実験禁止条約の締結が目指されていた。だが、秘密裏に実施される恐れがあるとされた地下核実験について、検証可能な査察体制の構築が不可欠であるとする米国と⁵¹、スパイ行為に繋がるとしてそれに消極的なソ連との間で合意することができず、さらには国防総省、AEC など国内の根強い反対もあり、その後の政権の交渉姿勢は包括的禁止と部分的禁止との間で揺れ動くことになる。

⁴⁷ Schrafstetter and Twigge, *op.cit.*, pp.86-87.

⁴⁸ *Ibid.*, p.87.

⁴⁹ アイゼンハワー政権における核実験禁止条約交渉については、Smith, Martha, "The Eisenhower Administration and the Nuclear Test Ban Talks, 1958-1960: Another Challenge to Revisionism," *Diplomatic History*, Vol.27, No.4; 倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ 同盟政策としての東西軍備管理交渉』ミネルヴァ書房、2008年。

⁵⁰ アイゼンハワー政権における NATO の核戦力共有問題については、牧野和伴「MLF 構想と同盟戦略の変容（I）（II）」『成蹊大学法学政治学研究』第21・22巻、1999、2000。

⁵¹ ワシントンはソ連が共産主義独裁国家体制であることから、米国などと比べて情報の統制が容易であると考えていた。

ソ連は上記のように査察に対して消極的であったが、一定のレベルでそれを認める姿勢も見せていた。だが、その査察の在り方を巡って米ソ両国は激しく対立することになる。特に争点となったのは、国際管理機関における拒否権の問題、監視所の人員構成、現地査察などについてであった。国際管理機関は、現地査察の必要性が提起された場合、その決定を行う組織とされた。ソ連は、現地査察を決定する際には拒否権が認められることを求めた。これに対して米英両国は拒否権を認めることで、査察体制の信頼性が低下する恐れがあるとしてそうした主張の受け入れを拒んでいた。また監視所については、五八年の段階では世界中に一八〇カ所開設し、米ソ領内にもそれぞれ一定数設置するという議論がなされていた。米国政府はその監視所施設の長について、ソ連領内では米国あるいは英国人が、米英領内ではソ連人が就任するべきであるとした。これに対して、ソ連は所長を自国人とするべきとして米国の案に反対していた。また現地査察とは、監視所が何らかの振動を感知した場合に、その原因が地震によるものか、核実験によるものであるのか該当箇所に直接赴き査察を行うことであったが、現地査察の必要性自体や、年間の査察回数などを巡って米ソ両国は熾烈な議論を繰り返していた。

翌五九年四月、アイゼンハワーは交渉打開のため、ソ連のニキータ・フルシチョフ首相に対して、地下、水中、および超高空を除く高度五〇キロ内における核実験の禁止条約について打診する。これにより、査察の問題を回避しようと考えたのである。しかし、フルシチョフは地下核実験を継続可能とすることは、軍拡競争に歯止めをかけるものではないとしてこの提案を拒否した⁵²。こうして核実験禁止条約交渉は、ソ連が包括的な核実験禁止を主張しつつも、米英両国が求めた査察体制についてはスパイ行為に繋がるとして受け入れないこともあり、行き詰まりを見せていくのである⁵³。

五九年九月、アイゼンハワーとフルシチョフは米国のキャンプデービッドにおいて会談を行う。会談は和やかな形で終わり、米ソ間に信頼醸成が形成されつつあるように見られ

⁵² Schrafstetter and Twigge, *op. cit.*, p.98. ただ、多くの研究者が、実際にはフルシチョフは現状において米国の核戦力が圧倒的に優位にあると理解しており、米国に追いつくためには制約を課さずに核実験を実施する必要があると考えていた、と分析している。そうした考察によると、フルシチョフはこの段階において包括的な核実験禁止のみならず、部分的な核実験禁止条約についても積極的ではなかったとされ、その姿勢が変化するのはキューバ危機以後、と論じられている。青野利彦「1963年デタントの限界—キューバ・ミサイル危機後の米ソ交渉と同盟政治 1962—1963年」『一橋法学』第8巻第2号、2009、131頁。フルシチョフの核政策については、Zubok, Vladislav and Harrison, Hope, “The Nuclear Education of Nikita Khrushchev,” in John Lewis Gaddis et al.(eds.), *Cold War Statesmen Confront the Bomb*, Oxford, Oxford University Press, 1999. また、ソ連による最初の地下核実験は、六二年二月に実施された。Strode, Rebecca, “Soviet Policy Toward a Nuclear Test Ban: 1958—1963,” Michael Mandelbaum (ed.), *The Other side of the table: the Soviet approach to arms control*, N.Y., Council on Foreign Relations, 1990, p.19.

⁵³ 実際に、米国政府は核実験禁止に伴う査察によって、ソ連の国内社会をよりオープンなものにできるのではないかと考えていた。

た。こうした雰囲気を受けて、翌六〇年五月一六日から開催される米英仏ソ四力国によるパリ・サミットでは、軍備管理・軍縮問題について交渉の進展が期待された。しかし、サミット直前に、米国の U2 偵察機がソ連領空を通過中に撃墜された事件によって、米ソ間の緊張が再び高まる。パリを訪れたフルシチョフはエリゼ宮における会議の冒頭、この米国のスパイ行為を激しく非難し、アイゼンハワーに謝罪を求め、それが受け入れられなかった結果、会議の出席を取り止めた。こうして、四力国首脳によるサミットは何ら成果のないまま一七日に閉会し、核実験禁止条約交渉は再び暗礁に乗り上げることになる⁵⁴。

続くケネディ政権においても、核実験禁止条約交渉打開への糸口は見られなかった。六一年六月のウィーンにおける米ソ首脳会談は、若いケネディを組み易いと捉えたフルシチョフが挑発的な言動を繰り返したこともあり、物別れに終わっていた。そして、八月一三日、ソ連は突如東西ベルリン間に壁を建設すると共に、九月一日には三年間停止していた核実験を再開する。この時フルシチョフは、軍の幹部から核実験を再開するよう強い圧力を受けていた、と見られている⁵⁵。

ソ連の核実験再開を受けて、モスクワに対する不信感を強めた米国政府も九月一五日に地下核実験を実施し、翌六二年四月には大気圏内の核実験も再開させる。ケネディもフルシチョフと同様に軍部、議会などから実験再開への圧力を受けていた。この間、六二年一月には、核実験禁止条約交渉が査察の在り方を巡る対立などによって、何ら具体的な成果がないまま終了していた。こうして米ソ両国の相互不信は強まり、冷戦体制における緊張は再び高まっていくのである。その結果、米国政府が重要な戦略的課題として掲げていた、米ソ関係における緊張緩和の実現と核拡散の防止について、この時点で具体的な成果を見ることはなかった。これらの課題が再び動き出すのはキューバ危機後となる。

次に、上記のような核実験禁止を含む核軍備管理・軍縮問題について、ドゴールはどのような構想を持ち、対応したのか検討する。ドゴールは五八年の政権復帰以降、一貫して

⁵⁴ フルシチョフはスプートニクの成功以降、西側諸国のいわゆる「ミサイル・ギャップ」に対する不安を利用して、核による「ブラフ」を繰り返していた。だが実際には、ソ連の核攻撃能力が米国と比べて劣っていることを認識しており、米国の偵察によってそうした事実が露わになることを恐れていたと考えられている。U2 事件はスパイ行為に関するフルシチョフのこうした不安を如実に表すものであった。アイゼンハワーは偵察活動によって依然として米国の戦略核能力が優位にあり、「ミサイル・ギャップ」が存在しないことを理解していた。大統領就任前、「ミサイル・ギャップ」への対応について共和党政権を批判していたケネディも就任後間もなく、アイゼンハワーと同様の認識を持つことになる。

⁵⁵ ロナルド・ポワスキーは、ソ連の軍幹部が米国の核政策における目的を核の第一撃能力の整備であると警戒していたため、核実験を再開してこれに対抗するようフルシチョフに迫っていた、と分析している。Powaski, Ronald E., *March to Armageddon: The United States and the Nuclear Arms Race, 1939 to the Present*, Oxford, Oxford University Press, 1989, p.102. またソ連の政策決定者は、核実験禁止条約交渉が行われていた五八年から六三年にかけての欧州戦略環境は、米国が NATO 諸国に多くの核兵器を配備したことで非常に危険なものとなったと認識していた。Strode, *op.cit.*, p.5.

核開発をフランスの安全保障政策における最重要課題として掲げていた。核時代において、独自核戦力の保有はフランスの自立性を維持するために不可欠であると考えられており、仮にこうした核開発を止めるとすれば、大国間における「真の軍縮」が実現されることが条件とされた。ただ、五三年三月のヨシフ・スターリンの死後、東西関係に緊張緩和の兆しが見られたとはいえ、ドゴールは「真の軍縮」が可能となる戦略環境が直ちに到来するとは考えていなかった。つまり、依然として相互不信が拭いされず、国内に軍縮に対する反対勢力を抱える米ソ両国の間で、そうした合意がなされることは困難であろうと認識していたのである。それ故、フランスの核計画についてもその方針が揺らぐことはなかった。

六〇年五月に開催されるパリ・サミットを前に、三月二三日から四月二日にかけてフルシチョフ首相がフランスを訪問する。その際、サミットでの重要課題であった核軍縮についてドゴールとの間で議論がなされた。二五日の会談でドゴールは、「フランスは真の核軍縮に関する協定が結ばれることを望む。まず、核運搬手段と現存する兵器を廃棄する必要がある」と主張した⁵⁶。また四月二日の会談でも、「核兵器の廃棄は緊急の課題であるが、それと同様にロケットや基地、核運搬手段についても共同の監視によって軍縮を進めなくてはならない」と述べる。これに対してフルシチョフは、「この問題について、ソ連とフランスの立場は話し合いで容易に解決できる僅かな部分を除いて同じであると確信する⁵⁷」と返答し、ソ連とフランスの核軍縮に対する考え方が近いことを強調した。

だが、仏ソ両国の考え方には、軍縮の根幹をなす部分を巡って深刻な見解の相違があった。ドゴールは米ソ両国首脳との会談や演説などで、核軍縮においては十分に検証可能な査察体制の構築と、核兵器の運搬手段の廃棄が重要であると主張していた。これに対してソ連政府は、核運搬手段の廃棄については欧州における通常兵力の優位もあり、肯定的な姿勢を見せつつも⁵⁸、査察についてはスパイ行為に繋がるとして否定的であった。このように仏ソ両国の考え方には、特に査察をどう捉えるかという軍縮の根幹部分において、大きな差異が存在したのである。

ドゴールは、六二年にフルシチョフに宛てた書簡の中で、「真の管理システムを創設しないで、核兵器の廃棄を実現させようとするのは無意味である。現在、膨大な数の核兵器が分散して存在しており、隠すことはより容易になっている。(中略)このことからフランスは廃棄と禁止に関して、核運搬手段、すなわちミサイル、爆撃機、潜水艦についても適用するべきであると常に主張してきた。こうした兵器は今日でもより発見が容易であると考えられるし、これらを廃棄することは疑いもなく核兵器の危険性自体をほぼ完全に排除することに結びつくであろう」と述べている⁵⁹。このようにドゴールの構想とは、検証可能

⁵⁶ *Documents Diplomatiques Français[thereafter DDF], 1960, Tome 1, pp. 367–368.*

⁵⁷ *Ibid.*, p. 394.

⁵⁸ *FRUS, 1961–1963, Vol. 13, p. 716.*

⁵⁹ *DDF, 1962, Tome 1, pp. 182–183.* またドゴールは自身の回顧録の中でも、「我々の立場は、

な査察体制を構築すると共に、核運搬手段の廃棄を進めていくことで、核兵器の実質的な意義を低下させていくというものであった⁶⁰。

次に、米国政府との議論について概観していく。五九年九月四日、ドゴールはパリ近郊のランブイエにおいて、アイゼンハワーと会談を行う。その中で、「六〇年三月に[実際は二月]、フランスは核実験を実施する予定である。(中略)仮にすでに保持する核兵器の廃棄について合意がなされるのであれば、フランスも喜んで核計画を止めるだろう。だが核実験の停止のみでは、フランスが自国の核計画を中止することにはならない」と述べ、核実験禁止のみの軍備管理について否定的な見解を示している⁶¹。

六〇年四月二四日、米国を訪問したドゴールは再びアイゼンハワーと会談する。そこでドゴールはフルシチョフに対してと同様に、核運搬手段の廃棄を中心とする軍縮案の意義について語った。これについてアイゼンハワーは、「ソ連が領土全域の査察を必要とするような協定に同意することはないだろう。五五年に『オープン・スカイズ』について提案した際、フルシチョフは単なる領空通過に関して『スパイ行為である』と拒絶した。フルシチョフの反対が予想されることから、我々はより穏健な提案をしているのである。それらが機能した場合、その次の段階に進むことになる」と述べた。アイゼンハワーはこうして、ソ連が査察に対して否定的な姿勢を見せていた以上、より確かな査察体制の構築が不可欠である運搬手段の廃棄についてその実現可能性に疑問を示し⁶²、現状においてまずは核実験禁止条約を目指していく米国政府の方針を説明した。

アイゼンハワーが述べたように、ソ連政府のこれまでの姿勢から見て、大規模な査察体制が必要とされる運搬手段の廃棄という軍縮措置が困難であろうことは確かであった。ただ他方で、米国政府は核運搬手段の廃棄について必ずしも積極的になれない理由があった。なぜなら核運搬手段の廃棄によって、欧州におけるソ連の圧倒的な通常兵力に対抗する核報復能力が低減化し、米国の拡大抑止の信頼性に深刻な影響を与える恐れがあったからで

核弾頭の製造および保持の例外なき禁止、それを効果的に実現するための厳格な国際的管理を支持するというものであった。このような全面的な解決が困難なのであれば核運搬手段の廃棄については「それを現場で確認することは可能である一少なくとも実現されねばならない」として、核運搬手段の廃棄がより実行性の高い軍縮政策であると語っている。Gaulle, Charles de, *Mémoires d' espoir, Le renouveau*, Paris, Plon, 1970, p.244.

⁶⁰ DDF, 1963, Tome1, p.295. ドゴールはこの核運搬手段の廃棄について、「戦略的距離を運搬可能な兵器に適用し、全面的な破壊を突然引き起こす誘因と可能性を消滅させるべきである」と述べている。このことから、特に「戦略核兵器」の運搬手段の廃棄を重視していたことが理解できる。Gaulle, Charles de, *Discours et Messages[thereafter DM]*, Tome3, p.217.

⁶¹ FRUS, 1958-1960, Vol. 7, p.273.

⁶² *Ibid.*, p.349. ドゴールは会談の中で、「彼[フルシチョフ]は実際には本気で核軍縮を望んでいないとの印象を受けた」とソ連に対する疑念をアイゼンハワーに対して率直に述べている。フランス政府はソ連の軍縮に対する姿勢を「プロパガンダ」と捉えていた。

DDF, 1960, Tome2, p.349.

ある⁶³。そのため、米国はドゴールの主張に一定の理解を見せつつも、通常兵器の削減などと独立した形で、先行的にそうした廃棄が進むことについては否定的であったのである⁶⁴。こうした米国政府の姿勢について、ドゴールは回顧録の中で、「私の提案はまず、核運搬手段を査察つきで廃棄するべきというものであったが、米国の意図とあまりに隔たったものであったため、米国の大統領がこの段階で受け入れることはなかった⁶⁵」と批判している。このように仏米両国は、検証可能な査察体制構築の必要性について同意しつつも、核運搬手段の位置づけなどを巡って、異なる認識を持っていたのである。

また、先に述べたように、ドゴールは核実験禁止のみの軍備管理交渉に否定的であった。フランス政府は、核運搬手段の廃棄を重視すると共に、核分裂性物資（高濃縮ウラン、プルトニウム）の平和利用への転換についても合わせて実現されるべき、という方針を示していた⁶⁶。実際に、米国政府も核実験禁止条約交渉が開始される以前には、核実験禁止と核分裂性物資の問題とを関連づけて交渉する姿勢を見せていた。しかし、ソ連の譲歩が期待できないとの理由などからその方針を転換し、五八年以降、核実験禁止条約交渉と切り離して協議を進めていた⁶⁷。フランス政府は、核実験の禁止がその他の軍縮措置と関連づけられずに締結されれば、核保有国と非核保有国との差別的な地位を助長するとして警戒していた⁶⁸。こうしてドゴールは、米国政府の軍縮に対する姿勢に疑念を深めていくのである⁶⁹。

ドゴールはフルシチョフ宛ての書簡の中で、「軍縮自体の問題を取り上げずに、核実験に限定して協議を行うことは正当化できるものではない。人類に重くのしかかる核の脅威を遠ざけるには核実験の禁止は本質的なものではなく、現存している兵器を破壊し、新たな兵器を製造しないことが必須である。核実験の禁止はそれ自体では軍縮の始まりになるものでは全くない。それは核兵器を独占し、決定的な破壊手段を保持している国に対する抑制にはならないであろう」と述べ、核実験禁止条約交渉の意義について否定的な見解を示している⁷⁰。

⁶³ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13, p. 716.*

⁶⁴ *DDF, 1960, Tome 1, p. 46.*

⁶⁵ De Gaulle, *Mémoires d'espoir*, p. 236.

⁶⁶ *DDF, 1960, Tome 1, p. 236.*

⁶⁷ 倉科、前掲書、97頁。

⁶⁸ Maddock, *op. cit.*, p. 117. 六一年十一月、ソ連は核実験禁止条約交渉にフランスを招くことを提案する。Vaïsse, "La France et le Traite de Moscou," p. 50. しかし、フランスは核実験の禁止は真の軍縮ではないとして参加を拒否した。Goldschmidt, *Les Rivalités Atomiques*, p. 253.

⁶⁹ 六〇年二月の段階でフランス外務省は、米国政府は核軍縮に消極的であると判断していた。そして、「米国もソ連も現状において真の軍縮は不可能であると考えており、両陣営とも抑止力と呼ばれるものを重視しているため、それを放棄することを望んでいない。彼らにとって平和は軍縮を通じてではなく、軍事的均衡によって保障されると理解されている」と分析している。*DDF, 1960, Tome 1, pp. 235-237.*

⁷⁰ *Ibid., 1962, Tome 1, pp. 182-183.*

ドゴールが述べているように、核実験禁止条約が締結されたとしても、米英ソ三カ国がすでに保有する核戦力の廃棄が義務づけられる訳ではなく、これまでの核実験から得たデータによってさらなる核開発を進めることが可能であった。ドゴールはこの点について、米ソ両国とも「新たな爆発実験を実施しなくても、ほとんど無限に核兵器を完成させる知識を蓄積した」と述べている⁷¹。このように、部分的な禁止のみならず、包括的な核実験禁止であっても、核軍縮という観点から見ると不十分なものであったのである。

ドゴールは回顧録の中で、「[フルシチョフは]すべての核兵器の廃棄を提案しているのだが、査察については反対するというのであった。これでは禁止が無意味なものになることは歴然としていた。彼は恐るべき兵器については大声で非難するのだが、その廃棄について真剣に考えていなかった。結局のところ米国の態度も同じであった。私は、フランスは欺かれないと指摘しておいた⁷²」として、米ソ両国の姿勢を批判している。

他方で、軍縮としての意義が不十分であるにも関わらず、核実験の禁止はフランスや非核保有国に対して大きな影響を与えるものであった。当時、フランスの核技術水準は初期段階にあり、地下核実験の技術を十分に保持しておらず、大気圏内実験に多くを依存していた⁷³。将来的に開発が予定されていた水素爆弾については、大規模な爆発が伴う大気圏内実験の実施が不可欠であった⁷⁴。従って、フランスの核計画が初期段階にあったこの時点において包括的な禁止のみならず、部分的な核実験禁止であっても、核開発を大きく制約するという性質を持っていたのである。こうした側面は、必然的にドゴールの核実験禁止条約交渉に対する姿勢に影響を与えたと考えられる。

このようにドゴールは、米ソ両国首脳との議論を進めていくことで、核実験禁止条約が軍事的意義に欠けるものであると共に、この条約が交渉当事者である米ソ両国自身への制約を念頭においたものではなく、将来にわたって非核保有国による核開発を防ぐことを目指したものであるとの意を深めていく。つまり核実験禁止条約交渉は、米ソ両国が核独占に基づき自国の勢力圏における支配的な地位を維持するという、優れて政治的な目的に起因するものであると理解されたのである。

こうした状況を受けて、ドゴールの核政策はさらにその独自性を強めていく。六二年五月一五日の記者会見では、そうした姿勢が如実に表されていた。

「問題は軍縮である。つまり運搬手段から始めて、相互管理に基づきそれらの兵器を廃棄

⁷¹ *DM, Tome 3*, p.134.

⁷² De Gaulle, *Mémoires d'espoir*, pp.243–244.

⁷³ Mahan, Erin, *Kennedy, de Gaulle, and Western Europe*, Hampshire, Palgrave, 2003, p.153. フランスは七四年まで大気圏内における核実験を続け、その後、地下核実験に移行した。またその間、六六年からは南太平洋仏領ポリネシアのムルロア環礁で実験が行われていた。

⁷⁴ フランス初の水爆実験は、六八年八月二四日に実施された。

することである。この点については我々も、我々自身の問題がある。軍縮が実現されない限り—そのような道へと進む兆候は全く見られないが—我々は、我々自身に向き合う義務があり、我々自身の核抑止力を開発していく必要がある。したがって、そうした目的に達するまで、繰り返すが他国が彼らの破壊兵器を廃棄しない限りにおいて、我々はあらゆる方法による実験を継続する。この点からみても、我々がジュネーヴ会議に参加する理由はない⁷⁵。もちろん、いつか真の軍縮を求める諸国が集まる機会があれば—我々の見解からすれば、そのような会議は四つの核保有国によって構成されるものである—フランスは喜んで参加するであろう。その時までは、幻滅が不可避である交渉にフランスが参加する必要性を認めることはない⁷⁶」

これは、「真の軍縮」が実現されない限り、フランスは核開発を継続するというものであった。フランスはその後もこうした論理に基づき独自核兵器の開発を進めていくことになる。

以上に検討してきたように、ドゴールの核軍備管理・軍縮構想は、検証可能な査察体制の構築と、核兵器の運搬手段の廃棄を重視すると共に、核分裂性物資の平和利用への転換についても合わせて実現されるべきとするものであった。それでは、ドゴールの構想はフランスの外交政策においてどのような意味を持っていたと理解することができるであろうか。

第一に、核軍縮に向けて、実際に有効な提案を示していたことが挙げられる。核兵器は基本的に運搬手段が整備されることで、その威力を発揮する。五七年のソ連によるスプートニク実験の成功が西側諸国を震撼させたのは、まさにそうした理由からであった。運搬手段の高度化は、地政学的な条件を緩和させることで、各国の核兵器に対する脅威認識をより直接的なものへと変容させたのである。また、核分裂性物資の問題についても、核軍縮を進める上で重要性の高い分野であると言えた。今日のカットオフ条約（兵器用核分裂性物資生産禁止条約）を巡る議論に見られるように、さらなる核開発、核拡散を防ぐために効果的な政策であったのである。このように、ドゴールの構想は核軍備管理・軍縮を実現する上で、極めて有効な提案であったと理解することができるのである。

第二に、フランスの核開発を正当化するためのレトリックとしての役割を担った、という側面を挙げることができる。ドゴール政権において、核兵器開発は最も優先される課題であった。そのため、米ソ両国による軍縮が進まず、さらには核開発が初期段階にあったこの時点で、フランスが核実験を停止し、本格的な核軍縮に向かう可能性は低かったと考

⁷⁵ 当時ジュネーヴでは、軍縮全般について協議する一八カ国軍縮委員会が開かれていた。この会議は、東西各五カ国と中立国八カ国によって構成されていたが、フランスはボイコットしていた。

⁷⁶ *DM, Tome 3*, pp.414-415.

えられる。だが他方で、国際世論レベルにおいては、核兵器について何らかの規制がなされるよう期待されていたことも事実であり、核実験禁止についても賛同する意見が多数あった。そのため、フランス政府は自国の方針を正当化するために、具体的な提案をするなど核軍縮について誠実に対応したが、「真の軍縮」の実現が困難であるため米英ソと同様に核開発を継続せざるを得ない、という論理を展開したのである。こうした論理展開は、この後詳細に見ていくことになるが、PTBT 締結を巡る仏米交渉においても一貫して掲げられることになった。このように、ドゴールの核軍備管理・軍縮構想は、フランスが核実験を継続することに伴う、各国からの批判やある種の道義的な制約から逃れるためのレトリックとしての性格を持ち合わせていたと理解することができるのである。

(二) 米国の統合化政策とフランスの対応

本節では、核実験禁止条約交渉など、米国の核軍備管理・軍縮政策に対するドゴールの批判的な動きに影響を与えた、仏米両国の同盟運営を巡る問題について論じていく。そして、最終段階におけるドゴールの PTBT 拒否に結びついた仏米対立の背景には何があったのかという点について、米国主導の統合化された同盟体制に焦点を当てて検討する。この米国主導の同盟体制とドゴール外交の関係という問題は、本論文において重要な位置を占めることから、ここでその全体像について詳細に考察したい。考察の際には、特に、統合化の側面がより顕著になったケネディ政権時代における同盟関係に着目する。

米国主導の統合化された同盟体制とは、ソ連という「共通の脅威」に対抗するため NATO を通じて行われたワシントンの同盟政策に基づくものであり、統合軍事機構を中核とするものであった⁷⁷。NATO は一九四九年四月四日、米国とカナダ、欧州一〇カ国を原加盟国として発足する。その後、ギリシャ、トルコ（五二年）、西独（五五年）が加わり、六〇年代には一五カ国により運営されていた⁷⁸。また、NATO の方針はコンセンサスにより決定され、全加盟国の同意を必要とした。

当初、NATO には恒常的な司令部・司令官は存在せず、緩やかな同盟体制を採っていた。その点で、伝統的な同盟との大きな差異はなかったといえる。しかし、五〇年六月、北朝鮮による韓国への侵攻から勃発した朝鮮戦争は、欧州において東西ドイツという類似した戦略環境を持つ西側諸国に大きな衝撃を与えることになる。共産主義の軍事的脅威を深刻に受け止めた西側諸国は、米欧のカップリングの制度化、つまり米国のコミットメントをより確実なものにするため、同盟体制の統合化を推進した。その結果、NATO は米国を欧

⁷⁷ 本稿で述べる米国主導の統合化された同盟体制とは、統合軍事機構を通じてという意味でのいわば「狭義」の統合化と、欧州諸国を NATO により深く組み込み、米国に対する依存を深めさせるという意味での「広義」の統合化という概念を含んでいる。

⁷⁸ NATO を巡る米欧関係については、Kaplan, Lawrence S, *The United States and NATO: The Formative Years*, Lexington, Kentucky University Press, 1984; 金子讓『NATO 北大西洋条約機構の研究：米欧安全保障関係の軌跡』彩流社、2008。

州に組み込む形で指揮命令統制を構築していき、統合軍事機構を中核とする恒常的に統合化された同盟体制を形成していったのである。

NATO の統合軍事機構は五〇年代前半、数回にわたり改編されていたが、六〇年代には各国の参謀総長による軍事委員会 (Military Committee) を最高機関として、欧州連合軍最高司令部、大西洋連合軍最高司令部 (Atlantic Command)、海峡連合軍司令部 (Allied Command Channel)、米・加地域計画グループ (Canada・U.S. Regional Planning Group) によって構成されていた⁷⁹。そして、各司令部を通じた恒常的な指揮命令統制を形成し、加盟国間の役割分担を制度化することで、東側の侵攻に対する防衛体制の即応性および効率化を図る。こうした指揮命令統制の形成により NATO 加盟国の軍事力は、常時 NATO の指揮下に配置される戦力、有事に NATO の指揮下に配置される戦力、各国家の指揮下に留まる戦力の三つのカテゴリーに分類されることになった⁸⁰。このような NATO の統合軍事機構に見られる、平時における指揮権の統合は前例のないものであった⁸¹。また、制服組のトップである欧州連合軍最高司令官 (Supreme Allied Commander Europe=Saceur) は常に米国のポストとなっており、在欧米軍の指揮権も兼ねていた。その結果、欧州連合軍最高司令部からの指揮命令統制は米国の意向を強く受けることになり、事実上の強制力となって加盟国に大きな影響を与えることになる。

以上のように、米国主導の同盟体制は、共産主義の軍事的脅威を認識した欧米諸国が、相互の了解に基づき形成していったものであった。これらは主に、統合化における軍事的な側面であるが、このような軍事面での影響力は、必然的に政治面での米国の欧州における支配的地位に結びついていった。そこで以下において、統合化を巡る政治的な側面に焦点当てて検討したい。

欧州諸国にとって米国への過剰な依存は必ずしも好ましいものではなかったが、戦後の荒廃の中、独自の防衛力によってソ連の強大な軍事力に対抗することは困難であり、限られた資源を経済復興に優先的に配分するためにも、ワシントンへの依存はやむを得ない選択であった。統合化された同盟体制は、あくまでも米国の「核の傘」を中心とするコミットメントの信頼性を前提としたものであった。しかし、五〇年代後半以降、ソ連による核戦力の急激な増強は、欧州諸国による米国の「核の傘」に対する信頼性を揺るがすことになる。なぜなら欧州諸国の間で、自国 (米国) がソ連による核攻撃を受ける可能性があるにもかかわらず、ワシントンがヨーロッパを防衛するために本当に核を使用するのか、という疑念が生まれたからである。欧州諸国による米国のコミットメントへの疑念は、六〇年代に入りさらに強まり、同盟国の核保有への動き、あるいはワシントンの核政策に対す

⁷⁹ 同上、64-65 頁。Isma, Lord, *NATO The First Five Years, 1949-1954*, Paris, NATO, 1954. PART2 Chapter7.

⁸⁰ 同上、60 頁。 *Ibid.*, PART2, Chapter7.

⁸¹ *Ibid.*, PART2, Chapter7.

る関与への要求に繋がっていく。こうした状況の推移は、国際政治におけるいわゆる「政治的多極化」の進行と同時並行的に展開していった。

六一年に政権についたケネディは「大西洋共同体 (Atlantic Community)」という概念を掲げ、米欧関係を強化する動きを推進した。大西洋地域における米国の優位を前提に、軍事・経済分野での相互依存の深化を目指したのである。これは「政治的多極化」という状況を受け、緩み始めた米欧関係の結束を再構築するための試みであった。その際、NATOは、「大西洋共同体」実現のための重要なツールとして使われることになる。なぜなら欧州諸国の経済力が回復した結果、米国の経済的影響力は相対的に低下することになり、依然として西側内で圧倒的な規模と能力を誇る軍事力の強調は、ワシントンのヨーロッパにおける支配的地位を維持する上でその重要性が増したからである。NATO という同盟体制を強化することは、各国の軍事協力を第一義的に NATO のシステムを通じて行うことを再認識させ、米国が懸念していた仏独の緊密化などによる「独自の欧州」への動きを制約することに繋がった。その際、重要な政策となったのが、柔軟反応戦略と多角的核戦力 (MLF) 構想である⁸²。

この柔軟反応戦略と MLF については次章で詳細に論じていくが、ここで概略を説明したい。柔軟反応戦略とは、六一年に米国政府がこれまでの大量報復戦略に代わる軍事ドクトリンとして、その採用を決定したものであった。同戦略は、有事の際に米国の一元的コントロールによって紛争のエスカレーションを限定化し、核報復についても可能な限り抑制的に行うことを主眼においたものであった。そして、その遂行においては、ワシントンによる一元的コントロールとしての指揮命令統制が強調されることから、同盟国である仏英の核戦力についてもこうした厳密な管理を乱す恐れがあるとして否定的に捉えられた。このように、新戦略における米国政府の「狙い」は、仮に仏英による核戦力保有が継続されたとしても、NATO の指揮下にその核戦力を配備することで、独自に核使用する可能性を低減化させる、というものであった。

MLF は、アイゼンハワー政権でその概要が同盟国に示され、次のケネディ政権においてより具体化された構想であった。MLF では、核搭載ミサイルを装備した複数の水上艦によって構成され、同盟国が共同で出資し運営する多角的な部隊の創設が想定されていた。核兵器の使用は MLF 参加国によって構成される協議機関が決定するとされたが、米国は核使用への拒否権を保持し続けることになる。MLF におけるワシントンの意図は、同盟国（特に西独）に核政策へ関与させることで、米国による拡大抑止の信頼性を維持しつつ、各国の独自核保有、つまり「同盟内における核拡散」を防ぐというものであった⁸³。

⁸² MLF については、Barbier, “La Force multilatérale”.

⁸³ MLF についてケネディ政権は、西独などに対して核政策に関与できると説得しながら、ソ連との交渉では、「我々は MLF において、他国が独自の判断によって核使用できる状況を想定していない。米国の核弾頭はあらゆる状況において米国の管理下にある」と述べる

こうした米国主導の同盟体制を正当化させたのは、米欧地域における防衛の不可分性という認識であった。北大西洋条約第五条に規定されているように、「加盟国に対する武力攻撃は全加盟国への攻撃」と見なされている。ワシントンは、米欧地域における防衛は不可分であり、安全保障上の国益は一致すると主張していた。こうした米国の国益概念は後に考察していくように、ドゴールとの間で同盟観に対する「認識ギャップ」を生む、大きな要因となるのであった。

以上に見てきたように、米国にとって統合化された同盟体制は、政治的、軍事的に欧州における自国のプレゼンスを保証するものであり、その支配的地位を維持する上で効率的かつ効果的なものであった。だが、他方ドゴールにとって眼前の同盟体制は、欧州の米国に対する従属の「証」であった⁸⁴。なぜなら、統合化された同盟体制は事前に加盟国の行動を決定づけるため、国家の自立性は限定的になり、しかもそうした調整が最大の軍事的な貢献国である米国の圧倒的な影響力の下、ワシントンの意向（トップダウン）に沿って制度化されるからであった。そのようなシステムでは、米国の一元的コントロールという側面が強調され、欧州はワシントンの意向に属する単なる客体であると見ることもできたのである。また、このことは欧州諸国にとって同盟運営の際、政策決定過程における実質的な決定権を持たないまま、バードン・シェアリングのみを求められる懸念にも繋がったのであった。このように、米国主導の統合化という概念に基づく同盟体制とは、同盟関係におけるある種の階層構造を実体とするものであり、そうした非対等性を制度化するものであった。

西側同盟の国益についても、先に挙げた米国側の認識とは異なり、米欧間で一致しない場合が十分に予想された。同盟関係を結んでいるとはいえ個々の主権国家である限り、各国の国益は戦略環境、地政学的条件、歴史的文脈などから必然的に相違が生じるものであり、そのことは同様に安全保障における脅威認識の相違にも繋がるものであった。こうした米欧間の潜在的かつ顕在的な相違は、同盟運営に対して不可避免的に影響を与えることになる。なぜなら米国主導の同盟体制は、前述したように加盟国の国益、脅威認識の一致という概念を重要な存在根拠としていたからである。このように、多元性を尊重する勢力均衡的思考を重視するドゴールにとって、米国主導の同盟体制は国際政治の複雑性を過度に単純化した概念に基づくものであった。

またドゴールは、現状の同盟体制の維持、およびMLFなど米国のさらなる統合化を推進する動きには、ヤルタ体制という米ソ二極体制を固定化する意図があると考えていた。即ち、冷戦という戦略環境に適応するための同盟体制が、結果としてそのような環境を持続させる役割を果たす、という論理である。ドゴールはヤルタ体制について、欧州の犠牲の

など、MLFが実現したとしてもそれは米国の「核の傘」の枠内にあることを強調している。
FRUS, 1961-1963, Vol. 7, p. 543.

⁸⁴ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13, p. 241.*

下に形成された秩序であり、その行き着く先は、米ソ両国による戦争か共謀であると警戒していた⁸⁵。ドゴールにとって、統合化された同盟体制はある意味でヤルタ体制と並ぶ、冷戦論理の象徴であった訳である。

ドゴールは米国政府の推進するような同盟体制ではなく、伝統的な同盟関係に見られた有事の協力に基づく「相互援助条約」としての軍事同盟を望ましいものであると考えていた。こうした同盟関係は、平時における恒常的な防衛体制を前提とせず、有事の協力にある程度、限定されるものであったため、個々の国家による「行動の自由」が確保し易かったのである。ドゴールは同盟について、国際情勢によって重要な役割を担うものであるが、永続的なものとは理解せず、あくまで主権国家がその時々状況に応じて使い分ける便宜的な手段と位置づけていた。このことから同盟が現状に適應できていないと認識されれば、当然、そのような同盟関係は修正を迫られるのであり、相互防衛条約の破棄、同盟の組換えなども想定されることになる⁸⁶。つまり、同盟とはあくまで個々の国家に従属するものであり、その逆ではなく、主権国家によって結ばれる同盟関係は対等なものであるべきと考えられた⁸⁷。

また、同盟を組んでいる限り、有事の際には「密接な協調」が求められる。そのことは、ベルリン危機、キューバ危機におけるフランスの大西洋同盟に対する強い忠誠心に表れていた。しかし「密接な協調」は、独立した国家の自由な意志と判断による必要があり、ドゴールにとって「密接な協調」と他国の意思に属する「過度の依存」は似て非なるものであった。このように、ドゴールは現状の同盟体制を問題視しており、「NATO 改革」を実現することで、フランスの自立性を回復することを目論んでいたのである。

六一年四月一日の記者会見において、ドゴールは米国主導の同盟体制が国家の自助努力を弱め、西側同盟全体の抑止力を低下させる危険性について、「欧州諸国は、それぞれ固有の防衛力を持つ権利と義務がある。いかに友好的な国であっても、大国が自国の運命を他国に委ねることは許し難い。また統合化された国々はもはや責任がなくなることによって、防衛に対して関心を持たなくなる。その結果、同盟全体の戦力が低下するのである⁸⁸」

⁸⁵ Kolodziej, Edward A., *French international policy under de Gaulle and Pompidou*, Ithaca, Cornell University Press, 1974, p.42. またドゴールは、冷戦体制における米ソによる資本主義（自由主義）、共産主義（社会主義）というイデオロギーを対立の根源であるとは考えず、民族国家のナショナリズムを本質的な権力闘争の要素であると理解していた。

⁸⁶ *Ibid.*, pp.47-48.

⁸⁷ ドゴールは国際政治を伝統的な権力闘争という文脈から捉えていた。そこでは国家の安全保障は第一義的に、自助努力に帰するものであるとされる。主権国家は国際政治において中心的な主体であり、特に大国間のバランス・オブ・パワーによる秩序が重視され、他国や「超国家的な」国際機関に過度に依存することは国家の独立、安全保障を脅かすものであるとして否定的に解された。

⁸⁸ *DM, Tome 3*, p.299 ; 井上勇『ドゴール外交の分析』時事通信社、1966、150頁。

と述べている。また五九年一月三日の軍官学校での演説では、国家が軍の指揮権を保持することの重要性について、「軍の指揮権というものは、戦場において指揮するということ、すなわち国家の興廃を決定するという至上の責任を担うものであり、もし国家がこの榮譽と義務とを放棄し、フランスのものではない指揮系統の一部でしかなくなれば、政府は国民と軍の前にその尊厳と権威を失うことになるであろう⁸⁹」と語っている。

このように、ドゴールは米国主導の同盟体制では、自立性が低下し、フランスの防衛体制も弱体化すると考えていた。「偉大なフランスはフランスたり得ない」と認識していたドゴールにとって、自立性はフランスの「偉大さ (Grandeur)」を実現する上で必須のものであった。国際政治学者のフィリップ・セルニーは、ドゴール外交における「偉大さ」という概念について、「受け入れ難いリスクを取らず、生存に必要な相互依存の基盤を壊さずにフランスの自立性、および国際政治における役割を高めようとする、抑制された試み」(傍点筆者)と分析している⁹⁰。

ドゴールは外交政策において、フランスの「偉大さ」に結実する自立性を重視した訳であるが、安全保障の面から見ても同盟国への過剰な依存は、必要な時に同盟が機能しない場合、国家を危険にさらす恐れに繋がり、さらには逆に、自国の死活的な利益が絡まない紛争へ「巻き込まれる」可能性すら想定された。ドゴールの考える自立性とは、こうした米国への過剰な依存に反対するものであり、セルニーが述べているように「必要な相互依存」を否定するものではなかった。つまり、ドゴールは同盟自体や米国による欧州への一定の関与については反対しないが、その運営においてフランスを中心とするヨーロッパの自立に基づく、対等な関係を求めたのである。

そして、ドゴールの同盟政策に大きな影響を与えたのが、国際政治環境における「ソ連の脅威」の低下という状況である。当時、ソ連のフルシチョフ首相は平和共存路線を採っており、西側諸国はクレムリンの意図がこれまでのように好戦的なものではないと認識しつつあった⁹¹。軍事的にも六二年一〇月のキューバ危機以降、米ソの核戦争は「相互の自殺」に繋がり得ることから、そのようなエスカレーションに結びつく紛争はできる限り避ける必要があると理解されるようになっていた。六一年八月のベルリンの壁構築などは、東西関係に大きな緊張を招いたが、その根底にはソ連の「現状維持的志向」があると認識された。また中ソ関係悪化という共産圏内の状況は、クレムリンにとって地政学的に西側のみ

⁸⁹ 同上、147頁。

⁹⁰ Cerny, Philip, *The Politics of Grandeur*, Cambridge, Cambridge University Press, p.4.

⁹¹ 一九五五年七月、アイゼンハワー米国大統領、イーデン英国首相、ブルガーニンソ連首相、フォール仏首相がジュネーブで首脳会談を行ったことで、「ジュネーブ精神」、「雪解け」という言葉に象徴される緊張緩和の動きが見られていた。また五六年二月のソ連共産党大会においてフルシチョフ党第一書記(当時：五八年以降首相を兼任)は、戦争不可避論を否定し、資本主義諸国との平和共存が可能であると述べるとともに、いわゆるスターリン批判を行っていた。

ならず東側に対する警戒を強めざるを得なくなったため、間接的に西側諸国の認識における「ソ連の脅威」の低下に結びついた。

このように西側諸国にとって「ソ連の脅威」は依然として存在しつつも、相対的に低下する。そのことは NATO 加盟国間にソ連に対する脅威認識の幅を生んだ。こうして、ドゴールは他の同盟諸国に先駆けて、六〇年代中盤以降、「ソ連の脅威」の低下という認識に基づいた外交政策を積極的に展開することになる⁹²。国際政治学における現実主義者の多くは、同盟とは「共通の脅威」の存在によって形成され、「共通の脅威」の消滅と共に崩壊すると分析している。上記のような状況を受け、「ソ連の脅威」に対抗するために創設された NATO という同盟体制も、何らかの影響を受けることは避けられなかった。

そして、こうした脅威認識と共に、ドゴールの外交政策において極めて重要な役割を担ったのが、フランスの独自核戦力である。第二次大戦後、一定のレベルで進められていた核研究・開発が、軍事的必要性としてフランス政府、軍部の間で強く認識される契機となったのが、前述したソ連の核戦力増強と米国の「核の傘」に対する信頼性の低下という戦略環境の変容であった。特に五六年のスエズ危機では、仏英両国の軍事行動に対するソ連の威嚇に対し、ワシントンは協力するどころかクレムリンと共に仏英を非難する側に回ったことで、フランス政府・軍部は核保有していない国家の無力さを実感することになる⁹³。この事実は、ドゴールの認識における米国への不信、同盟への依存の危険性という概念の構築に大きな影響を与えた。

本格的な核時代を迎えた六〇年代において、核兵器は国家の国際政治的な地位を左右し得る重要な兵器となっていた。なぜなら、「死活的な兵器」である核兵器の効用を最大限にアピールすることは、主権国家の自立性という主張に対してある種の実体的な外観を与えることに結びついたからである。フランスの核政策は、いわゆる最小限抑止という概念に基づくものであり、相対的に小規模であっても非脆弱な核戦力を保持していれば、大国であっても中小国を攻撃することを躊躇するので抑止力が機能する、という論理により構成されていた。米ソ両国と比較した場合、フランスの核戦力は確かに小規模なものではあったが、上記のような理由から、冷戦体制における主導国への依存を拒否する上で、重要な政治的ツールとなったのである。米欧関係の研究者フィリップ・ゴードンは、「核兵器は同盟主導国[米国]による一元化された政策決定の中で、強要を可能にする機能を担っていた」と述べている⁹⁴。つまり、同盟内における核戦力の独占、「核の傘」の提供という状況

⁹² 大国間のパワー・ポリティックスを外交政策のベースにしていたドゴールは、ソ連の共産主義イデオロギーを「脅威の源泉」とは考えておらず、あくまでバランス・オブ・パワーの観点からソ連の存在を捉えていた。

⁹³ 高坂正堯「フランスの核政策」、高坂正堯『高坂正堯著作集第七巻』都市出版、2000年、334-335頁。

⁹⁴ Gordon, Philip H., "Charles de Gaulle and the Nuclear Revolution," in Gaddis et al. (eds.), *op.cit.*, p.227.

が、米国の支配的地位を強化していたということである。かくして、フランスの独自核戦力は、ドゴールが米国の一元的コントロールを批判し同盟から距離を取る政策を遂行する過程において、不可欠ともいえる役割を果たすことになる。

こうした核戦力の進展と、「ソ連の脅威」の低下という状況を受け、米国への依存を低下させることが可能となったことで、ドゴールにとって現状の同盟体制を改革する肯定的な状況が生まれていた。欧州における戦略環境の変容の中で、フランス、米国は共にその情勢に適応するための新たな政策を模索した訳であるが、米国は統合化による支配的地位を維持、強化しようと試み、他方ドゴールは「政治的多極化」の流れに伴い、米国主導の同盟体制に対抗しようと考えたのであった。

こうして、ドゴール外交における単独的な側面がより顕在化していくことになる。第三章で詳細に検討していくが、ドゴールの同盟政策は、米国主導の統合化に対するある種の「弛緩化」を志向したものであり、その政策は東西相互の脅威認識を低下させつつ、NATO並びにワルシャワ条約機構の両同盟体制における統合化を緩めていくことによって「独自の欧州」を実現していく、というものであった。そして、現状の米ソ二極体制とは別の勢力均衡である多極体制を作り出そうと考えたのである。こうした試みは、ドゴールの「大西洋からウラルまでの欧州」という構想に結実していくものであった。「大西洋からウラルまでの欧州」については、以下のような発言がある。

「旧大陸において、東側と同じ規模の西欧連合を形成し、秩序というものは変化することを考慮に入れば、いつの日か各国の自立と自由をリスクに晒すことなく、大西洋からウラルまでにおよぶ協調を構築することが可能となるだろう。そうすれば、欧州は時代遅れのイデオロギーや野心によって二つに分断されることなく、再び文明の中心地となるだろう⁹⁵」

このように「大西洋からウラルまでの欧州」とは、仏独関係を軸として西欧の政治的地位を強化すると共に、ソ連や東欧諸国との友好的な関係を築くことで、米国に対して過度に依存しない、一体化し、かつ独立した欧州を実現するというものであった。

それでは、以上のような考察を踏まえて、再び核実験禁止条約交渉とドゴール外交に関する議論を進めていきたい。こうした仏米関係の状況は、当然ながら両国の核協力についても困難なものとなし、そのことは PTBT 締結時における二国間関係にも影を落とすことになる。ここでは時間を少し遡り、核技術協力を巡る仏米関係の経緯について、両国の同盟政策における相違と関連づけて論じていきたい。

これまで検討してきたように、ドゴールは核兵器とその開発を重視していた訳であるが、五八年に政権に復帰した当時、フランスの核開発技術は米英ソに対して後れを取っていた。

⁹⁵ *DM, Tome 3, p. 221.*

そのためフランス政府は、米国から核技術協力を得ることができれば核開発期間を短縮することができると共に、それに伴う費用を削減できると考える。当時フランスが求めている技術は、原子力潜水艦関連技術の他に濃縮ウラン、プラント、弾道ミサイルの誘導や推進システムなどであった⁹⁶。同じ同盟国である英国はフランスとは異なり、米国原子力法（マクマホン法：四六年設定）の改定によって、米国から技術支援を受けていた⁹⁷。

五九年九月二日、アイゼンハワー大統領は、パリにおけるドゴールとの会談でマクマホン法について、「私は絶えずこの法律は間違っていると感じていた」と語り、フランスに対して核協力ができていない現状を問題視し、技術支援について積極的な姿勢を見せた⁹⁸。またダレス国務長官も前年の五八年に、原子力潜水艦関連技術に関するフランスへの供与に肯定的な発言をしていた⁹⁹。だがこうした政府首脳発言にも関わらず、米国政府内ではフランスに対する協力について、アイゼンハワー政権からケネディ政権を通じて常に反対意見が多数を占めていた。

例えば、ダレスの意とは異なり、国務省は核技術協りに反対する姿勢を示しており、国防総省も、国務省ほどではなかったがフランスへの協力に対して消極的であった¹⁰⁰。またAECや米国議会は、国内で最も強硬な反対勢力を形成していた。彼らの反対理由としては、フランスの核保有はさらなる核拡散を招き、西独による同様の動きを誘因し得ること、フランスのNATOに対する姿勢が必ずしも協力的ではないこと、フランスの核戦力に基づき欧州諸国が米国からの自立的な動きを強めることへの懸念、フランスの核科学者に共産主義者が多くいるのではないかと不信感などがあった。また米国政府は、フランスがいずれ核戦力整備に伴う費用の増大に耐えられなくなり開発を中止する可能性や、ドゴール以後の政権において核政策に関する方針転換がなされ、同じく自発的に核開発を止めることなどを期待していた。

こうした状況を受けて、フランスが望んでいた米国からの原子力潜水艦関連技術の供与は実現することはなかった。そのため、ドゴールは核開発を早急に進めていく姿勢を見せる。なぜならドゴールは、「現実には我々が核保有した場合のみ、米国の態度は変わる」、と考えていたとされており¹⁰¹、核実験を成功させることでワシントンがマクマホン法における「実質的な進歩を成し遂げた」国家として認定し、核協力がなされることに一定の期待

⁹⁶ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.73.

⁹⁷ マクマホン法は五八年に二度目の改正がなされたが、その際に核兵器の分野で「実質的な進歩を成し遂げた」国家に対してのみ、核関連技術を譲渡すると定められた。この「実質的な進歩」とは、核実験を適当な回数行い、数種類の核兵器製造能力を持っていることとされており、英国への協力を念頭においたものであった。Goldschmidt, *Les Rivalités Atomiques*, pp.240-241.

⁹⁸ *FRUS, 1958-1960, Vol. 7*, p.262.

⁹⁹ Kohl, *op.cit.*, p.88.

¹⁰⁰ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.41.

¹⁰¹ Schrafstetter and Twigge, *op.cit.*, p.105.

を持っていたからである。実際に、フランス初の核実験が迫っていた六〇年二月三日の記者会見で、アイゼンハワーはすでにソ連が保持しているレベルの核技術であれば、「フランスなど同盟国に供与するべきである」と述べ、核協力について前向きな発言をしている¹⁰²。

六〇年二月一三日、フランスは仏領アルジェリアのレガーヌにおいて初の核実験に成功する¹⁰³。この実験は、米英ソ三カ国による核実験のモラトリアム期間中に行われたこともあり、特にアフリカやアジア諸国から激しい批判を浴びることになった。ドゴールは核実験の成功を受けて、「フランス万歳、フランスはより強く、誇り高くなった」と述べ、「フランスは核軍縮に関する核保有国間の交渉に向けて行動を起こす」と短い声明を発表した¹⁰⁴。フランスの核実験は米国などからの協力を受けない、独自の技術に依るものであった¹⁰⁵。だがフランスの期待に反して、核実験を実施したにもかかわらず、その後も米国側の核技術協力に関する対応に変化は起こらなかった。

米国政府内での議論の中で、アイゼンハワーがフランスに対する核協力の可能性について意見を求めたところ、病気により退任したダレスに代わり国務長官に就いていたクリスチャン・ハーターは、「フランスが自身の開発している核戦力を NATO の影響下におかない限り、そうした協力については反対することが望ましい」と大統領に忠告している¹⁰⁶。実際には、アイゼンハワーも同様の認識を持っていた。アイゼンハワーは NATO における緊密な同盟関係を重視しており、ドゴールによる同盟から距離を取る動きについては否定的であった¹⁰⁷。このような認識が、フランスに対する核技術協力に一定の理解を示しつつも、そのために米国内において必ずしも積極的に働き掛けることはなかった、という彼の行動に結びついたのである¹⁰⁸。

米国政府は先述したように、西側同盟国を政治的、軍事的に統合化することを目指して

¹⁰² *Public Papers of the Presidents of the U.S., 1960-1961*, p.148.

¹⁰³ フランスはその後も六〇年四月一日、一二月二七日、六一年四月二五日と、米英ソ三カ国の核実験モラトリアム期間中に大気圏内実験を実施した。Vaïsse, "La France et le Traite de Moscou," p.49.

¹⁰⁴ Kohl, *op.cit.*, p.103. ドゴールは「他の大国が核を保有している中、核を保持していない大国は、自身の運命を決定できなくなる」と述べるなど、独立国家として行動するために核兵器を保有することの重要性を強く認識していた。DM, Tome3, p.369. またドゴールの側近で首相にもなったミッシェル・ドゥブレもフランス国民議会で「核を保有していない国は、衛星国である」と述べ、ドゴールと同様に、その必要性を説いていた。

Gordon, Philip, H., *A Certain Idea of France : French Security Policy and the Gaullist Legacy*, Princeton, Princeton University Press, 1993, P.42.

¹⁰⁵ フランスでは、運搬手段の第一世代としてミラージュIV型爆撃機の開発、第二世代として弾道ミサイル、核搭載原子力潜水艦の開発が計画されていた。

¹⁰⁶ *FRUS, 1958-1960, Vol. 7*, p.341.

¹⁰⁷ Bowie, Robert, "Witness," in Nicholas Wahl et al.(eds.) *De Gaulle and the United States: a centennial reappraisal*, Oxford, Berg Pub, 1994, p.227.

¹⁰⁸ また、フランスが核実験を実施した六〇年にはアイゼンハワーの任期終了が迫っており、重要な政策の変更ができる状況ではなかった。

いたことから、仮にフランスに対して核技術協力を実施するにしても、この統合化政策に同意することをいわば最低限の条件として位置づけていた。これはアイゼンハワー政権、ケネディ政権を問わず、基本的に一貫した米国の外交方針であった。他方、フランスは米国からの技術支援を望みながらも、独自核政策を制約しないことを前提としていた。こうした仏米両国の核技術協力を巡るある種の「認識ギャップ」は、その後フランスが PTBT を拒否する際にも一定の影響を与えることになる。

六一年末ケネディ政権では、核協力に肯定的なジェームス・ギャヴァン駐仏アメリカ大使などの働きかけもあり、フランスに対する技術支援について再び検討がなされた¹⁰⁹。ギャヴァンはその際、米国が支援すれば同盟運営においてフランスがこれまでより協力的になる可能性がある、とその意義について語っている¹¹⁰。

こうした流れを受けた六二年三月、フランスのガストン・ラヴォー将軍が、核技術協力を含む防衛装備の購入についてマクナマラ国防長官らと交渉するためにワシントンを訪問する。交渉の中でポール・ニツツェ国防次官補が、「防衛装備の購入と関連して、フランスは NATO の枠内においてその役割を果たしていくのか」と質問したところ、ラヴォーは、「そのような問題について議論する権限を与えられていない」と返答した¹¹¹。その後、政府内における議論の末、ケネディ政権はフランスが望んでいた濃縮プラントなど核関連技術を供与しないことを最終的に決定した。ここでもやはり、フランスに技術支援したとしてもドゴールが NATO に協力的になる可能性は低いとの考えが大勢を占めたのである。フランスはこうした米国側の姿勢に失望し、核技術協力の困難性を改めて痛感する¹¹²。

フランス政府にとって、ラヴォー将軍の訪米は米国側が核協力をする意思があるのか、その本心を探るといふ側面を持っていた。だが、米国政府は核技術協力に対して消極的であり、こうした姿勢はドゴールの対米不信を強めさせることになる。米国は核技術協力を対仏交渉上の重要なカードと考えていたが、統合化された同盟体制への賛同を条件としている限り、このカードがその目的を果たすことはなかった。

他方で、こうした仏米関係とは異なり、米英両国の核技術協力は緊密さを増していた。六二年一二月には、「ナッソー協定」を締結するなど、両国はさらに関係を深めていたのである。「ナッソー協定（六二年一二月二日締結）」とは、米英間で NATO 核戦力を推進することに合意したものであり、その内容は、米国が英国側にポラリス・ミサイルの供与を

¹⁰⁹ ケネディ政権時代においてはその他に、統合参謀本部議長のマクスウェル・テイラーや、国防次官のロズウェル・ギルパトリックなどもフランスへの技術支援に肯定的な姿勢を見せていた。Newhouse, John, *De Gaulle and the ANGLO-SAXONS*, London, Andre Deutsch, 1970, pp. 154-155.

¹¹⁰ Mahan, *op. cit.*, p. 75.

¹¹¹ Maddock, Shane J., *Nuclear Apartheid: The Quest for American Atomic Supremacy from World War II to the Present*, North Carolina, University of North Carolina Press, 2010, p. 168.

¹¹² Mahan, *op. cit.*, pp. 75-76.

行い、その見返りに英国はそのポラリス・ミサイルを装備した核戦力を NATO の指揮下に配置させるというものであった¹¹³。ただし英国政府は、自国の「死活的利益」が危機に陥った場合、NATO に配置した核戦力を使用できることになっていた。

だが、「ナッソー協定」における米英間の協力形態は、ドゴールから見て独自核戦力の維持とは程遠いものであった¹¹⁴。英国はこの間、自力による核搭載ミサイル（ブルーストリーク）の開発を断念しており、これは核運搬手段に関して、米国に対する依存を一段と深めるものであった。こうした動きを受けて、統合化への比重を強める米国からフランスが望む形で核協力を得ることの困難性をドゴールは改めて認識することになる。

その後、米国政府はフランスに対しても、ポラリス・ミサイルの供与など「ナッソー協定」における英国と同様の条件で核協力する可能性について打診する。しかし、六三年一月一四日、ドゴールは記者会見において、米国が望む「ナッソー協定」と MLF への参加を毅然とした態度で拒否した。この段階において、すでにフランス政府の米国に対する期待は急速に凋んでいった。ワシントンの核技術支援が「ナッソー協定」に象徴的なように、米国主導の統合化された同盟体制の推進と「一体のもの」であることが明確になったからである。

(三) PTBT（部分的核実験禁止条約）の締結

一九六二年一〇月のキューバ危機以後、米ソ両国と英国を加えた三方国は、核実験禁止条約交渉を新たに開始した（六二年一二月）¹¹⁵。本論文では、キューバ危機の経緯についてその詳細には触れないが、この危機は世界中に全面的核戦争の可能性を想起させることになり、その結果、米ソ両国の政策決定者は核軍備管理を通じた緊張緩和および、核拡散に伴う「巻き込まれ」による「意図しない」核戦争を防ぐ必要性を明確に認識することになったのである¹¹⁶。

さらに、キューバ危機を経て動き始めた米ソ相互核抑止体制への流れは、「核の手詰まり」に伴う政治的交渉の緊要性を高めた。米ソ両国共に互いを軍事力によって屈服させられない状況下において、双方の勢力圏における優位を維持することが国益に叶うとの認識を強めていったのである。つまり、現状の二極体制の維持が米ソ両国における共通の利益であることがより確かなものとして位置づけられたのであり、そのためには核の独占および優位を維持、管理することが必須であった。そして、これまでもその有効性が語られていた、

¹¹³ 「ナッソー協定」については、坂出健「ケネディ大構想とナッソー協定」『富大経済論集』第43巻第3号、1998。

¹¹⁴ ドゴールは「ナッソー協定」について、「英国の核戦力を[米国に]従属させることを明確にした」ものであると捉えていた。De Gaulle, *Mémoires d'espoir*, p.232.

¹¹⁵ キューバ危機以後における核実験禁止条約交渉については、青野、前掲論文。

¹¹⁶ Mahan, *op.cit.*, p.137. ケネディとフルシチョフの間では往復書簡が交わされ、核軍備管理を通じた緊張緩和の実現が両国の利益であるとの共通認識を深めていった。

核拡散防止のために核実験禁止条約を締結することの意義が改めてクローズアップされたのである。

こうした戦略環境の中、ソ連政府はこれまでよりも交渉に対して前向きな姿勢を見せるようになり、地下核実験の現地査察について年間二、三回までは許容するとの譲歩を行った。他方、米国政府も従来の年間二〇回との主張から、八回から一〇回までとその回数を減少させるなど妥協の姿勢を見せた。しかし、結局のところ、査察に関して米ソ両国がこれ以上、歩み寄ることはなかった。こうした交渉の行き詰まりには、根深い相互不信が影響していたのである。ケネディは、英国のハロルド・マクミラン首相に対して、「核実験停止のモラトリアムを破り、そしてキューバにミサイル基地を設置しようとした」ことから、国内ではソ連に対する不信感が強い、と率直に述べている¹¹⁷。また依然として、米国政府内における意見の対立があった。同じくマクミランとの会談でケネディは、「米国政府は、全会一致というようにはなっていない。核実験禁止条約の形式を巡って深刻な対立がある」として、政府内で意見を統一することが困難であることを正直に吐露している。

フルシチョフは地下核実験の査察に関して、ケネディ宛の書簡で、「[核実験禁止条約締結後に]核実験を実施したことが明るみになった場合、国際政治的な威信に回復不可能な打撃を受けることから、秘密裏に核実験を行う国は現れないであろう」と述べ、査察の在り方に固執する米国政府に対する不満を述べた¹¹⁸。だが最終的に、米ソ両国は査察を巡って合意することはなく、交渉の対象は部分的核実験禁止条約へと収斂していくのであった¹¹⁹。

六三年六月一〇日、ケネディはアメリカン大学において「平和のための戦略」と謳われる演説を行った。その中で「ソ連に対する我々の態度を再検討するべきである」と米ソ関係を修正していく必要性について語ると共に、「我々のジュネーヴにおける主要な長期的関心は、全般的かつ完全な軍縮である。これは段階的に遂行されるよう計画され、さらに政治的な進展が並行していくことで、武器に取って代わる新たな平和的機関を構築することを可能にするのである」として、軍縮に向けた米国政府の方針について述べた。そして、核実験禁止条約に関する高官レベルの交渉を再開することについて米英ソ三カ国が合意したこと、他国が行わない限り、米国は大気圏内核実験を停止することを内外に示した¹²⁰。

またケネディは核拡散と共に、ソ連との過剰な核軍拡競争に対して危機感を持っており、「この機会が甚大かつ困難な軍拡競争を回避するラストチャンスである」と捉えていた¹²¹。フルシチョフはケネディの演説を、「ルーズベルト以来の米国大統領による、最も素晴らし

¹¹⁷ *FRUS, 1961-1963, Vol. 7, p. 753.*

¹¹⁸ *Ibid., p. 716.*

¹¹⁹ 米英両国は六二年八月、一八カ国軍縮委員会において、改めて包括的および部分的な核実験禁止条約の二つの草案を提出していた。

¹²⁰ *Public Papers of the Presidents of the U.S., 1963, pp. 463-464.*

¹²¹ *FRUS, 1961-1963, Vol. 7, p. 719.*

い演説であった」と称賛する¹²²。そして七月二日、東ベルリンにおける演説で、地下を除く部分的核実験禁止条約締結の可能性について言及する。米国政府は、フルシチョフが部分的核実験禁止について承諾する姿勢を見せたことについて、「ソ連がこうした形態の核実験禁止を承認したことはなかった」と肯定的に受け止めた¹²³。フルシチョフはこの段階において、核開発に必要な大気圏内実験は十分に実施したと判断し、その結果、東西関係の緊張緩和を生成させるべく協定に同意する方針を採った、と考えられている¹²⁴。また米国内の反対勢力にとっても、部分的禁止であれば地下における核実験を継続できることから受け入れられるものであった。

この段階においてケネディ政権は、特に核拡散防止を重視する姿勢を鮮明にしていた¹²⁵。七月一五日からモスクワで開始される高官レベル交渉を前にして、カール・ケイセン国家安全保障問題担当大統領副補佐官は、特使としてソ連に向かうウィリアム・ハリマン国務次官に対する指示の中で、核実験禁止条約の目的は、「第一に、核軍拡競争を止める重要なステップとなり、緊張緩和に結びつくこと、第二に、より重要なのはこれ以上の核拡散を制限する不可欠な第一歩となること」であると述べ、核拡散防止としての意義について率直に語っている¹²⁶。

また、モスクワでの交渉団の一人であった軍備管理・軍縮庁のエイドリアン・フィッシャー副長官は¹²⁷、同じく米国政府の対ソ交渉姿勢について、核不拡散が米ソ両国の共通利益であることを強調するべきであるとして、「[交渉の際には]米国政府はまず、核実験禁止条約に署名することで、我々の陣営においてさらなる核保有国が出現しないことを指摘する必要がある。また我々はフランスから支持を得ることを試みることに、その結果、フランスの急速な核開発を弱めることに結びつくであろうことも示しておく必要がある。核不拡散の議論においては当然、MLFの問題も取り上げられるであろう。我々はMLFが、NATO加盟国の独自核戦力保有に代替するものであることを説くべきである」と述べ、核実験禁止条約とMLFを関連づけて論じている¹²⁸。

このように米国政府は、ソ連との共通の利益に基づき PTBT を締結することで、米ソ関係の緊張緩和を生成すると共に、核拡散を抑制させることによって、現状の国際秩序にお

¹²² Trachtenberg, *op. cit.*, p.388.

¹²³ *FRUS, 1961-1963, Vol. 7*, p.763.

¹²⁴ Tal, David, *The American Nuclear Disarmament Dilemma 1945-1963*, N.Y., Syracuse University Press, 2008, p.234.

¹²⁵ ケネディの核不拡散を重視する姿勢については、Firestone, Bernard, "Kennedy and the Test Ban : Presidential leadership and Arms Control, " in Douglas Brinkley et al.(eds.) *John F.Kennedy and Europe*, Baton Rouge, Louisiana State University Press, 1999.

¹²⁶ *FRUS, 1961-1963, Vol. 7*, p.769

¹²⁷ Terchek, Ronald, *The making of the test ban treaty*, Neu-Isenburg, Springer, 1970, p.22.

¹²⁸ *FRUS, 1961-1963, Vol. 7*, pp.731-732.

ける不確実性を縮減することを目指していた。これは政治的には核保有国の増加に伴う多極化を防ぎ、軍事的には米ソ以外の国家による核使用に起因する核戦争に「巻き込まれる」可能性を低減させることを目論んだものであった。こうして米ソ両国は、二極体制としての冷戦体制の制度化を「協調」的に推進することで、戦略的安定の実現を企図していくのである。

六三年七月二四日、ケネディはドゴール宛に書簡を送り、米英ソ三カ国により部分的核実験禁止条約を締結する意向であると述べ、同条約は「限定的ではあるが大きな成果」となり、冷戦における「重要なターニングポイントとなる」とその意義について語った¹²⁹。そして、フランスの PTBT への理解および参加を求めると共に、参加の見返りとして「米国政府はフランスが三つの様式 [大気圏内、宇宙空間、水中] で核実験を実施する必要がないような代替案について検討するだろう」、「政治的、技術的な問題があるが、我々はそれらが解決可能であることを望んでいる」として、フランスの地下核実験を米国が支援する可能性について、「抽象的」な言い回しで述べられていた¹³⁰。米国にとって核技術協力は依然として、フランスに対する重要な交渉カードと理解されていたのである。

七月二九日、ドゴールは記者会見において、米国主導の同盟体制に対する批判を展開すると共に、PTBT について自身の考えを率直に語った。

「同盟関係における我々 [フランス] の参加の様式、条件について重大な修正がなされなくてはならない。なぜならこの機構 [NATO] は統合に基づくものであり、今日、もはや我々にとって価値のあるものではないからである¹³¹」

「[米ソ] 二大国の核戦力が世界中に、特に核兵器を持たない国の人々に対して圧迫している恐ろしい脅威は、モスクワ条約 [PTBT] によっても全く変化することはないことを認めなくてはならない。両国が世界を全滅させる兵器を保持していること、それらを放棄しようとするなど問題になっていないのは事実なのである。脅威という状況に全く変化がないこのような条件下では、恒常的な恐怖を乗り越える手段 [核兵器] を持つようになったフランスが、そうした方針を追求し続けるのは自然なことである。(中略) 巨大な力を保有し、その強化を止めず、相対的優位を確実なものとしているソ連と米国との間で簡素な協定ができたという理由だけで、フランスが同様の手段を保持することを回避することにはならない。他国が保有している以上、フランスもそれを保持しなければ自国の安全、独立がフランスのものではなくなってしまう」

¹²⁹ *Ibid.*, p.852.

¹³⁰ ケネディはフランスが条約締結することになれば、PTBT の多国間的な側面が高まることによって西独の非核化をより確かなものにできると共に、中国を牽制することもできると期待していた。Trachtenberg, *op.cit.*, p.391.

¹³¹ *DM, Tome 4*, p.124.

また記者の一人が、「米国と英国がフランスに対して核技術支援をする場合、PTBT を受け入れるか」と質問したのに対してドゴールは、「現在までほんの少しも実行されていない一連の仮定に基づいて、フランスが署名することはない」と否定的な見解を示している¹³²。

八月一日、ケネディは記者会見でマクマホン法とフランスとの関係について質問を受けた際に、次のように述べてドゴールの姿勢を批判した。

「将軍[ドゴール]は先日の記者会見で NATO の重要性について、我々とは異なる見方を示した。彼はこれまで何度か NATO 改革の必要性について述べてきた。我々は『統合』という言葉を好ましいものと捉えているが、彼はいくらか異なる見解を持っている。つまり問題は、単にマクマホン法の解釈に限るものではない。実際に問題なのは西側の防衛体制に関わるフランスの役割、そして米英および、これが重要なのだがその他の NATO 非核保有国との協力において、どのような種類の共同努力にフランスが参加できるのかということなのである¹³³」

このようにケネディはフランスとの核協力について、問題の本質はマクマホン法などではなく、統合化に基づく同盟政策を巡る「認識ギャップ」にあることを率直に語った¹³⁴。このケネディの発言は、アイゼンハワー政権期から続く米国側の意向を端的に示すものであった。

八月四日、ドゴールは先のケネディの書簡に対して以下のように返答した。

「二〇年間におよび何度もあらゆる種類の核実験を実施し、膨大かつ多様な核戦力を保有している米国が今日、新しい実験は必要ないと考えてこれ以上の実験を行わないようにすることは、ソ連もまた同様であるが自然なことである。だが周知の通り、フランスは異なる状況にある。他の核保有国よりも遅れていたフランスが独自の技術によって計画を遂行する番である。それは巨大なものにはならないが同じ道理に基づくものである。それゆえ、目的を達成する前に[核実験を]止めることはできない」

「核兵器の使用について制限がない形で、フランスが核実験に関する支援を他国から受けることはできないだろう。そのことはフランスの主権と両立しない¹³⁵」

¹³² *Ibid.*, pp.126–127.

¹³³ *Public Papers of the Presidents of the U.S., 1963*, p.618.

¹³⁴ 六三年六月二五日、ケネディはドイツのフランクフルトでの演説において、「大西洋共同体」の意義を語る中で、「我々の防衛における誓約や不可分性を否定し、欧州を米国から引き離そうとする人々は、西側の混乱を歓迎する我々の敵を励ましかつ助けることになる」とドゴールを念頭におき、彼の同盟に対する姿勢を批判している。*Ibid.*, p.518.

¹³⁵ *FRUS, 1961–1963, Vol. 12*, pp.866–869.

先述したように、米国政府はフランスの PTBT 参加の見返りとして、地下核実験に協力する可能性を申し出ていたが、それ以外にもフランスの NATO への積極的な協力、MLF への参加、フランスの独自核戦力を NATO の影響下におくことなどを技術支援の条件とすることを検討していた¹³⁶。こうしたフランスの核戦力を NATO の指揮下におこうとする考えは、後述する米国の MLF 政策における目的と共通するものであった。だが、ドゴールは米国政府から正式な条件提示を受けるまでもなく、PTBT 参加の見返りとしての核協力の可能性について、「主権と両立しない」と明確に拒否する。フランスの核開発に対する他国の関与は不可避免的にその自立性を損なうことになる、と考えたのである。

これまでの核技術協力を巡る仏米関係の経緯から見て、ドゴールは実際には米国からの支援が期待できないであろうことを十分に認識していた¹³⁷。そのため、PTBT 締結に伴うケネディの「抽象的」な提案は、ドゴールにとって何ら積極的な関心を呼ぶことはなかったのである。また仮に、PTBT 締結の見返りとして一定のレベルにおける援助を受けたとしても、そうした援助が将来にわたってフランスの望む時に、望む形で得られる保証はどこにもなく、独自核戦力の維持を前提とするフランスにとってリスクの大きいものであると考えられた。さらに米英両国の「ナッソー協定」を受けて、ドゴールは米国政府の核技術協力が、米国主導の統合化された同盟体制の推進と「一体のもの」であることを理解していた。そのため、こうした同盟体制に対する批判を強めていたフランスが、その方針を変えずに米国から協力を得ることは困難であろうとドゴールは考えていたのである。

以上に検討してきたように、フランスは米国からの核技術協力を望んでいたが、そうした要請はあくまで独自核政策の維持を前提とするものであった。他方、米国は協力に際してフランスの NATO への積極的な貢献、つまり米国主導の同盟体制への賛同を条件としていた。こうした前提や条件から見て仏米両国が協調的な同盟運営をしていくことのできる余地は、元々少なかったと見ることができよう。このように核政策などを巡る仏米対立の背景には、同盟体制を巡る「認識ギャップ」が大きく影響していたのである。

最後に、本章での考察を踏まえてドゴールの PTBT 批判の理由について結論としてまとめると、軍事的には、その意義が不十分であったこと、フランスが十分な地下核実験の技術を保持していなかったことなどが挙げられる。この点については、ドゴールと米ソ両国首脳との核軍備管理・軍縮問題を巡る議論を詳細に検討したことで、より明確なものとなった。また政治的には、PTBT が米ソ「協調」に基づく核独占を通じて、米国主導の同盟体制を強化する役割を担っていた点を挙げることができよう。こうした動きは、必然的に大西洋地域における米国の支配的地位の維持に結びつくことから、フランスおよび、欧州の

¹³⁶ Mahan, *op.cit.*, p.157.

¹³⁷ 七月三〇日に、リチャード・ニクソン元副大統領とチャールズ・ボーレン駐仏アメリカ大使の訪問を受けたドゴールは彼らに対して、米国からの核技術協力は困難であろうと述べている。Vaisse, *La Grandeur*, p.160.

自立を唱えるドゴールにとって到底受け入れられるものではなかったのである。

この政治的な点については、PTBT を契機として米ソの協調的な行動がより顕在化し、将来的に欧州の利益が犠牲になる可能性への懸念もあったと考えられる¹³⁸。ドゴールは政権発足当初から、「将来、政治情勢が全く変化して、核独占している二大国が世界を分け合うことに合意しないと誰が言えるだろうか¹³⁹」として、米ソ「協調」が顕在化する可能性を警戒しており、それゆえフランスは核兵器を保有して「世界の均衡を担う役割を果たす」べきである、と考えていた¹⁴⁰。米ソによる PTBT の締結はさながら、ドゴールが懸念した「二大国が世界を分け合うことに合意」したようにも見たのであり、その延長線上において、ベルリンを含む「ドイツ問題」の決着などを、米ソ両国がフランスなど欧州諸国の頭越しに進めていくことを恐れたのであった。

六三年八月五日、PTBT は米英ソ三カ国によって調印される。同年一〇月に発効したこの条約の参加は米英ソの原調印国を含めて一一カ国にも及んだ¹⁴¹。しかし、フランスと同様に中国も参加を拒否した。

(四) 小結

本章の冒頭で述べたように、PTBT の締結は冷戦体制に多大な影響を与えたと位置づけることができる。トラクテンバーグは、東西間の紛争が最終的に解決した訳ではないと慎重に述べながらも、一九六三年には全面的核戦争の可能性は低下し、米ソ両国や欧州諸国の政策決定者は、ヨーロッパにおける深刻な危機は過ぎ去ったと認識するようになった、と論じている。確かに六三年以降、四八年の封鎖や六一年の壁の構築など、ベルリンを舞台とした米ソ間の顕在的な対立が生起することはなかった¹⁴²。こうした事実からも、PTBT を通じた米ソ両国による戦略的安定の模索、ある意味で「協調」とも言える試みは、その後の冷戦体制に少なからず影響を与えたと理解することができよう。米ソ二極体制の「相対的」安定化、相互の勢力圏における支配的地位の堅持、そのような状況に不可欠であった西独の非核化の維持は、米国の主要な外交課題であるソ連の脅威と、西独の行動の自由を同時に押さえ込むという、いわゆる「二重の封じ込め」を強化するものであった。

米国政府が、米ソ「協調」を通じて目指した外交政策の内実は、PTBT 締結に基づき、米

¹³⁸ これに関係してドゴールは、「アングロ・サクソンとソ連との間で、彼らだけの交渉が行われた。この動きは、核実験に関する限定的な協定から始まり、他の問題、特に欧州の問題に広がっていくと見られるが、これまでのところ欧州の人間を除いた形で行われている。これはフランスの見解に反するものである」と述べている。DM, Tome4, p.123.

¹³⁹ Ibid., Tome3, p.134.

¹⁴⁰ 米英ソ三カ国による PTBT 締結の動きは、まさにドゴールが嫌悪した「ヤルタ会談」を想起させる組み合わせであった。

¹⁴¹ また同月三〇日には、米ソ間で偶発的な戦争を防ぐためのホットライン（直接回線）が設置された。

¹⁴² Trachtenberg, *op.cit.*, p.398.

ソ両国による事実上の核独占を固定化し、「同盟内における核拡散」を防ぐことで、「核の傘」を通じた米国主導の同盟体制、支配的地位を維持、強化する、そして、政治的には独自核保有に伴う多極化の可能性を阻み、軍事的には意図しない核戦争に「巻き込まれる」可能性を低減化させることによって、戦略的安定を実現するというものであった¹⁴³。その際、PTBTは、柔軟反応戦略、MLFと米国の主要な目的において類似性をもちながら遂行されていったのである。

ドゴールはこうした戦略環境の変化を冷静に捉えていた。米ソ主導で進められた PTBT については批判的に対応し、条約への参加を拒否する。回顧録の中でも、「ソ連も米国も同様に、核兵器によって保障された圧倒的優位な状況を維持することを決意しており、他国が核兵器を持てなくするという点についても同意していたのである¹⁴⁴」として、PTBTの背後にある米ソ両国の思惑について率直に語っている。

また、PTBTが締結された六三年は仏米関係においても重要な年となった。次章で詳細に論じていくが、この時期、ドゴールは米国による柔軟反応戦略、MLFといった政策に対しても激しい批判を繰り広げていた。六三年に、米国政府は柔軟反応戦略を NATO の公式ドクトリンとして採用することを同盟国に迫ったが、フランスの反対などにより断念する¹⁴⁵。そのため、柔軟反応戦略はフランスの統合軍事機構離脱後の六七年一月まで、同盟の軍事ドクトリンとして正式に採用されることはなかった¹⁴⁶。MLFについても、フランスは六三年一月に「ナッソー協定」と MLF への参加を拒否し、さらには西独と仏独協力条約（エリゼ条約）を結ぶなど、仏独協調への動きを見せることで米国を牽制した。最終的に MLF は、フランスの反対や西独を除く同盟国から積極的な賛同を得ることができず、実現されることはなかった。

これら米国の政策はいずれも「同盟内における核拡散」を防ぐことを主要な目的としており、本章で考察した PTBT とその「狙い」において類似する側面を持つものであった。こうした類似性から見ても、柔軟反応戦略、MLF など米国の同盟政策に対抗したドゴールが、PTBT についても批判的に対応することはある意味で不可避であったと言えるのかも知れない。このように六三年は、柔軟反応戦略、MLF、PTBT という米国の統合化政策に対してドゴールがいわば「三つのノー」を突きつけるなど、仏米関係においても重要な年となったのである。次章では、PTBT と同じく、「同盟内における核拡散」を防ぐことを主要な

¹⁴³ 周知の通り、ジョン・ルイス・ギャディスはこの二極体制を「長い平和」と形容した。Gaddis, John L., *The Long Peace : Inquiries Into the History of the Cold War*, Oxford, Oxford University Press, 1987.

¹⁴⁴ De Gaulle, *Mémoires d'espoir*, p. 244.

¹⁴⁵ 金子謙、前掲書、159-160頁。

¹⁴⁶ ただし、主導国である米国の軍事ドクトリンは事実上、同盟の戦略となっていたと考えることができる。他方で、フランスは自国の核ドクトリンとして、有事に即時核報復を行うという戦略を適応し続けた。

目的とした、米国の柔軟反応戦略、MLF とそれを巡る仏米関係について考察する。

第二章 MLF（多角的核戦力）構想と欧州核政策

一九六〇年代前半から中盤にかけての国際政治環境は、米ソ両国による相互核抑止体制が形成されていく一方で、新たにフランスや中国といった核保有国が出現するなど本格的な核時代を迎えていた。ワシントンは、米ソ間の核均衡に向かう戦略環境においても、自国の外交・防衛政策の重要な基盤となっていた核戦力の対ソ優位を維持するべく、その開発を積極的に推し進める。そして、対同盟政策としても、独自核保有に基づく「政治的多極化」が進展することによって、大西洋同盟における「支配的地位」が揺らぐことのないよう意欲的な外交を展開することになる。こうした「同盟内における核拡散」を防ぐことを主要な目的として考案された政策が、MLF 構想である。

本章で考察していくように、この MLF 構想は、特にケネディ、ジョンソン両政権において、様々な思惑から推進されることになる。だが結論から述べると、米国の「支配的地位」は維持しつつ、同時に MLF への同盟国の参加という多角的な概観を装うこのような試みは、複合的な要因から最終的に失敗に終わり、核時代の同盟における統合化、および一元的コントロールの困難さを露にすることになる。そして、この MLF を巡って、同盟内で激しい対立を繰り広げたのが仏米両国であった。

本章では、この MLF を巡る仏米関係について、ドゴールの外交政策を軸に分析を行う。考察の対象となる時期は、MLF が大西洋同盟における中心的課題となっていた六二年から六四年末までとする。

（一）戦略ドクトリンを巡る仏米対立

本節では、まず米国に対峙したフランスの核政策はどのような論理によって構成されていたのか検討する。フランスの核政策において、その理論的側面で貢献した人物としてピエール・ガロア将軍の名前が挙げられる。ガロアは「比例的抑止(dissuasion proportionnelle)」という概念を掲げ、フランスのような中級国家における核戦力 (force de frappe) の意義を理論化した。この理論は、大量報復戦略に見られる即時の核使用（報復）を前提としつつ、相対的に小規模であっても非脆弱的な核戦力さえ保持していれば、大国にとっては小国を攻撃する場合でも利益より損失が大きくなるリスクを抱え込むことになり、かくしてソ連のような核大国に対しても抑止が機能するというものであった。例えば、ソ連がフランスに攻撃を仕掛けようとした場合、フランスがソ連の主要都市を確実に破壊できる核戦力さえ保持していれば抑止力が機能し、ソ連の攻撃を防ぐことができると考えられた。ドゴールは仏核戦力の意義について以下のように述べている。

「我々の展開できる核戦力は、米国やロシアの爆発力と同量ではない。しかし、国家の防衛にとって、それぞれの手段における規模の割合は絶対的価値のあるものではない。人間

も国家も一度しか死ぬことはできないのであり、核抑止力を保有し、確固たる決意と確信があれば侵略者を葬ることができる^{147]}

そしてガロアは、核時代において同盟は「時代遅れ」であるとして、以下のように述べている。

「米ソの核戦力の均衡化が達成された情勢を受け、双方の絶滅を意味する核兵器の使用は、自らの死活的な利益が侵された場合にしか適用されないであろう。それ故、軍事的安全保障を供給してきた過去の同盟に見られるコミットメントは実行されない^{148]}

これは、核は破壊的な結果を伴うため、自国の領土など「死活的利益 (intérêts vitaux)」が侵された場合のみ使用されるとするものであり、それ故、同盟レベルではなく、各国家による独自核でしか使用の決定はなされないと述べたものであった。この論理は、核共有は同盟国であっても困難であり、「核管理は核保有する国家に帰属する」とするものであった。こうした核理論を持つフランスと米国の間では、同盟における戦略ドクトリンを巡って、いわば必然的に激しい対立が繰り広げられることになる。

六一年のケネディ政権発足時における米国の戦略ドクトリンは、アイゼンハワー政権から受け継いだ、核戦力の対ソ優位に基づく大量報復戦略 (massive retaliation strategy) であった。この戦略は、ソ連が主導する東側の通常兵力の優位に対抗し、その不均衡を是正するため、あらゆる侵攻に対して米国の全核戦力で即時対抗するというものであった。この「大量報復」の脅しによってソ連の攻撃を抑止することを目指したのである。しかし、五七年のスプートニクの実験成功以降、ソ連の戦略核による米国本土の脆弱性が認識され始めたことを受け、「自殺か降伏か」といった選択肢しかない大量報復戦略を修正する必要性が、多くの論者から述べられることになる¹⁴⁹。ただ、アイゼンハワー政権においては戦略環境、米国の財政事情を勘案した結果、大量報復戦略は問題視されながらも変更されることはなく、次のケネディ政権における課題となっていた。

ケネディ政権では発足後間もない四月、ロバート・マクナマラ国防長官などが中心となり、米国の戦略ドクトリンを大量報復戦略から柔軟反応戦略 (flexible response strategy) へと変更する¹⁵⁰。その骨格は前述したように、紛争が勃発した場合、米国の一元的コント

¹⁴⁷ *DM, Tome4*, p.233.

¹⁴⁸ Gallois, Pierre M., "The Raison d'être of French Defence Policy," *International Affairs*, Vol.39, No.4, 1963, p.500.

¹⁴⁹ Kissinger, Henry, *Nuclear Weapons and Foreign Policy*, N.Y., Harper and Brothers, 1957.

¹⁵⁰ ケネディ政権については、Paterson, Thomas G., (ed.) *Kennedy's Quest for Victory : American Foreign Policy 1961 - 1963*. N.Y., Oxford, Oxford University Press, 1989.

ロールにより可能な限り紛争のレベルを限定化させ、軍事的対応を効率的かつ抑制的に行うというものであった。つまり、「自殺か降伏か」という二元論的な選択肢に拘束されるのではなく、核戦略の相互脆弱性を踏まえた核使用以外の選択肢、通常兵力整備などの必要性を説いたのである¹⁵¹。このように、柔軟反応戦略は前戦略と比べて、核使用の敷居をできる限り高くするものであったと見ることができる。

マクナマラにより、柔軟反応戦略の具体的概念が公式に同盟国に対して表明されたのは、六二年五月のアテネ NATO 理事会と六月のミシガン大学での演説であった。米国政府は、前年八月のベルリン危機以降、柔軟反応戦略の必要性に対する認識を深めていた。これらの演説は、その後の同盟関係に大きな影響を与えることになる。アテネにおける演説では、同盟国の外相、国防相の前で「カウンター・フォース」という概念を強調する。「カウンター・フォース」とは、ソ連に対する攻撃の際、仮に核兵器を使用するとしても、都市のような社会基盤ではなく核関連施設など軍事施設を攻撃の対象とするものであった。また、ミシガン大学における演説では、以下のように述べている。

「計画策定の一本化、命令権限の集中などが戦略の遂行にとって重要である。偶発的核戦争に対応するには戦略の競合や不一致があってはならない。全面的核戦争の目標は不可分であり、仮に核戦争が勃発した場合、我々の望みは敵の全ての重要核戦力に対して中央でコントロールされた作戦を遂行し、さらに我々の側がコントロール可能な予備戦力を残すことができるかどうかにかかっている。(中略) 限定的な核戦力が独自に保有されることは、危険で、高価であり、時代遅れになりがちで抑止力としての信頼性に欠ける¹⁵²」

こうした米国の戦略ドクトリンの変化は、同盟内での影響力に鑑み、NATO に対しても実質的に適用されるものであった。ドゴールは、柔軟反応戦略における通常兵器と「カウンター・フォース」という概念の強調が、米国の核使用に対する躊躇を表すことに繋がり、結果として、ソ連に限定的な戦争が可能であるという誤ったシグナルを与えることを懸念していた¹⁵³。またこのような戦略ドクトリンの変化は、ワシントンにとって欧州の防衛は二次的なものであり、米欧地域は大西洋を跨いで分断され、「死活的利益」である米国本土が攻撃されない限り、核使用はなされないであろうという認識に結びつくことになる。

¹⁵¹ Harrison, *op. cit.*, p.75.

¹⁵² Kaufmann, William W., *The McNamara Strategy*, N.Y., Harper&Row, 1964, pp.114-117.

¹⁵³ ドゴールはフランスの核政策においては、大量報復戦略に見られるカウンター・シティ（対都市攻撃）としての「即時核使用(報復)」を適用し続ける。当時のフランスの資源と技術力からいって、カウンター・シティ戦略のみが、仏核戦力にとって実効性があると考えられていたのである。Stromseth, Jane E., *The Origins of Flexible Response: NATO's Debate over Strategy in the 1960s*, London, Macmillan, 1988, p.100.

ジョルジュ・ポンピドゥー仏首相は国民議会における演説で、「柔軟反応戦略では、核兵器は使用されないか、限定的な地域でのみの使用となる。もし西側に対する直接攻撃が行われれば、初期段階では米ソ両国の領域は手つかずのままにおかれ、フランス、ドイツ、東側の衛星国は破壊されるであろう¹⁵⁴」と述べ、米国の新戦略を批判している。ドゴールも NATO 事務総長のマンリオ・プロシオとの会談で「米国にとってどのような状況かに関わらず、核兵器の使用は自身の死刑執行となるリスクがあることから、米国自身を守る以外には使用されることはない」として、ワシントンの核使用に対する疑念を述べていた¹⁵⁵。

また米国政府は、マクナマラの「危険で、高価であり、時代遅れ」という言葉に表されているように「同盟内における核拡散」を防ぐことを重視していた。なぜなら柔軟反応戦略を実効的にするには、米国による核の一元的コントロールを徹底することと、米国の意思に反する核戦争に「巻き込まれる」ことを回避する必要性があったからである。このような認識は主としてフランスを念頭においたものであったが、同時に英国へも向けられたものであった。マクナマラにとって英国との「特別な関係」に基づく核協力も、一元的コントロールに反することから否定的に捉えられていたのである¹⁵⁶。マクナマラ演説は、初めて公式に同盟国の独自核保有を批判したものであり、それ故、同盟国は大きな衝撃を受ける。このように柔軟反応戦略はいわば、核戦力は米国が受け持ち、欧州諸国は通常兵器の増強を担当するというバードン・シェアリングの論理によって構成されていたのである。

フランスはソ連の核戦力増強という事態を受けて、米国の「核の傘」への信頼性に疑義が生じたにも関わらず、依然として、ワシントンが同盟の核政策を独占し続けようとすることに対して反発を強める。六二年五月一五日、ドゴールは記者会見において、マクナマラのアテネ演説に対応する形で、フランスが独自核戦力の開発を進めていくことを強調した。また六月二〇日、ドゴールはディーン・ラスク米國務長官との会談で、「マクナマラ国防長官は米国が圧倒的な核戦力を保持していることから、他の同盟国は核を持つべきではないという。また米国のコントロールにない核戦力は危険であるとも述べている。このような発言に対して、我々はフランス国内でどのように説明すればよいのか」と述べ、マクナマラ演説を批判した¹⁵⁷。

これに対してラスクは、「米国は同盟国が核を保有することを危険だとは考えてはいない。

¹⁵⁴ *Ibid.*,p.100.

¹⁵⁵ *DDF,1964,Tome2,p.209.*

¹⁵⁶ またマクナマラは、核抑止体制とは敵の第一撃から生き残った第二撃能力の整備によって安定するものと考えていた。それ故、英国やフランスが保有する小規模な核戦力は第一撃に依存するものであり、他国による先制攻撃の誘因を高めることで戦略環境を脆弱にすると理解していた。マクナマラ演説後の記者会見でケネディも、「[仏核戦力は]大西洋同盟にとって有害である」と述べている。Kohl,*op.cit.*,p.222

¹⁵⁷ ヘンリー・キッシンジャーは、「ドゴールとマクナマラは共に、NATO を現状に適応させる必要性を感じていた。マクナマラは軍事的オプションを模索したのに対して、ドゴールは政治的オプションを求めた」と述べている。Kissinger,*op.cit.*,p.54.

しかし、NATO の防衛体制は分断することはできない。別々の政策を取ることはできないということが本質的な問題だ¹⁵⁸」と返答する。そして、さらに NATO の集団防衛体制の不可分性について、「米国の防衛政策は当然ながら国益をベースにしているが、米国の国益は欧州の国益と分かち合えない。それ故、我々は別々に行動する可能性を想定することはできないのである」と述べた。

この会談では、仏米両国の同盟観の違いが象徴的に現れていた。米国の同盟観では西側の国益は一体であり、ワシントンの国益追求は NATO 全体の利益と一致すると理解された。また集団防衛体制は不可分であり、核戦争はあらゆる国が影響を受けることから一元的コントロールによる対応が最も効率的であると考えられた。そして、この一元的コントロールを実効的にするために、NATO はさらなる統合化を進める必要があるとされる。米国政府は外交交渉についても同盟諸国が個別に行うことは、ソ連に付け入る隙を与えるとして否定的であった。これらは事実上、米国が大西洋同盟の政治および軍事における政策決定を独占することを意味した。

一方フランス政府は、国益、特に「死活的な国益」は必ずしも一致しないとの認識から、独自核戦力を保有し、「行動の自由」を最大限に確保することを重視した¹⁵⁹。集団防衛体制の不可分性という概念については、モーリス・クーブ・ド・ミュルビル仏外相が述べているように、「理論的には可能であるが、実際的かつ政治的には想定することはできない」と考えていた¹⁶⁰。例えば、ソ連による欧州侵攻の際には、通常兵器か核兵器かの如何を問わず、欧州諸国は米国と比べて早い段階での核使用を求めていた。しかし、柔軟反応戦略は必ずしもそのような欧州の要請に答えるものではなかった。つまり、同盟を組んでいるとはいえ個別の国家であり、さらに地政学的に距離があることなどは、不可分性という概念に容易に疑義を生じさせるのであった。

フランスと同様に西独政府も、こうした米国の戦略ドクトリンの変化に懸念を抱いていた。西独は冷戦の最前線に位置するというその地政学的な条件から、いわゆる防衛ではなく核戦力を軸とする抑止を重視していた。ソ連の膨大な通常兵力および核戦力と国境を接する西独にとって、通常兵器による戦争についても許容できるものではなく、東側の侵攻に対してはできる限り初期段階での核使用が求められた。そのため、西独の東側国境沿いの前方防衛戦力は「トリップ・ワイヤー」として、米国の核戦力とのリンケージという側面が重視されていたのである。初期段階での核使用と抑止を基本とする戦略を求めていた点で、西独はフランスと共通の認識を保持していた。ただ西独は通常兵器による対応にも

¹⁵⁸ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13, pp. 721-723.*

¹⁵⁹ ドゴールはアイゼンハワーとの会談で、「スエズ危機は、米国が同盟国にとっての『死活的な国益』を自国にとっても『死活的』であると必ずしも捉えないことを証明した」と述べている。Vaisse, Maurice, *Le Grandeur*, p. 125.

¹⁶⁰ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13, p. 418.*

一定の必要性を認めており、米国の柔軟反応戦略とフランスの「即時核使用（報復）」との中間に戦略のあるべき方向性を見出していたのである。

急速な経済復興を実現させ、多くの人口を抱える西独は、米国とフランスにとって、自国の欧州政策を実現する上で必要不可欠な戦略的要素であった。米国にとって柔軟反応戦略の実現には通常兵力の整備が急務であり、経済的にも兵力の供給という点でも大きく貢献し得る西独が、ワシントンの戦略に賛同することは重要な課題であった。またフランスにとっても同様に、西独の経済力は魅力的であり、仮に自国の核政策に財政面と技術面において協力が得られれば、大きな利益をもたらすことが予想できた。このように、欧州政策を巡り対立を深めていく仏米両国にとって、西独をどちらが自国の戦略に組み込むかということは、ある意味でゼロサム・ゲーム的な様相さえ示していたのである。

ただ両国は、地域秩序の混乱に繋がるであろうことから、西独の核保有には反対するという共通の認識を持っていた¹⁶¹。つまり西独の非核化を維持しつつ、フランスと米国は、それぞれが自国に有利な形でボンとその欧州政策に組み込むことを目指したのであり、両国の戦略の根底には西独をジュニア・パートナーに「封じ込めて」おくという「狙い」があった。特に米国政府は、西独が核政策における差別的な地位をいつまでも承諾しないであろうという疑念を持っていた。コンラート・アデナウアー政権時代には、フランツ・シュトラウス国防相が核への関与を強く求めていたことは公然の事実であり、アデナウアー以後の国内および国際情勢如何では、西独の核保有という可能性は全くあり得ない話ではなかったのである¹⁶²。このような懸念が、特にボール国務次官を代表とする国務省に共通しており、以後彼らはMLFを西独の核保有を「封じ込める」ための手段として利用しようとする。

フランスも過去約九〇年の間に三度も侵略を受けたことから、西独の核保有という事態は許容できるものではなかった。さらに、「欧州の盟主」を自認するフランスにとって、大陸欧州で唯一の核保有国であることは、通常兵器に優れ経済的に優位にある西独に対して、政治的な優越を確保するための重要な手段であった。またドゴールの目指す欧州デタント、さらには「独自の欧州」実現の必要条件として、ソ連、東欧諸国の西独に対する脅威認識の軽減は不可欠であった。そのため西独の独自核保有、あるいはワシントンの核政策に対してボンが積極的に関与するという状況は、フランスにとって外交戦略から見ても容認できるものではなかった。ドゴールは、東欧諸国はドイツの脅威によってソ連と連帯しているのであり、ドイツの脅威が現実的でなくなれば、必然的にソ連と東欧の結びつきは弱まると考えていた¹⁶³。そして、フランスはソ連や東欧との仲介者としての役割を果たすこと

¹⁶¹ *Ibid.*, p.113.

¹⁶² シュトラウス国防相は、西独領内にある戦術核の管理への関与を米国政府に求めていた。

¹⁶³ 井上、前掲書、17頁。

によって、影響力を確保しようと目論んでいたのである¹⁶⁴。

西独政府にとって仏米のどちらかを選択することは、非常に困難なことであった。戦後における西独の外交政策は、主に二つの大きな戦略によって構成されていた。第一に、米国主導の同盟体制、つまり NATO の強化に積極的に貢献することによって、「力の政策」として共産圏に対抗するというものであり、第二に、欧州諸国、特にフランスとの和解を実現するという方針であった。基本的に仏米両国の脅威認識、対外政策に大きな相違がない場合、ポンの基本政策は分裂を避けることができた。しかし、仏米の間で大きな「ずれ」が生じた場合、西独政府は外交上深刻なジレンマに陥るのである。

五五年五月の NATO 加盟により、西独は再軍備を開始した。この NATO の枠組みを通じてポンは安全保障を確保し、同時に自国の脅威を顕在化させずに再軍備を開始することが可能となった。したがって、西独の戦後体制に大きな影響を与えた、米国主導の同盟体制から距離を取るような政策を容易に選択することはできなかつたのである。その意味で、西独は現状の同盟体制に対して、「現状維持的志向」であったと見ることができよう。

しかし、ベルリン危機における米国政府の妥協的な対応に見られるように、西独の犠牲の下に米ソ両国が結託する可能性も排除できないため、ボンとしても一方的に米国に依存することはできなかつた。フランスとの良好な関係は対米交渉を少しでも有利に行うためにも不可欠であったのである。つまり仏米どちらにも政治的・軍事的に全幅の信頼をおくことができなかつたため、西独は対外政策において微妙なバランスを取ることを求められた。前述したように仏米両国にとって、その欧州政策を実現するために西独の協力は不可欠であったが、ボンにとっても両国の協力が自国の対外政策を実現するために必要であったのである。このように仏米独三カ国はその認識、および政策の幅のなかで、様々な駆け引きを行うことになるのであった。

(二) MLF 構想における米国の思惑

前章で論じたように、一九六〇年代前半において、ケネディ政権は「大西洋共同体」と称する対欧州政策を掲げていた。この構想では、経済的には、米国と「特別な関係」にある英国の EEC 加盟実現を通じた大西洋地域における相互依存の促進、軍事的には、NATO の統合化に基づく米国の支配的地位の維持、強化をその目的としていた。その際、軍事面

¹⁶⁴ ドゴールは「ドイツ問題」の解決について、次のように述べている。「我々はいつの日か、欧州が大西洋からウラルまで建設的な協調関係を結ぶために、欧州自身の問題、ドイツの問題について解決することを躊躇わない。そのためには唯一の方法である欧州全体の合意がなければならない」と述べている。*DM, Tome4, p.386*。また「米国はフォスター・ダレスに煽られた政策を採用し、NATO の絶対的な強化がモスクワを後退りさせ、結果としてドイツの統一が達成されると考えた。しかし、それは戦争に訴えない限り幻想的であり、米国も同盟国も戦争をする意志は持っていない」と述べ、米国のドイツ統一に対するアプローチを批判している。*DM, Tome4, p.340*。

で重要な政策となったのが、MLF 構想である。

MLF 構想が最初に取り上げられたのは、アイゼンハワー政権の時代である。元国務省政策企画室長でハーバード大学のロバート・ボウイが作成した同構想は¹⁶⁵、六〇年一二月、NATO 外相・国防相会議でハーター国務長官によって提案された¹⁶⁶。その背景には、ソ連の核戦力の増強を受けて、米国の「核の傘」に疑念を持ち始めていた同盟諸国の信頼性を回復する、という目的があった。

MLF 構想では、まず米国が核搭載ポラリス・ミサイルを保有した潜水艦を五隻、NATO の指揮下に配置する。その後、加盟国が共同で出資し参加する中距離ミサイルを装備した MLF を創設し、米国のポラリス原潜部隊と統合することが提案された¹⁶⁷。ただ、この提案は MLF が地上・海中・海上のいずれの形態になるのか、核使用の決定体制はどうなるのかなどについては曖昧な形に留まっていた¹⁶⁸。そして、アイゼンハワー政権がすでに末期であったことから、構想を具体化する作業については次の政権に委ねられることになる。こうして MLF は初期段階から、その後も国務省主導で推進されていくことになる。国務省は欧州諸国の政治統合に意欲的で、MLF による統合化が促進的な要因になる、と考えたのであった。

次のケネディ政権ではしばらくの間、MLF の進展はなかったが、柔軟反応戦略に対する西欧諸国の懸念を受け、米国主導の同盟体制の再結束を図るために国務省を中心に徐々に具体化されていった¹⁶⁹。そして、六三年初頭には全体像がほぼ明らかになった。MLF の形態について、米国政府内で活発な議論が交わされたが、最終的に政治、軍事、財政的理由から、水上艦を採用することが決定される。水上艦が選ばれた理由として、地上配備では、配備国との間で政治問題が生じる可能性があることなどから適当ではないとされ¹⁷⁰、また、潜水艦についても乗員の訓練の難しさ、原潜技術の機密保持の問題、財政上の理由などから却下された¹⁷¹。水上艦は二五隻で構成され、それぞれ八基の核搭載ポラリス・ミサイルを保有し、加盟国が混合乗員によって運用することが想定された¹⁷²。

¹⁶⁵ この構想のベースとなる提案は、六〇年八月、ボウイによって国務省に *The North Atlantic Nations: Tasks for the 1960s* というタイトルで提示されている。Barbier, “La Force multilateral,” p.4. 六章からなる文書であるが、*FRUS*には概要のみ記載されている。*FRUS, 1958-1960, Vol. 7, pp. 622-627.*

¹⁶⁶ *FRUS, 1958-1960, Vol. 7, p. 677.*

¹⁶⁷ *DDF, 1960, Tome 2, p. 750-751.*

¹⁶⁸ 牧野、「MLF 構想 (II)」、32-33 頁。その他の MLF 問題を分析した邦語文献としては、小島かおる「ジョージ・ボールと『大西洋パートナーシップ』構想-多角的核戦力 (MLF) 問題を中心に-」『法学政治学論集』第 44 号、2000。

¹⁶⁹ 牧野、「MLF 構想 (II)」、60-61 頁；*FRUS, 1961-1963, Vol. 13, p. 397.*

¹⁷⁰ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13, p. 432.*

¹⁷¹ *Ibid.*, pp. 494-495.

¹⁷² MLF 部隊全体で乗員は一万人で、共通語は英語とされる。各水上艦の国籍は三カ国を越えずに、その内の一カ国は米国になることなどが想定された。Boulton, J.W., “NATO and

MLF は、平時には欧州連合軍最高司令官 (SACEUR) によって指揮され、有事には MLF 参加国によって構成される協議機関が最終的に核使用を決定し、米国政府はその際、拒否権を持つこととなった。アデナウアー西独首相はリヴィングストン・マーチャント NATO 担当アメリカ大使との交渉により、米国と西独で七五%のコストを払うことで合意し、兵力については西独が四〇%拠出することを決定する¹⁷³。こうして、米国と並んで最大の出資者となる西独の影響力増加は、他の同盟諸国やソ連を中心とする東側諸国の MLF に対する大きな懸念となっていく。MLF が、実質的な西独の核武装に繋がるのではないかと恐れられたのである。

MLF 構想における米国政府の戦略目標は、MLF と「同盟内における核拡散」を防ぐことを両立させることによって、英仏両国の核戦力を統合化し、さらには西独の核保有を防ぐというものであった。そして、一元的コントロールを維持しつつ、ソ連との間で核不拡散など軍備管理条約を締結することを通じて、二極体制の安定化を図ることが目指されたのである。また、限定的ながら同盟諸国が核政策へ関与することは、米国のコミットメントに対する懸念を緩和させ、大西洋同盟の結束に資するものであると考えられた。

上記のような認識から、ケネディ政権の多くは MLF を推進する際、同盟国の一定の関与については許容できたが、核使用を巡る拒否権の放棄については現実的ではないと考えていた。ケネディ政権の NATO 問題最高顧問であったディーン・アチソン元国務長官は、国家安全保障会議 (NSC) において、「多角的核戦力における欧州諸国参加のキャッチ・フレーズは、『発言権』であり、米国の拒否権のない核戦力はナンセンスだ¹⁷⁴」と述べている。即ち、米国政府は実質的なコントロールに関わる拒否権の放棄については想定しておらず、欧州諸国の影響力は、仮に MLF が創設されたとしても限定的なものであるといえた。また、実際にはケネディ自身が MLF 構想に懐疑的であり、彼は対独配慮という政治的側面以外に大きなメリットはないと考えていた。大統領補佐官のアーサー・シュレジンガーによると、ケネディは、「米国が拒否権を保持している限り、(他の米国政府高官と違い、彼は決して拒否権の放棄について述べなかった)MLF はある種のまやかしである。欧州諸国が真のコントロールを保持できない兵力に多大な財政的貢献を行うのか疑問を持っている¹⁷⁵」と述べたという。

さらにケネディは、欧州諸国が MLF に財政支出を行った場合、結果として、通常兵力整備への動きが滞る可能性を懸念していた¹⁷⁶。先述したように、通常兵力の強化は、柔軟反応戦略を実行的なものとする上で不可欠なものであった。こうしたケネディの MLF に対す

the MLF," *The Journal of Contemporary History*, Vol. 7, 1972, p. 282.

¹⁷³ Schwartz, *op.cit.*, pp. 109-110.

¹⁷⁴ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13*, p. 496.

¹⁷⁵ Schlesinger, Arthur M., *A Thousand Days: John F. Kennedy in the White House*, N.Y., Fawcett Premier, 1965, pp. 727-728.

¹⁷⁶ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13*, p. 493.

る疑念は同政策を遂行する際において、常に彼の頭の中にあつたのである。だがその一方、ケネディに対して MLF を推進させる大きな要因が顕在化してくる。仏独協力の進展である。

六一年のベルリン危機以降、米国への不信感を募らせていたアデナウアーは、ソ連に対して非妥協的な態度に終始したドゴールへの信頼感を持つようになる。この時期、大戦中の仏ソ相互援助条約締結（四四年一二月）以降、「仏ソ共謀」への懸念を持っていたアデナウアーの対仏認識に徐々に変化が生まれていた。ドゴールはこうしたアデナウアーとの協調を進展させると同時に、彼の米国に対する疑心の念を助長させることを目論んでいた。フランスにとってボン＝ワシントンの離反は、米国の影響力から自立した欧州、即ち「独自の欧州」を実現する上で必要不可欠なプロセスであつたからである¹⁷⁷。

六三年一月二二日、フランスと西独両政府は仏独協力条約（エリゼ条約）を締結する。この条約では、定期的な首脳会談や外務・防衛閣僚会談、軍事交流、民間交流の実現を謳い、両国が利害関係を持つ外交政策について、可能な限り共通の対応を取るため協議を行うことが決定された。ただ、同条約には NATO への記述がなかったことから、米国政府は強い疑念を持つことになる。米国にとってこのような形での仏独緊密化は、欧州の大西洋同盟からの離脱の始まりに見えたのである¹⁷⁸。

この仏独協力条約締結と、直前のドゴールによる英国の欧州経済共同体（European Economic Community=EEC）加盟、および「ナッソー協定」の「二重拒否」という事態（一月一四日）を受けて、米国にとって MLF はドゴールの欧州における影響力を割くための重要な手段となる¹⁷⁹。米国はこれまで MLF について、「欧州が望むなら」という受動的なスタンスを取っていた。あくまで欧州諸国の要望という形での MLF 推進を唱えていたのである。しかし上記のような状況を受けて、米国政府の MLF への対応は国務省主導により積極的なものへと変化していくことになる¹⁸⁰。

¹⁷⁷ ドゴールとアデナウアーにとってベルリン・キューバ危機は、米国が西側における安全保障政策の決定権を独占する教訓となった。Costigliola, Frank, *France and the United States: The Cold Alliance Since World War II*, N.Y., Twayne, 1992, p.128. また、六三年一月一四日の記者会見でドゴールは、アデナウアーの仏独協力についての考えを次のように披露した。「この偉大な政治家は、独仏間の協力が両国の近代的発展にとって不可欠であると共に、欧州建設の基盤および条件であると語った。そしてまた、現在、我が大陸の安全保障において最も重要な要素であり、将来、東西に住む人々間の均衡と平和の要素となると主張した」。そしてドゴールは、アデナウアーの主張と自身の意見は完全に一致したと語った。DM, Tome 4, p.77.

¹⁷⁸ Vaïsse, *La Grandeur*, p.157.

¹⁷⁹ 英国の EEC 加盟交渉はドゴールの拒否により、一月二八日のブリュッセル EEC 閣僚会議において無期延期が決定された。ドゴールは、「トロイの木馬」としての英国を通じて、米国の経済的影響力が欧州で増すことを嫌った結果、加盟拒否という決断をしたと見られている。

¹⁸⁰ 国務省の積極的な MLF 推進者としては、ジョージ・ポール、ジェラルド・スミス、ヘ

米国政府はドゴールの外交構想が西独、ソ連と結びつき、将来的に仏独ソ三カ国の協調による「独自の欧州」へと向かうことを警戒していた。ケネディはこれに関して、「ドゴールは現在独自の核戦力を保有し、ソ連との協調の可能性まで考えている。その際、西独もフランスと同一歩調を取る可能性がある」と述べている¹⁸¹。それ故、ケネディは「NATOの強化とMLFの推進は、ドゴールの欧州六カ国に対するコントロールを弱体化させることに繋がる¹⁸²」と捉えるようになる。ここに米国のMLF構想は、西独への配慮という目的以外に、対仏牽制という側面を強めていくことになった。このように、MLFは米国にとってソ連への対抗という軍事的要請というよりはむしろ、米国主導の同盟体制を維持、強化するという政治的要請から推進されたのであった。

だが、仏独二国間協力の動きは、その後、西独議会での仏独協力条約批准過程において、前文に「西独は米国と欧州の緊密な連携を望む」、「NATOの枠内での共同防衛を支持する」、との新たな文章が追加されることによって、質的に変容することになった(五月三十一日批准)。その結果、仏独関係の強化に基づき米国から距離を取るというドゴールの構想は大きな打撃を受けることになる¹⁸³。

これら一連の動きには、米国政府の強い圧力が存在した。一月に仏独協力条約が締結された際、ケネディは「この条約は戦後の和解というよりもNATOに対抗するものである」と強い不信感を示していた¹⁸⁴。実際、米国政府は仏独条約締結以前から、フランスが西独と核協力を進めるのではないかという懸念を持っていた。六二年二月ケネディは、エドガール・フォール元仏首相とアルファン駐米フランス大使に対して「フランスの協力の下、西独が核保有を行う可能性はないか」と尋ねている。これに対してフォールは、「そのような計画は考えられず、また五四年のパリ条約の関係上あり得ない」と応じていた¹⁸⁵。このパリ条約によって、西独はABC(原子・生物・化学)兵器の保有が禁止されていた。しかし、米国政府内でこうした懸念は一定のレベルで続いており、仏独協力条約の締結でその疑念は一気に顕在化したのである。

条約に則って、仏独両国政府は防衛協議を行ったが、西独側は重要な議題を討議することを避け、NATOや米国との議論と比較してフランスとの協議を意識的に格下げすることになる¹⁸⁶。その結果、条約締結後、最初の仏独首脳会談では、防衛・安全保障政策の分野

ンリー・オーウェンなどが挙げられる。彼らは、ドゴールの掲げる同盟政策を時代遅れのものであると考えていた。またMLF推進者たちが、超国家的な欧州統合を求めていたことなどもドゴールと意見を異にするところであった。

¹⁸¹ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13*, pp. 487-488.

¹⁸² *Ibid.*, p. 485.

¹⁸³ Harrison, *op.cit.*, p. 106. その他にも「EECにおける英国の加盟を奨励する」などと述べられていた。

¹⁸⁴ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13*, p. 783.

¹⁸⁵ *Ibid.*, pp. 683-684.

¹⁸⁶ Harrison, *op.cit.*, p. 107.

で両国の間に具体的な進展は見られなかった¹⁸⁷。また、米独両国は六三年九月に兵器購入の協定を結び、関係強化を確認している。このような動きは、米国政府によるフランスへの対抗という意図を含んだものであった¹⁸⁸。米独関係の緊密化は、アデナウアー退陣後のエアハルト首相（六三年一〇月一六日就任）、ゲアハルト・シュレーダー外相、カイウヴェ・フォン・ハッセル国防相という「大西洋主義者」の影響を受けて強まっていった。ドゴールは、自立した欧州という概念を受け入れない親米的なエアハルト政権に強い不満を持つようになり、さらには米国の対欧州政策の目的が仏独両国を離反させることにあるのではないか、という疑念を抱いていくことになる¹⁸⁹。

六三年三月から四月にかけて、マーチャント大使は MLF の交渉のため欧州諸国を歴訪する。しかし、このミッションは西独以外から積極的な賛同を得ることはできなかった。確かに米国政府にとって、仏独核協力に楔を打ち込むことと、西独が同盟の核政策において、不平等感を持つことのないように配慮することは重要な課題であった。ただ、米独二国間のみによる MLF 実現という事態は大西洋同盟の結束を乱す恐れがあり、ケネディの望むところではなかったのである¹⁹⁰。

仏独条約の前文追加が決定的となり、米独関係が再強化されるにつれて、米国政府内における仏独核協力への懸念は低下していった。しかし一方で、依然として西独の核への野心をどのように扱うかという問題は未解決であり、MLF 構想実現への動きは停滞しつつも、一定のレベルで続けられることになる。実際、仏独核協力への懸念は低下したが、西独が同盟内での核政策を巡る差別的な地位を容認できなくなった場合、将来的に独自核保有を目指すことや、仏独核協力を選択する可能性を完全に排除することはできなかったのである。すでに西独議会で、前文追加が決定的となっていた五月二五日、ケネディはミュルビル仏外相との会談で、「米国が MLF を止めれば、フランスが核分野において西独に協力をするのではないか¹⁹¹」との危惧を示している。以上に見てきたように、西独を大西洋同盟の枠内においてどのように核政策に関与させるかという問題は、仏独協力への懸念が相対的に低下した後も、依然として米国にとって重要な課題であったのである。

それでは次に、米国政府が推進した MLF における問題点、矛盾について検討する。フランス政府は当初から MLF について、消極的あるいは否定的であったが、最終局面を迎える

¹⁸⁷ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.106.

¹⁸⁸ Soutou, "La France et defense européenne du traité de l'Élysée au retrait de l'OTAN," p.32.

¹⁸⁹ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13*, pp.780-781.

¹⁹⁰ Barbier, "La Force multilatéral," p.12.

¹⁹¹ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13*, p.773. この会談ではその他にも、次のように互いの政策を牽制している。ミュルビル外相が「現在 MLF 交渉は、米独間協議という形態になっている。西独が積極的な貢献によって、核への関与をさらに深めようとしていることに脅威を感じる」と述べたのに対して、ケネディ大統領は、「フランスの核抑止力の存在こそが、西独が MLF を越えて、独自核戦力を保持しようとする動機になっている」と反論した。

まで公式には「自国は参加しないが、他国の参加を妨げない」という立場を取っていた。このように、フランスや多くの西欧諸国が MLF に対して懐疑的であったことにも理由があった。まず、MLF の核戦力は米国の全核戦力のわずか 5% であり、この 5% についても米国は拒否権を放棄する意思はなかった。そのため、仮に欧州諸国の反対によって MLF を使用することができなくても、ワシントンは MLF に提供していない自身の膨大な核戦力によって対応が可能となる。しかし、欧州諸国は米国の意思に反して MLF による核使用を試みても、米国の拒否権によって行使することはできない。その結果、MLF は欧州諸国にとって、米国の 5% に相当する核戦力への拒否権を保有するにすぎなかった。即ち、MLF が実現されたとしても、米国の核独占という状況は本質的に変化しないのであり、欧州諸国が真の意味で核戦力を保有することにはならなかったのである。ガロアは MLF について、「米国は兵力の統合を強く勧めているが、彼ら自身の全核戦力を欧州の核戦力[MLF]と統合して、その使用の決定を NATO の一五カ国で行うということについては何故躊躇するのか¹⁹²」と批判している。

また、MLF の核使用決定体制が明確になっていなかった六二年六月、各国混成の多角的な部隊であるという点について、ミュルビル外相はラスク国務長官との会談で、「全会一致での決定にした場合、決断を下せない可能性がある。また多数決による決定にした場合、仮に米国が賛成しない局面において、自身の生死に関するような決定を米国は本当に受け入れることができるのか」と述べている。このミュルビルの問い掛けに対して、ラスクは「今後、米国政府は計画を精査していく」と答えるに留めた¹⁹³。

多角的な部隊は、ソ連の大規模侵攻という事態を除いて全会一致に達することは想定しづらく、「機能麻痺」という状況が容易に想像できた。また多数決による決定にした場合、米国は自国が望まない戦争に巻き込まれる恐れがあり、そのような部隊の創設に尽力することは理解し難いという指摘であった。ミュルビルはラスクとの会談でこうした問題点を的確に突いたのである。ドゴールもミュルビルと同様に、多角的な部隊による核政策の実効性に強い疑義を持っていた。ドゴールは、核のボタンを最終的に押すことができるのは主権国家のみであり、超国家的な組織がそのような決断を下すことができるとは考えていなかった¹⁹⁴。

さらに、大きな MLF の問題点として、その軍事的必要性が低いものであったことが挙げられる。ラスクはミュルビルとの同じ会談で、「現在、中距離核ミサイルを欧州に配備する緊急の必要性はない。米国の戦力によって目標はカバーできているし、強力な第二撃能力も保持している」と述べ、米国政府が多角的な部隊の政治的意義を重視していること示し

¹⁹² Gallois, "The Raison d'être of French Defence Policy," p.506.

¹⁹³ *DDF, 1962, Tome 1*, pp.627-628.

¹⁹⁴ Gordon, Philip H., "Charles de Gaulle and the Nuclear Revolution," p.227.

た¹⁹⁵。ただ、大西洋同盟の結束という目的のために、大規模な軍事部隊を新たに創設する必要があるのかという疑問はあり、さらに、そうした政治的目的を MLF のような軍事的アプローチによって、実際に達成できるのかという問題もあった。

上述した問題以外にも、提唱者である米国を含め、各国から MLF に対する様々な批判・懸念の声が上がっていた。「ソ連の脅威」が低下しデタントが唱えられる中での必要性、ソ連の先制攻撃に対する脆弱性、多角的な部隊における運用の困難性、将来的にワシントンのコントロールから離れる可能性への米国政府内の懸念、西独の影響力が高まることへの近隣諸国の不安など、政治・軍事の両面で多くの問題点が挙げられていた。カナダ、ノルウェー、デンマーク、ポルトガルなど多くの国々は、MLF において限定的な影響力しか持てないにも関わらず、多大なコスト負担を強いられることに対して懸念を持っていた。米国はさらに、欧州諸国に対して通常兵力の整備も要請していたのである。また、各国の世論は MLF に懐疑的であるか、興味を示さないというものであった¹⁹⁶。

そして欧州諸国は、米国が柔軟反応戦略による一元的コントロールを強調しながら、MLF における「欧州条項」をも示唆する、矛盾を孕んだ提案をすることに困惑させられていた。「欧州条項」とは公式な提案ではなかったが、将来、欧州が政治統合を実現した場合、米国が MLF に対する拒否権を放棄することで実質的に欧州の核戦力とするものであった。しかし「欧州条項」の実現は、一元的コントロールの維持という米国の戦略に反するだけではなく、核拡散の「御墨つき」を与えるものでさえあった。

このような矛盾は、ホワイトハウス、国務省、国防総省の間で意見の統一がなされていなかったことが影響していた。国務省の一部は欧州の政治統合に共感し、積極的に「欧州条項」を支持していた。他方、国防総省は MLF に消極的な同意を与えながらも、拒否権の放棄までは想定していなかった。特に、マクナマラは MLF のような部隊を創設するのではなく、核協議委員会の設置といった対応が望ましい、と考えていた。ホワイトハウスも国防総省と同じく、拒否権の放棄には否定的であった。

国務省の MLF 推進派は、多角的核戦力を通じた核共有により、将来的な米国の拒否権放棄を踏まえた上で、欧州が政治統合を達成し、真に対等な米欧関係が実現されることを目指していた。しかし、ケネディの主導していた「大西洋共同体」における対等性は、あくまで経済面に主眼が置かれており、軍事面でのリーダーシップは米国が握りつづけることが想定されていた。つまり、MLF 推進派以外の米国政府高官は拒否権放棄の可能性について、現実的なものではないと考えていたのである。このように、米国政府内において MLF は「同床異夢」の下、推進されていたのであった。

欧州側にとって、多大な財政的負担を求められるにも関わらず、MLF が米国政府内における対立と戦略の矛盾を孕んでいたことは、参加を消極的にさせる主要な要因となってい

¹⁹⁵ *FRUS, 1961-63, Vol. 13, pp. 414-415.*

¹⁹⁶ Buchan, Alastair, "The Multilateral Force," *International Affairs*, Vol. 40, No. 4, p. 628.

た。イタリアなどは「欧州条項」を MLF 参加の条件と考えていた。しかし、前述したように、「欧州条項」は公式の提案ではなく、米欧を問わず反対者も多かったことから実現の可能性は低いと見なされていた¹⁹⁷。その結果、MLF が実現されたとしても、米国の核独占という状況の変化は期待できなかったのである。こうした MLF の問題点は同構想失敗への主要な原因となる。

以上に考察してきたように、米国が拒否権を放棄する可能性は低かった。ワシントンは同盟内において、核の一元的コントロールを確保することを重視しており、対等な形での核共有については本質的に否定的であったのである。米欧関係の研究者フランク・コステイグリオラもキューバ危機、MLF における同盟政策を分析した上で、ケネディ政権は実質的な政策決定に関して、同盟国とその権限をシェアすることに極めて消極的であった、と分析している¹⁹⁸。このように、米国主導の統合化という同盟観と、「欧州条項」が唱える欧州の自立性という概念は本質的に相容れないものであったのである。

ケネディの不慮の死という事態を受けて、六三年一月二二日に発足したリンドン・ジョンソン政権は、一二月に入り MLF 問題の再検討を始める。当初、ジョンソンは MLF に高い関心を示していなかった¹⁹⁹。しかし、國務省を中心とする MLF 推進派の積極的なアプローチによって、ジョンソンは MLF が「ゴースト」の唱える外交構想に対抗できる手段である、と認識するようになる。それ故、MLF の失敗は、ゼロサム的にドゴールを有利にすることになると考えられたのであった²⁰⁰。MLF 推進派は、米国の政権移行期を巧みに利用する。そして六月に開催される米独首脳会談に向けて、MLF が米国政府内で再争点化されるよう活動を開始する。こうして、ケネディ政権末期には停滞していた MLF が六四年春以降、再びクローズ・アップされていくのであった。

六四年四月一〇日、MLF を主要な議題とする会議がホワイトハウスで行われる²⁰¹。この会議はボール、スミス、フィンレッターなどの MLF 推進派を中心に議論が展開された。ボールはジョンソンに対して、西独の要求にできる限り沿うことが好ましいとの説得を行う。その際、ジョンソンは特にボールの、「ドイツは我々の生涯の二度にわたり懸念を振り撒いた。我々は、このようなことが二度と起こらないようにしなくてはならない」という発言に強い印象を受ける²⁰²。なぜなら、ジョンソン自身も以前から、「西独は独自に核開発を行

¹⁹⁷ Stromseth, *op. cit.*, p. 86.

¹⁹⁸ Costigliola, Frank, "Kennedy, the European Allies, and the Failure to Consult," *Political Science Quarterly*, Vol. 110, No. 1, 1995, p. 122.

¹⁹⁹ ジョンソン政権については、Cohen, Warren L., and Nancy B. Tucker, (eds.) *Lyndon Johnson Confronts the World: American Foreign Policy 1963-1968*, N.Y., Cambridge University Press, 1994.

²⁰⁰ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p. 118. 当時、仏米両国は、ベトナム、NATO、ドイツ、ソ連、中国、核政策、通貨政策といった問題を巡って意見を異にしていた。

²⁰¹ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, p. 36.

²⁰² Winand, Pascaline, *Eisenhower, Kennedy and the United States of Europe*, N.Y.,

い、西側から離脱するかも知れない」との懸念を持っていたのである²⁰³。議論の結果、ジョンソンは可能であれば本年度中に、MLF 協定の締結を実現するよう指示を行う。こうして、ケネディ政権では行われなかったタイム・スケジュールが設定されることになった。以上のように、ジョンソン政権下で MLF は積極的に推進されることになるが、同政権においてもソ連への対抗という軍事的要請からではなく、上記のような政治的目的のために取り上げられたのであった。

四月一六日、エアハルトはボンでフィンレッター-NATO 担当米国大使と会談する。フィンレッターは、米国と西独の積極的な働き掛けが必要であるとして、「新しいアイデアは常に温かく迎えられるものではない。米国と西独はパリの MLF 作業グループで強いリーダーシップを発揮しなくてはならない。我々が説得を行えば、西側の団結に MLF は不可欠であることが他国にも認識され成功に導くことができる」と述べた。これに対してエアハルトも、「二国間協力が MLF 進展に必要なことは明らかだ。二国間協力の強調が西独国内で問題を起こす可能性を恐れることはない²⁰⁴」と述べ、六月の米独首脳会談に向けて協力を活発化させることを決断する。しかし、彼等の認識があまりにも楽観的であったことは後に明らかになっていく。

六月一二日、ワシントンを訪ねたエアハルトはジョンソン大統領と会談を行う。その際、エアハルトは以下のように MLF の現状とフランスの核政策について分析した。

「西欧の多くの国を訪問したが MLF に対する熱狂的な支持はなかった。しかし、最終的には各国も MLF を承諾する必要があると認識するであろう。そして MLF が実現できた場合でも、ドゴールは独自の核政策を続けるであろう。彼にとって核戦力は軍事的なものではなく、自身の考える欧州独自の政策を追求するための政治的道具であるからである²⁰⁵」

そして、米独両国首脳は「多角的核戦力は NATO の軍事的、政治的強化に貢献するものであり、よって本年末までに MLF を締結するべきである」との共同コミュニケを発表し、年内に MLF 協定を締結する決意を固めた。

ところで、これら米独両国の積極的な動きに対して、英国やソ連はどのように反応したのであろうか。「ナッソー協定」に参加していた英国政府も MLF については終始消極的であった。この消極性は保守党、労働党に共通したものであり、特に六四年一〇月に政権についた労働党は反西独の傾向が強く、ボンが MLF で大きな役割を持つことに不信感を持っていた。また、英国防省も軍事的意義について否定的見解を示していた。さらに英国にと

St.Martin's Press,1993,p.352.

²⁰³ Costigliola, Frank, "Lyndon B. Johnson, Germany, and the End of the Cold War," in Cohen et al (eds.) , *op. cit.*, p.175.

²⁰⁴ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.38-39.

²⁰⁵ *Ibid.*, Vol. 15, p.112.

って、米独関係が深まることにより、米国との「特別な関係」が相対化されることも対外政策上好ましくなかった。こうした認識から、英国は NATO を分裂させることなく、MLF を静かに失敗に導くことを目指していく。英国政府もフランスと同様に、MLF が西独の核への欲望を刺激する可能性を懸念していた。しかし、後に見られるフランスのような明確な批判ではなく、軍事的な信頼性の欠如を指摘するなど、抑制の効いた行動によって終始 MLF に対応することになる²⁰⁶。

ソ連の MLF に対する批判も核不拡散の観点、西独への脅威といった理由から非常に強いものとなっていた²⁰⁷。核政策に関与する西独は脅威であるという点でソ連とフランスは一致していた²⁰⁸。米国政府はソ連に対して、ワシントンが拒否権を保持することから、MLF は核不拡散の精神に反するものではないと説得する。しかし、ソ連は MLF と核不拡散は両立し得ないものと考えており、その批判を収めることはなかった。またソ連はフランス、英国と同じく、MLF による将来的な米独二国間による「核共謀」を懸念していた²⁰⁹。こうして、MLF は米独両国による年内合意を目指すというタイム・スケジュールが決定されたものの、仏英など同盟諸国の否定的反応やソ連の批判などによって、次第に手詰まり状態へ陥っていくのである。

(三) 欧州核政策と MLF 構想の終焉

欧州諸国が米国に対して過剰に依存している現状を修正するため、ドゴールは欧州独自の防衛政策を構築する必要性を強く認識していた。そして、欧州独自の防衛政策を実効的なものにするには、基盤となる核戦力が不可欠であると考えられ、大陸欧州で唯一の核保有国であるフランスの核戦力がその役割を担うことが想定された。本節ではまず、こうした欧州独自の防衛政策と密接に関わると共に、MLF に対する「カウンター・ポリシー」としての側面も持っていたドゴールの欧州核政策について考察する。そして、上記のような検討を踏まえて、MLF 構想が終焉する一連の過程について、仏米関係を軸に論じていく。

ドゴールの欧州核政策において、最も重視されたのは西独との関係であった。なぜならドゴールは、仏独両国が政治および軍事的に密接に協力した場合、他の西欧諸国は同調せざるを得なくなると考えていたからである。そこで、ここではまず、六三年に仏独協力条約が締結されるまでの仏独間の核協力を巡る議論について概観したい。

六二年一月、仏独国防相会談が行われる。その中で西独のシュトラウス国防相はフランスのピエール・メスマール国防相に対して、西独側がフランスの核製造に資金協力する見

²⁰⁶ Boulton, *op.cit.*, pp.286-287.

²⁰⁷ 米ソ両国の核不拡散と MLF を巡る対立については、新垣拓「核拡散問題とジョンソン政権—米国の核不拡散戦略の形成」『筑波大学国際政治学研究』第 13 号、2004。

²⁰⁸ この時期、フランスとソ連は関係改善に動いており、六四年一〇月には通商協定を結んでいる。

²⁰⁹ Barbier, “La Force multilateral,” p.15.

返りに、有事にフランスが保有する核弾頭を西独も使用可能とする計画について打診した²¹⁰。「ドイツ・ゴーリスト」と称されていたシュトラウスは、安全保障における米国への過剰な依存に懸念を持っていた。そのため、独仏両国の協力によって欧州独自の核戦力を実現することが可能か、という点について検討していたのである。そして、そうした協力を通じて、西独も核管理に関して一定の影響力を確保しようとしたのであった。しかし、メスマールはこのシュトラウスの提案を拒否した。

同年一〇月、シュトラウスはメスマールとの会談で、再度、独仏核協力の可能性に関して迫ったが、フランス側の反応は前回と同様、消極的なものであった。この中で、シュトラウスは、フランスが西独に対して「核の傘」を提供する意思があるのかという点について詰問した。しかし、メスマールは明確な回答を避ける。一連の会談で、フランスが「核の傘」の提供、さらには具体的な核協力を拒否したことにシュトラウスは深く失望し、米国の「核の傘」を選択せざるを得ないとの認識を強めていく²¹¹。このように、もともとフランス政府は西独との核協力について積極的ではなかった。ドゴールは「核管理は核保有する国家に帰属する」と理解しており、核政策の実質的な側面を他国と共有できるとは考えていなかったからである。

この時点における仏独の核協力を巡る協議は、西独側からフランスへの要望となっており、米国が当時、疑念を抱いていたようなフランス側からの提案ではなかった²¹²。しかし六三年以降、仏独協力条約を巡る問題を境に、米国による MLF がクローズ・アップされるに従って、仏独の核協力はこれまでのような西独側からのアプローチではなく、パリからボンへの働きかけという側面が強まっていく²¹³。米国の MLF も仏独核協力への懸念から積極化したが、フランスの欧州核政策もワシントンへの対抗、つまり MLF に対する「カウンター・ポリシー」という側面が強いものであった。フランスはその後、核政策に関する実質的な側面を譲歩しない範囲で西独との核協力を模索することになる。このように仏米両国の欧州政策は互いを牽制し合いながら、特に西独を自国の戦略に組み込むことを目指して、形成されていくのであった。ここに、欧州諸国との核協調を巡る仏米両国の本格的な対立が始まることになる。

それでは次に、欧州核政策の基盤となる仏核戦力は欧州諸国に対する「核の傘」として信頼できるものであったのか、という点について検討する。仏核戦力は六〇年の核実験成功以降、六四年に入りようやくミラージュIV型爆撃機による運搬手段が整い実戦配備につ

²¹⁰ 川嶋、前掲書、88-89頁。

²¹¹ 同上、88-89頁。Soutou, *L' alliance incertaine*, pp.204-205.

²¹² *Ibid.*, p.207.

²¹³ フランスは六四年の政府声明で、「欧州が必要な政治的協調の実現に達した場合、フランスは将来、欧州の枠内で仏核戦力がどのように貢献できるか喜んで研究するだろう」と述べ、欧州諸国に仏核戦力が「欧州独自の核戦力」となる可能性をアピールしている。

Kohl, *op.cit.*, pp.134-135.

いていた。六三年春、メスメール国防相は、「まもなくフランスの核戦力が欧州政治の前方に踊り出る。欧州は経済や技術的な共同体のみでは建設することができない。欧州建設には自身の防衛に責任を持つことと、それを可能にする核戦力が必要である。我々フランスの核戦力が完成した時、この戦力は欧州建設の要となるであろう²¹⁴」と述べている。

このようにメスメールは欧州核政策の可能性を楽観的に語っていた。しかし、「核戦力の三本柱」の一つである大陸間弾道ミサイルは、早くて六〇年代後半まで配備されず、戦略的脆弱性克服のために重要な核搭載原子力潜水艦については七〇年代まで実効化が見込めなかった。その結果、ミラージュIV型爆撃機のみのお核戦力ではソ連の先制攻撃に対して脆弱ではないか、ソ連の防空体制を突破できるかなどの疑念が持たれることになる²¹⁵。それ故、他の欧州諸国にとって、米ソのような第二撃能力を保持していないお核戦力への信頼性は限定的なものであった。その事実が如実に表れたのが、以下に見る仏独首脳会談であった。

六三年十一月二日、ドゴールはパリで、エアハルトと初の首脳会談を行う。この会談で両者の間には、米国との関係、お核戦力への認識などに対する「乖離」が顕在化し、六四年以降の仏独関係の流れを大きく規定する議論が交わされた。核に関する議論になった際、ドゴールは、「現在のお核戦力は、米国の核戦力がソ連を一〇回絶滅させることができるのに対して、一回しか絶滅に導くことはできない。しかし、それでも絶滅という結果は同じである」との持論を展開した。これに対して、エアハルトは、「米国の核戦力が一〇回絶滅させられるのに対して、お核戦力が一回絶滅させることができるのか定かではない。お核戦力ではその半分の損害しか与えることができないのではないかと²¹⁶」と返答した。会談の中でエアハルトは、お核戦力への疑義を率直に述べたのである。

エアハルトの発言に見られるように西独政府は、仮にフランスが「核の傘」を提供したとしても、その信頼性について疑問を持っていた。またドゴールが米国の「核の傘」に疑念を表したのに対して、エアハルトは「米国は常に同盟に対して誠実であり、欧州を放棄することはない。米国の大統領は西独との友好関係を保つことを好ましいと考えている」と語り、ドゴールとの見解の違いを表している。この両者の認識の相違はその後埋まることはなく、ドゴールは「独自の欧州」という概念を認めようとしないうエアハルトに対して苛立ちを募らせていくのである。

このように、フランスが「核の傘」を提供したとしても、その信頼性は十分なものではなかった。それでは、米国と比較してお核戦力が欧州諸国への「核の傘」として有利な点があったのであろうか。その際、重要な側面として地政学的な条件を挙げることができる。

「欧州の大陸国家」であるフランスに対して、米国はあくまで「新大陸」に存在する国家

²¹⁴ Gordon, *A Certain Idea of France*, pp.44-45.

²¹⁵ *Ibid.*, p.41.

²¹⁶ *DDF, 1963, Tome 2*, pp.539-540.

であった。ポンピドゥー仏首相はフランス国民議会において、「我々の独立を守ることによって、我々は大部分の欧州を自動的に守ることになる。なぜなら我々は真の欧州市民であるからである」、と語っている²¹⁷。

欧州諸国の米国とのデカップリングを巡る不安は、本質的にその地政学的な条件に起因していた。デカップリングとは、ソ連の侵攻、核使用や威嚇に対して米国の核抑止が機能しない状態、つまり欧州と米国の防衛体制が断絶することを差す。その結果、欧州諸国はヨーロッパ地域のみが戦場となることを恐れたのである。こうしたことから、フランスの地政学的な位置は米国と比較して有利な点であったといえるであろう。しかし、フランスの「核の傘」についても米国に対するのと同様に、有事の際、実際に欧州諸国のために使用されるであろうか、という懸念は存在した。地政学的な条件は確かに肯定的な要因ではあったが、「核の傘」の信頼性は複合的な要素から勘案されるという事実を鑑み、米国の「核の傘」のフランスに対する優位に決定的な影響を与えるものではなかったのである。

六四年二月、パリにおけるエアハルトとの会談でドゴールは、「フランスはソ連の脅しに対する信頼できる同盟国である。ソ連の西独に対する攻撃の際には仏核戦力が使用されるであろう」と述べ、その意義を示した²¹⁸。このドゴールの発言は、西独への「核の傘」提供を巡り、これまでより踏み込んだ発言であった。六三年春以降、欧州核政策についての発言がなされることで、「核の傘」の提供と見ることもできたが、ドゴールが直接的に「核の傘」としての仏核戦力について言及したのはこの会談が初めてであった。

しかし、エアハルトが「独仏の核共有の可能性について関心はあるか」と尋ねたのに対して、ドゴールはその可能性を明確に否定する²¹⁹。ドゴールは「核の傘」という曖昧な側面については明言することができたが、核共有に見られる実質的な協力に関しては依然として否定的であったのである。前回の会談でも見られたように大西洋主義者であり、もともと仏核戦力への信頼感を持っていなかったエアハルトはこの結果を受け、さらに米国主導のMLFに傾斜していくことになる。その後、先述したように、六月の米独首脳会談で年内合意を目指す決定が行われ、MLF実現への動きが加速化する。

七月三日、ボンを訪れたドゴールはエアハルトと再び会談を行い、仏独協力の範囲の拡大などについて協議する。この会談はドゴールの欧州核政策の成否を決定づける重要なものとなった。ドゴールは、フランスの核開発に対する西独の貢献（財政・技術面）の可能性について提案を行い、米国に依存しない欧州独自の防衛政策のため、仏核戦力を強化する意義を強調した。ミュルビル外相によるとドゴールはそうした防衛政策を可能にするような、欧州における政治的条件が整うまで、一時的に仏核戦力を強化する必要があると述べたという。その中でドゴールはこれまでより強い調子で、仏米どちらの核戦力のどちら

²¹⁷ Kolodziej, *op.cit.*, p.100.

²¹⁸ Stromseth, *op.cit.*, p.107.

²¹⁹ Kohl, *op.cit.*, pp.287-289.

を選ぶのか西独に迫った。米国の MLF に対する「カウンター・ポリシー」としての意味を全面に出してきたのである。

会談の中でエアハルトが、「最終的な核使用の判断はどのように行われるのか」と尋ねたのに対して、ドゴールは「フランスのコントロールによって判断される」と返答する²²⁰。ここでも、これまでと同様に、核管理に対する西独の関与については嚴重に拒否することになる。フランスの核戦力に信頼感を持っていないエアハルトにとって、核政策に具体的な形で関与できない上、財政的、技術的貢献のみ求められるドゴールの提案を受け入れることはできなかった。西独の政府高官はドゴールの欧州防衛政策の目的は、「西独を衛星国にするものだとさえ感じさせた」、と述べている²²¹。

駐独米国大使のマギーはその後エアハルトと会談し、ドゴールとの協議について率直な感想を聞いている。その際、エアハルトはマギーに対して、ジョンソン大統領に会談の内容を伝えた後に、その内容が述べられた文書を破棄することを要望した。内容が明らかになった場合、自身を厳しい状況に陥らすと考えたからである。

「ドゴールとの会談は厳しく、無味乾燥としたものであった。ドゴールは『米国のソ連に対するデタント政策は、米国がドイツ統一への努力を放棄する方向に導くだろう』と述べ、西独が米国ではなくフランスの政策を支持するよう説得してきた。私はこれに対して、『米国との密接な関係なしに欧州の安全は保てない。西独は決して米国との関係を破棄することはない』と述べた」

また仏米両国の核戦力と欧州の防衛について、エアハルトはドゴールに対して以下のよう

に述べたという。

「米国と同規模の核戦力が欧州に存在するのか。現在、米国の核戦力はフランスの核戦力より大規模である。仮に欧州が独自の政策に固執した場合、米国が今後も欧州の防衛に関与し続けると考えるのは現実的ではない。その場合、欧州はどうなるのか、どのように欧州は防衛体制を構築するのか。私はフランスの核戦力より米国の核戦力への依存を選択する²²²」

ドゴールは、MLF を巡る米国に対する批判に見られるように、核のような国家安全保障における死活的な兵器の管理を他国と共有できるとは考えていなかった。そのため、仏独両国の政治的・軍事的関係を緊密化することによって、フランスによる「核の傘」の提供

²²⁰ Stromseth, *op.cit.*, pp.107-108.

²²¹ Kohl, *op.cit.*, p.290.

²²² *FRUS, 1964-1968, Vol. 15*, pp.134-138.

を現実的なものにするのが他国との核協力の限界であるとされる。西独政府はこの会談によってドゴールから核共有に関する具体的な提案がなかったことから、西独の考える欧州独自の核戦力は近い将来、実現することはないとの認識を強める²²³。フランスにとっての欧州独自の核戦力は基本的に、核管理はフランスによって行われ、「核の傘」を提供する代わりに西独など欧州諸国は財政・技術的貢献によって限定的に関与するというものであった。他方、西独は、仮にフランスの核戦力を一時的に軸としたとしても一定程度、核管理に関与できるべきと考えていた。結局のところフランスの提案は、核戦力についてはフランスが全面的に受け持ち、西独など欧州諸国は主に通常兵力を担当するというものであり、ドゴールが批判した米国の柔軟反応戦略におけるバードン・シェアリングの論理と同種のものであった²²⁴。

この会談によって、西独はフランスとの核協力を断念し、米国を選択することを結論づける。西独の反対により、欧州核政策の「挫折」は決定的となった。先述したようにフランスの核戦力はガロアのいう「比例的抑止」を基本としており、当時、相互核抑止体制の制度化に向かっていった米ソの核戦力と比較して、十分に信頼のおけるものではなかった。また構造的な側面として、戦後、西独を中心に欧州諸国は NATO という西側の安全保障システムに強く組み込まれていた。その結果、米国の政策と両立しない「カウンター・ポリシー」であることが明確になれば、協力に対する敷居は上がる。米国への依存の修正は、究極的には米軍撤退に繋がり得ることから、平和共存やデタントなどが唱えられていたとはいえ安易に選択できるものではなかったのである。そのことは、冷戦の最前線に位置していた西独にとって特に当てはまる事実であった。

こうした状況下、仏核戦力が米国の核戦力に代わり欧州諸国に選択されるには、最低限、米国の MLF を凌ぐ核管理への関与が求められる。しかし、パリがボンに提案した核政策は財政的・技術的貢献を一方的に要請するのみで、西独の関与の幅は米国の MLF と比べても極端に少ないものであった。欧州核政策の「挫折」は、核管理は本質的に他国とシェアすることはできないと考えていたドゴールにとって、必然的な帰結であったといえるかも知れない。いずれにしてもフランスの欧州核政策は、戦後に構築されていた米国主導の同盟体制に対する「カウンター・ポリシー」としては、あまりに非力なものであったと言えるであろう。

以上、仏米の核政策の中身を考察してきたが、両国共に実質的な権限の譲渡を伴う核共有は現実的なものではない、と考えていたことが理解できた。そのため西独政府は仏米両国の核戦力、コミットメントの信頼性、核管理への関与の度合いなどから勘案して、限定的ながらより決定に関与できる可能性のある米国主導の MLF を選択する。だが、ワシント

²²³ Harrison, *op. cit.*, p.109.

²²⁴ Grosser, Alfred, "France and Germany in the Atlantic Community," *International Organization*, Vol.17, No.3, p.568.

ンの提案を受け入れた西独ではあったが、その後の MLF 交渉の最終過程では戦後における西独外交のジレンマ、つまり仏米どちらか一方を明確に選択することはできない、という難題に直面することになる²²⁵。

「核管理は核保有する国家に帰属する」と考えていたドゴールは、水上艦のような「ハード・ウェア」による核協力は実質的なものにはならないと認識しており、彼が目指した欧州核政策はストゥも述べているように、欧州の外交・防衛政策を西独などと積極的に協議し緊密な協力関係を築くことによって、事実上の「核の傘」の提供とする、というものであった²²⁶。それでは、ドゴールの欧州核政策はどのような時間軸で構想されていたのだろうか。

ドゴールは、六四年一二月のラスク米国務長官との会談で仏核戦力について、「フランスが膨大な財政負担を伴うにも関わらず核戦力の保持を決めたのは、現在のためではなく今後一〇年以降の情勢のためである」と語っている²²⁷。つまりドゴールは「核戦力の三本柱」である戦略爆撃機、弾道ミサイル、核搭載原子力潜水艦が実効化される時期を目安として、漸進的に欧州核政策の実現を想定していた、と考えることができるのである。そこには米国が欧州から撤退する可能性も視野に入れられていた。そして、仏核戦力が欧州の独自性と一致した時初めて、主観的にも客観的にも欧州の「核の傘」として現実のものとなるのであった。米欧関係の研究者フィリップ・ゴードンは、「フランスのゴーリストたちは仏核戦力がその実力について信頼を得た時、欧州の抑止力への貢献という目的に『スピル・オーバー』していくであろうと考えていた」と述べている²²⁸。このように、欧州核政策はいわば中長期的に実現されるものであり、将来、強化された仏核戦力を基盤として欧州独自の防衛政策が目指されたのであった。

ドゴールは二極体制を修正し、「独自の欧州」を実現させるためには、ヨーロッパ地域の防衛について欧州自らが第一義的に責任を持つ必要があると認識していた²²⁹。また、彼は米国の核独占や、欧州の米国への過剰な依存という現状を問題視しており、ワシントンと対等な関係により同盟を運営していく上で、欧州核政策の実現が不可欠であると考えていた。米国主導の MLF がクローズ・アップされたことによって欧州核政策は顕在化したのが、「大

²²⁵ 九月一六日、マギーと再び会談したエアハルトは、「米国とフランスは和解するべきだ。ドゴールが西独と緊密に協力したいと考えているのは明らかであり、また彼は西独が自身の構想を喜んで受け入れないことも理解している。そして独米両国は同様の構想を持っている中、ドゴールは米国と政策を調和させなくては西独と確固とした協力はできない」と述べている。米国政府も西独と同様フランスとの関係改善を望んでいた。しかし、その対外政策があまりにも異なっていたため、この時点での本質的な和解は困難であると考えていたのである。FRUS, 1964-1968, Vol. 13, pp. 74-75.

²²⁶ Soutou, *L' alliance incertaine*, p. 208.

²²⁷ DDF, 1964, Tome 2, p. 553.

²²⁸ Gordon, *A Certain Idea of France*, p. 45.

²²⁹ Kolodziej, *op.cit.*, p. 126.

西洋からウラルまでの欧州」という構想を真摯に追求していたドゴールにとって同政策は、MLF に対する一時的な「カウンター・ポリシー」としてだけではなく、漸進的かつ中長期的観点に基づき、実現化することが想定されていたのである。しかし、その提案があまりに厳重にフランスの国家的管理に属するものであったため西独などの関与の余地が狭かったこと、米国と比べて脆弱な核戦力であったこと、ワシントンの欧州における影響力が依然として強かったことなど、複合的な要因が影響した結果、ドゴールの欧州核政策は「挫折」することになる。

それでは、これまでの考察を踏まえて、再び MLF の動向に議論を移していきたい。MLF 問題が佳境を迎えようとしていた六四年後半、フランスは同盟内で唯一 MLF に対して明確に反対する姿勢を示していた。だが、フランス政府の対応が始めから厳しいものであった訳ではなく、当初はあくまで消極的といえる立場を取っていた。筆者は、フランスの MLF を巡る対応は大きく分けて、三段階に時期区分することができると思う。最初の段階は、六〇年一二月のハーター国務長官の提案以降、MLF 構想が取り上げられるが具体化していない段階である。フランス政府はこの時点では、自国の MLF 参加については消極的であるが構想自体には反対しない、という立場を取っていた（第一段階）。

次の段階は、六二年春以降、マクナマラ演説によって仏核戦力が、米国の核政策と両立し得ないことが明確になり、フランスの認識が否定的になった段階である。またこの段階においては、六三年春以降、MLF 構想が具体化するに従って、フランスの「カウンター・ポリシー」としての欧州核政策に関する発言がなされ始める。しかし、この時点では、公式にフランスが MLF を批判することはなかった。（第二段階）。最後の段階は、六四年六月の米独首脳会談において、年内合意というタイム・スケジュールが設定され、MLF の実現が現実味を帯びてきた段階である。そして、七月にはフランスの欧州核政策が失敗に終わる。この段階以降、フランスの MLF 批判は公式なものとなる（第三段階）。

筆者は、これらの時期区分における、フランスの MLF に対する認識や対応の変遷を分析することによって、フランスが MLF のどのような側面に対して否定的であったのか、何が本質的な問題であったのか、という点について明らかにすることができると思う。そこで、ここでは MLF を巡る対応の変遷に着目しつつ、第一段階からその考察を始めたい。

第一段階（六〇年一二月～六二年春頃）においてドゴールは、五八年に提案をした米英との「三頭体制」の実現を諦めていなかった。「三頭体制」とは次章で詳細に検討するが、フランス政府が米英両国に対して NATO の防衛範囲の拡大、仏米英三カ国による核政策の協調を要請したものであった。「三頭体制」を通じて、米英両国とフランスの核政策とをコーディネートすることで、米国の核政策に関与することを目指していたのである。このようにドゴールは当初、米国との核協調には意欲的であった。彼が望む核協調とは、事前に

核使用する際の地域、状況の詳細を決定しておくというものであったが²³⁰、最終的な核使用の判断は各国家に属することが想定されていた。こうして、この時点でのドゴールは MLF 自体には懐疑的であったが、MLF とフランスの核政策とが両立するのであれば反対はしないというスタンスを取っていた²³¹。

MLF において拒否権を巡る問題は、特にアデナウアー政権時、米独間などで主要な論点の一つであったが、フランスにとって拒否権の問題は必ずしも重要なものではなかった。MLF 部隊が創設できたとしても、そのみでは最小限抑止力のレベルでしかなく、フランスはすでに独自核によってそのレベルの抑止力の整備を進めていたからである。六二年二月、駐仏アメリカ大使ギャバンは MLF に対するドゴールの認識について、将軍との会談後、「米国が拒否権を放棄しても、フランスは NATO の核戦力について真剣に考えることはないであろう²³²」と国務省に報告している。また、スティッカー NATO 事務総長はフランスの NATO 大使を通じて、MLF について協議することを要請したが、ドゴールが興味を示すことはなかった。このようにフランスにとって MLF への参加、拒否権を巡る問題、さらには MLF 自体の軍事的意義などは、必ずしも大きな関心事項ではなかったのである。

それでは同じ核協調の問題を取り扱いながら、ドゴールが「三頭体制」に意欲的になり、MLF に消極的であったのは何故だろうか。この二つの構想が大きく異なる点は、米国の核政策への関与の度合いであった。「三頭体制」において、ドゴールは米英両国と核政策全般について協議することを求めており、それを通じて、西側全体の核政策に影響力を持つことを目指していた。他方 MLF では、仮にフランスが参加したとしても、米国の核戦力の一部に限定的に関与できるに過ぎなかった。それ故、フランスにとって MLF への関心は低いものとなる。このように、米国の核政策への関与の度合いが同じ核協調の問題において、ドゴールの対応を「三頭体制」に意欲的にし、MLF には消極的にさせる要因となっていたのである。

このようなドゴールの MLF に対する認識が、消極的な立場から否定的なものに変化したのは、先述した六二年春のマクナマラによる柔軟反応戦略を巡る演説以降である。これ以降をフランスの MLF に対する認識の第二段階（六二年春頃～六四年六月）に区分する。マクナマラは演説の中で、初めて公式にフランスの核開発を批判した。彼が唱える柔軟反応戦略は、仏米の核協調の可能性を考慮に入れないどころか、仏核戦力の存在を否定するものであり、独自の核開発を推進するフランスにとって許容できるものではなかった²³³。ここに、米国の MLF 政策は柔軟反応戦略というドクトリンに色づけされ、同盟国の独立核を「封じ込める」ための手段であることがはっきりする。そしてこの時期、フランスが提案

²³⁰ Vaïsse, Maurice, "Indépendance et Solidarité 1958-1963," in Maurice Vaïsse et al, (eds.), *La France et l'OTAN 1949-1996*. Brussels, Complexe, 1996, p. 231.

²³¹ 川嶋、前掲書、80-82 頁。

²³² *FRUS*, 1961-1963, Vol. 13, p. 365.

²³³ Kohl, *op. cit.*, p. 243.

していた「三頭体制」が実現しないことが明確になり、また米国政府がフランスへの核技術協力を拒否したことなどは、ワシントンが仏核戦力を認めないという事実を裏打ちするものであった。

六三年一月、ドゴールは記者会見において、フランスの MLF 参加拒否を発表する。しかしこの段階でも、フランス政府は MLF について公式には「自身は参加しないが、他国が参加することには反対しない」という姿勢を取っていた。西独以外に MLF に対する支持がないこと、米国が核の独占的管理について他国とシェアをするつもりがないことなどから、MLF は実現できないと考えていたからである²³⁴。

六四年六月の米独首脳会談において、年内合意を目指すタイム・スケジュールが決定されて以降（第三段階：六四年六月～MLF 終焉まで）、フランスの「カウンター・ポリシー」としての欧州核政策、同盟国の消極性、ソ連の非難などを受け、MLF 構想は次第に手詰まり状態に陥っていった。そこで、ポール米國務次官は、西独との二国間で先行的に協定を締結し、その後、各国の参加を待つという新たなアプローチについての働きかけを開始する²³⁵。

西独のエアハルト首相も、与党内におけるゴーリスト勢力の発言力の高まりに懸念を抱いていた。そこで、六四年九月三〇日、エアハルトはポールなど米国の MLF 推進派のアドバイスを受けて、翌六五年に予定されている選挙で独仏関係が争点になること、NPT 承認についても MLF 実現の見通しを確保していた方が賛成しやすいことなどの理由を挙げて、独米二国間による MLF 協定を望むとの親書をジョンソンに送付する。これは、その他の同盟諸国が年内に MLF に参加することができないのであれば、独米二国間で協定を先行的に締結し、その後、他国の参加を待つとするものであった²³⁶。

ただ、米国政府はジョンソンの返答前にエアハルトが新聞記者にブリーヒングをしてしまい、同盟内に強い波紋を呼んだことなどもあり、この提案に対して消極的態度を取る²³⁷。國務省の MLF 推進派以外は、米独二国間関係が強調されることに難色を示したのである。六四年一〇月七日、ジョンソン大統領は「MLF は多国間の形式を取ることが好ましく、米独二国間協力を強調するのは適切ではない」とエアハルトに返答した²³⁸。さらに一〇月八日の記者会見において、ラスク國務長官は MLF が先行的に米独協定という形式を取る可能

²³⁴ Koopmann, Martin, "Le malentendu d'une defense nucléaire commune : l'Allemagne et la Force multilatérale," in Loth (ed.), *op.cit.*, p.58. ただこの時期以降、米国の MLF がクローズ・アップされるに伴い、フランスの「カウンター・ポリシー」としての欧州核政策についての発言が徐々になされていく。

²³⁵ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.118.

²³⁶ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.78-79.

²³⁷ Steinbruner, John D. *The Cybernetic Theory of Decision*, Princeton, Princeton University Press, 1974, p.290.

²³⁸ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.82-83.

性を明確に否定した²³⁹。

しかしこの時期、フランスのMLF批判はすでに公式なものとなっており、そうした姿勢はその後も変化することはなかった。七月に、MLFに対する「カウンター・ポリシー」である欧州核政策が失敗していたこともあり、自国の政策に西独を組み込むことができなくなった以上、フランスの最優先課題はMLFに明確に反対し、失敗に追い込むことであった。一〇月二六日、ミュルビル外相は、シュレーダー西独外相の急病のため代理としてパリを訪問したカーステンズ外務次官と会談する。その席でカーステンズは、MLFにおける「欧州条項」の意義を強調し、西独のMLF参加を正当化した。しかし、ミュルビルは「欧州条項」実現の見込みは疑わしいとして以下のように述べる。

「米国はMLFの運営において、欧州諸国の自由な判断で推進できるような状況は全く想定していない。ラスク長官などはソ連に対して、米国が拒否権を放棄することはないので核不拡散に反しないと説明している。米国は全てを保持し続けるのだ。西独は幻想を持つべきではない²⁴⁰」

さらに後日、ミュルビルはシュレーダー外相との会談で、「MLFは米国が欧州を自身の手のひらの上におくためのものであり、これに参加しないフランスのような国を孤立化させ、独自核保有を放棄させるための構想である。そして、米国が防衛政策を独占しようとするものであり、これは欧州にとって最悪の事態である」と述べ、フランスへの敵意を感じることを率直に語った²⁴¹。これらミュルビルの発言は、MLFが実現されたとしても米国の核独占に変化はないという事実を突きつけたものであった。「核管理は核保有する国家に帰属するものである」と理解していたフランスにとって、MLFは欧州諸国の核政策への参画という外観を装う、「まやかし」以外の何物でもなかったのである。

ポンビドゥー首相も十一月五日、「MLFを実現することによって一種の米独同盟を形成することになれば、仏独協力条約は大きな困難に直面することになるであろう。これは欧州を破壊するものであり、フランスに対して挑発的なものでもある」と語った²⁴²。また駐米フランス大使のアルファンはボール次官と会談し、「MLFがどのような形態になろうとも西独の核への欲望を満足させることはなく、西独の核コントロールへの第一歩になるであろう」と述べ、米国政府に慎重に対応するよう求めている²⁴³。

また、ドゴールも十一月二日、ストラスブールにおける演説で、「経済・政治・防衛的

²³⁹ Steinbruner, *op. cit.*, p. 291.

²⁴⁰ *DDF, 1964, Tome 2*, p. 380.

²⁴¹ *Ibid.*, p. 547.

²⁴² Barbier, Colette, "La France et La Force Multilatérale (MLF)," in Vaisse et al. (eds.), *op. cit.*, p. 299.

²⁴³ *DDF, 1964, Tome 2*, p. 481.

に結びつきを強めた真の欧州が、米国と同盟を組むのは当然であるが、そこには自身の目的、手段、義務が伴う必要がある」と述べ、欧州の独自性から乖離した米独二国間によるMLF推進の動きを牽制した²⁴⁴。欧州の自立を経ない段階での米国との関係強化は、その従属性を高めるだけである、と考えたからであった。このように、フランスの反MLF的行動は対米、対独外交のダイナミズムの中、積極的に展開されていくことになる。

MLFを巡っては、西独国内においても大きな対立が生まれていた。大西洋主義者と称されるエアハルト首相、シュレーダー外相、フォン・ハッセル国防相に対して、アデナウアー元首相・CDU(キリスト教民主同盟)党首、シュトラウス元国防相・CSD(キリスト教社会同盟)党首などの「ドイツ・ゴーリスト」が、激しい政権批判を繰り広げていたのである²⁴⁵。先述したように、戦後における西独の対外政策は、米国との緊密な関係による安全保障の確保、フランスを中心とする欧州諸国との戦後和解という、二つの主要な目的によって構成されていた。そのため、仏米両国が明確に対立した場合、西独の対外政策は分裂し、ある種必然的に国内政治に強い影響が出るのであった。CDU-CSUの多くは親米的スタンスであったが、MLFの推進が決定的な独仏離反に繋がることについて懸念していた²⁴⁶。

この時期、アデナウアー前首相は明確に反米親仏的スタンスを取っていた。駐独アメリカ大使のマギーは、アデナウアーについて以下のように分析した報告書を国務省に送っている。その文書では、彼の対米観が極めて厳しいものであることが述べられていた。

「現在のアデナウアーはドゴール外交への支持を深めており、反米的なバイアスと米国の行動に対する不信で、ほぼ自動的に米国に対して批判的な立場を取っている。彼は米仏間で対立が生じた場合、常に最終的にフランスを支持する姿勢を見せている。アデナウアーの影響力を過大視する必要はないが、CDU内に彼の政策に追従する六〇名程度の議員を抱えている²⁴⁷」

アデナウアーはこの時期、ドゴールと協議を行い、彼の考えを積極的に支持しており、MLFは仏独協力条約を否定するものであると歩調を合わせていた。そしてCDUの党大会において、「欧州的」でフランスに対してより穏当な形態になるまで、MLF協定締結への動きを凍結することを決定させた²⁴⁸。その後、エアハルトの側近からジョンソン大統領宛

²⁴⁴ *DM, Tome 4*, p.315.

²⁴⁵ 西独の「ゴーリスト」も、欧州は米国に対する過剰な依存を止めるべきであると考えていた。Kohl, *op.cit.*, p.288.

²⁴⁶ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.119.

²⁴⁷ この報告書では、アデナウアーの対米不信の原因として、六一年の訪米時にケネディ政権から適切に扱われなかったこと、当時米国のソ連に対する姿勢が妥協的であったことなどを挙げている。FRUS, 1964-1968, Vol. 15, pp.169-171.

²⁴⁸ こうした動きを受け、ボンには親ドゴール的な「第二政府」があると揶揄された。佐瀬

に、ドゴールを宥めるために MLF 協定締結の延期を要望する文書が送られることになる²⁴⁹。

このように、ドゴールは MLF 交渉の最終段階において、積極的な外交を展開した。英国の EEC 加盟と「ナッソー協定」の「二重拒否」に見られるように、ドゴールにとって欧州のいずれかの大国が米国と「特別な関係」を築き、欧州において影響力を増すことについて許容することはできなかった。そのような事態は欧州におけるフランスの影響力を相対的に低下させ、さらに「特別な関係」を通じて米国の影響力が強まり、その結果、欧州独自の発言権が封じ込められてしまうからであった。それ故、西独が仏独条約を軽視し、米国との関係を強化することは、ドゴールにとって「反欧州」的行動とも言えるものであった。

MLF 問題が大きくクローズ・アップされていた、六四年七月二三日の記者会見でドゴールは、「仏独条約は一部の分野で部分的な成果をもたらされたが、現在まで、両国共通の行動を取るまでには至っていない」と仏独協力の現状について不満を述べている²⁵⁰。ドゴールの対米外交は、必ずしも大きな共感を欧州諸国に呼び起こさなかったが、西独国内に見られたように常に一定の支持勢力が存在していたからこそ、大胆な行動を取ることができたといえるであろう²⁵¹。

以上、フランスの MLF に対する認識・対応の変遷について時系列的な分析を行った。その結果、フランスの MLF 批判の理由がより明確になった。第一の理由として、六二年春以降（第二段階）、米国の核政策とフランスとの協調可能性がなくなったことが挙げられる。ドゴールは政権復帰当初、米国との対等な関係による核協調の可能性については意欲的であった。しかし、マクナマラ演説以降の一元的コントロール強化の動きにより、米国側がフランスとの核協調を行う意思のないことが明確になり、ドゴールは MLF に対する批判を深めていく。

また六四年六月以降（第三段階）、米独首脳会談などを経て、米独二国間による MLF 実現の動きが表面化すると、フランスはそれまでの姿勢を変え、公式に強い批判を行うようになる。これら一連の動きから、ドゴールの MLF に対する批判の第二の理由として、欧州における米国、西独の影響力が高まるという政治的要因があったことが理解できた。ドゴールは、MLF を米国の支配的地位を維持するための政策として捉えていたのである。

フランスを含む欧州諸国の否定的な様相を受けて、当初から意見の相違を抱えていた米

昌盛「第二次大戦後西ドイツの対仏関係」『現代独仏関係の展開』日本国際問題研究所、1970、89 頁。

²⁴⁹ Winand, *op.cit.*, p.353.

²⁵⁰ *DM, Tome 4*, pp.229-230.

²⁵¹ さらにもう一つの重要な要因は、六四年に入りフランスの核戦力ミラージュIV型爆撃機が実戦配備されたことである。ドゴールにとって、核使用の判断は優れて国家に帰属するものであり、MLF は「まやかし」であることを自身の核戦力を背景として主張することができたのである。この時期フランスは、軍事的、それ以上に政治的に強い立場で独自外交を推進することが可能となっていた。

国政府内でも、MLFは大西洋同盟の結束ではなく分裂を招くとの認識が強まっていく。そして、六四年一月二五日、バンディ大統領補佐官によるラスク、マクナマラ、ボール宛ての文書が一つの起点となり、MLFは実質的に終焉へと向かうことになる²⁵²。バンディはここでMLFの実現を阻む政治的要因を分析し、英国の消極的態度、ソ連の批判による核不拡散条約締結実現の後退、米国議会内の反対などと共に、西独国内の分裂、ドゴールのNATO批判のさらなる高まりへの懸念、仏独関係の悪化に対する西独のゴースト勢力による米国への憤怒などを挙げた。バンディの分析は、MLFが多くの問題を抱えていたという事実を如実に表すものであった。

一二月六日、バンディは直接ジョンソンに文書を送り、仏独関係を意識した上で、MLFを無理に推進しないことを勧める。

「フランスは我々が同盟を分裂させ、欧州の将来を妨害しようとしていると非難している。多くのドゴールを支持しない勢力も、今後そのように信じるかも知れない。西独はフランスの圧力を受け分裂し、我々を非難する方向へ進み得る。我々はMLFではなくてもドゴールが欧州をコントロールすることを防ぐことができる。また、欧州の多くの人々は、彼に従いたいと考えてはいない。フランスの核戦力は大きなものではなく、我々に対抗してフランスと運命を共にしたいと考えているドイツ人は限定的である。我々は、MLFではなくても政治や核についての協議を進めることができる²⁵³」

ジョンソン自身もこの時期、すでにMLFに懐疑的になっており、代替案の模索を開始する。こうして、MLFは二年間にわたりNATOにおける重要課題であったが、同盟の団結に結びつくべき政策が分裂に陥る原因となり得るなど、上記のような複合的要因によって失敗に終わる。

ドゴールは一二月一四日、パリにラスク長官を迎えMLFについて率直に語った²⁵⁴。

「当初フランスがMLFを真剣に考えなかったのは、MLFが研究レベルにおける軍事的テーマ程度のものであると捉えていたからである。しかし、最近のMLFの状況は、実質的に米独二国間の比重が強まっている。またMLFはドイツの積極的参加を強調していることから、東側だけではなく西側にとっても望ましいものではない。MLFはドイツを満足させるものではなく、さらなる核への欲求を高めるものになるであろう。また同盟内において各国は平等であるべきであるのに、ドイツに特別な地位を与えることはNATOの破壊に結びつくであろう。西独は直接的にも間接的にも核戦力を保有するべきではない」

²⁵² *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp. 121-122.

²⁵³ *Ibid.*, pp. 134-137.

²⁵⁴ *DDF, 1964, Tome 2*, pp. 548-555 ; *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp. 160-165.

このドゴールによる「西独は、直接的にも間接的にも核戦力を保有すべきではない」という発言により、米国政府は、これまでの仏独核協力に対する懸念が現実的なものではないことを確信する。もちろん先述したように、そのような懸念は仏独協力条約への前文追加以降低下してはいたが、一定のレベルで続いていたのである。しかし、この会談で見られたドゴールによる西独の核保有に対する強い嫌悪によって、米国が懸念していた仏独核協力が「幻想」であることがはっきりする。六三年の仏独協力条約締結以降、ワシントンに大きな波紋を呼んだ問題が、実質の伴わないものであることが明らかになり、米国にとって MLF を推進する主要な動機の一つが消えることになった。

こうした状況を受けて、MLF 構想は静かに終焉へと向かっていく。六四年末、ジョンソン政権は MLF を事実上棚上げする決定を行う。そして、翌六五年には、マクナマラ主導によって NATO に核計画作業グループが創設された。最終的に MLF のような「ハード・ウェア」による組織ではなく、緊密な協議を行うという対応を取ることが決定され、核時代の同盟における核共有問題は一定の結論を迎えることになった。

本章での考察により、MLF 構想失敗の原因として、フランスの反対が大きな影響を与えた側面を理解することができた。西独政府は米国との関係を重視するにしても、フランスと決定的に離反することはできなかった。この西独と仏米との関係は、一方のみが突出した二国間関係にはなれない、複雑な問題を抱えていたのである。米国政府にとっても、仏英両国の参加しない MLF は実質的に米独二国間によるものになってしまい、現実的に見るとその状況が引き起こし得るマイナス面の方が強かった。大西洋同盟の結束という目的と合致するものではなかったからである。

また MLF 失敗のより内在的な原因として、核共有の難しさがあった。これは仏米両国が共に、欧州に対する核政策に失敗したことに表されていた。米国の拒否権放棄を想定した「欧州条項」は公式な提案になることはなかった。また非公式にその提案を行っていた国務省の MLF 推進派が政権内でマジョリティーを得ることはなく、米国政府の方針が核の実質管理を確保するという領域を越えることはなかった。この実質管理の確保という点は、フランスの欧州核政策と類似するものであった。

このような実情は MLF 失敗の大きな原因となる。フランスは、「核管理は核保有する国家に帰属するものである」と理解しており、米国の提案は多角的な概観を装った「まやかし」であると認識していた。MLF が実質的に終焉していた六五年、エアハルト西独首相は核共有の難しさについて、「西独は、(核保有国は) どの国であろうと核戦力をシェアすることはないし、部分的にではあっても譲渡することはないと認めなくてはならない」と語っている²⁵⁵。仏米両国との核協調問題に直接的に関わって得た正直な感想であろう。以

²⁵⁵ Pommerin, Reiner, "La France, L'Allemagne et L'OTAN," in Vaisse et al. (eds.), *op.cit.*, p.281.

上のように、MLF 構想失敗の内在的原因としては、MLF が実現できたとしても米国の核独占という状況に変化がないこと、そして、そのような米国の核独占と密接に関連する核共有の難しさが影響を与えたと理解することができる。

(四) 小結

一九六五年初頭、ドゴールはアルファン駐米フランス大使に「MLF は死んだ。殺したのは私だ」と述べた²⁵⁶。確かに、MLF 構想の失敗はフランス外交において大きな勝利であった²⁵⁷。ドゴールの同盟政策は現状の二極体制を修正し、勢力均衡に基づく多極的秩序の実現を目指したものであり、同盟運営における米国の影響力を漸進的に低下させる狙いを持っていた。冷戦期の同盟について、米国政府は一元的コントロールにより運営することが、最も効率的かつ適切なものであると認識しており、その同盟観は、極めて「支配的志向」の強いものであったと言える。他方フランス政府は、同盟とは自立した国家間の自発的な協力であるべきと考えており、ワシントンの思惑と真っ向から対立した。仏米間における相克は、こうした米国主導の同盟体制に対する認識の相違から生まれたものであった。

ドゴールは MLF 問題以降もさらに大西洋同盟に対する批判を強め、六六年には NATO の統合軍事機構からフランスを離脱させる。これこそが MLF 批判と同様、米国主導の同盟体制に対抗するためのものであった。MLF に続く、この NATO 統合軍事機構離脱については次章で詳細に論じていきたい。MLF を巡る仏米間における相克は同盟観における相違を背景にしていたが、その後も両国はこの「認識ギャップ」から逃れることはできず、不可避的な対立を繰り広げることになる。

²⁵⁶ Barbier, Colette, “La France et La Force Multilatérale (MLF)”, p.303.

²⁵⁷ Vaisse, *La Grandeur*, p.375.

第三章 統合軍事機構離脱と「NATO 改革」

一九四九年四月、「ソ連の脅威」に対抗するために創設された大西洋同盟は、六六年三月、フランスがその統合軍事機構 (Integrated Military Structure) からの離脱を宣言したことで大きく動揺した。同盟関係を破棄せず、加盟国と協議を経ないまま、統合軍事機構という軍事部門から離脱するこうした動きは、ドゴール大統領によるいわゆる「NATO 改革」実現に向けての単独的な行動であった、と位置づけることができるかもしれない。

序章でも述べたように、当時の「NATO 改革」の主張は優れてドゴール固有のものであったといえる。しかし、仏米英「三頭体制」以降、正式な提案は行われず、その主張は曖昧なものとなっていった。ただその一方で、ドゴールが同盟政策を展開する際、「NATO 改革」は常にその目的として掲げられており、同政権期における仏米両国の対立は、この「NATO 改革」を中心とした「同盟のあり方」への認識の違いが原因の一端となっていた。それ故、ドゴールの「NATO 改革」の内実を精査することは、仏米対立の原因を理解する上で極めて重要な作業と位置づけることができるのである。

本章では、ドゴールが唱えた「NATO 改革」をキータームとして統合軍事機構離脱について、仏米関係を軸に西独、ソ連との相互関係も含めた形で検討を行う。考察の対象となる時期は、主にフランスの NATO 統合軍事機構離脱への動きが顕在化した六五年春から、離脱後、フランスと NATO の協力関係が一定の結論を迎えた六七年秋頃までとする。

(一) 離脱への動きと米国の対応

一九五八年六月の政権復帰以来、ドゴールは現状の NATO が戦略環境の変化に十分に適応できていないと認識していた。そのため、彼はその政権在任期間 (一九五八年六月から六九年四月) を通じ、米国など加盟国に対して「NATO 改革」の必要性を一貫して主張することになる。六六年の離脱劇を検討する前に、ここでは時間を少し遡って、ドゴールによる「NATO 改革」の最初の試みとなった「三頭体制」について考察していきたい。

五八年九月、ドゴールは仏米英三カ国による「三頭体制」の創設を米英両国に提案した²⁵⁸。ドゴールを中心に、ミュルビル外相など側近との協議を経て作成された文書は、米国のアイゼンハワー大統領と英国のマクミラン首相に送付された。その主な内容は以下のようなものであった。

「大西洋同盟によって行動することが想定されていた地域は、もはや政治的、戦略的な現実に対応できていない。(中略) NATO のような北大西洋地域における安全保障に限定されている体制では、今日の世界的な情勢に対応できないと考えられる。(中略) 米国の核独占という状況が長きにわたり認められてきたことは確かであり、そのような事実は世界的規

²⁵⁸ ドゴールの提案した「三頭体制」については、川嶋、前掲書。

模の防衛における決定を米国政府が取り仕切ることを正当化したように見えた。しかし、この点についても、現状において正当化できなくなっていることを認めなくてはならない」 「フランスは現在のような NATO の体制が自国と自由世界における安全保障の条件に適うとは考えていない。世界的なレベルでの政策や戦略の形成のため、米国、英国、フランスによって構成される体制を創設する必要があるように思われる。(中略) この体制は、特に核兵器の使用に関する戦略計画を作成することになるであろう。その結果、事前に実行される地域を想定し、組織的な対応を取ることができるのである²⁵⁹」

「三頭体制」は大使級の常設機関によって運営され、主に北大西洋条約で規定された NATO の防衛範囲を越える地域に対する戦略協議の実現、西側全体の核政策の協議・決定を行うことが想定されていた²⁶⁰。この「三頭体制」の実現によってドゴールは、フランスの国際政治における影響力を回復し、西側同盟内での対等な地位を確保しようと考えたのである。ドゴールは、五八年六月の中東情勢の緊迫化を受けた米英両国の軍事オペレーションの際、事前に協議を受けなかったことに強い不快感を持っていた²⁶¹。なぜならば、米国はレバノンへ軍事展開する際、仏領土内の米軍基地を使用しており、これらの地域紛争の拡大によって、フランスも戦闘に巻き込まれる可能性があると考えたからであった。

こうしてドゴールは、仏米英三カ国が協議・決定を行う機関を創設する必要性について、その認識を深めていった。だが米英両国は、「米英仏の三カ国が、NATO の将来を決定するという印象を与えることは避けなくてはならない」との理由から、ドゴールの提案に対して消極的姿勢を示した²⁶²。一〇月二〇日、アイゼンハワーはドゴールに対して、「我々は、他の同盟国やその他の自由世界の国々に対して、死活的な利益に関わる重要な決定が彼らの関与しないレベルで下されるという印象を与える、如何なる体制も許容することはできない²⁶³」と返答している。実際にイタリア、西独などその他の加盟国は、「三頭体制」に対して明確に反対する姿勢を示した。また米国にとっては、自国の核政策に他国が関与することを防ぐという点からも、ドゴールの提案へ反対する必要があった。このように米国は核政策について、同盟内での独占的地位を維持し続けることを重視していたのである。

それでは、「三頭体制」という「NATO 改革」の試みには、どのような特徴があったので

²⁵⁹ *FRUS, 1958-1960, Vol. 7, pp. 82-83.* グロセール、アルフレート、(土倉莞爾[他]訳)『欧米同盟の歴史 下』法律文化社、1989、289-290 頁。

²⁶⁰ *FRUS, 1958-1960, Vol. 7, p. 99.* 一九五八年一二月、仏米英三カ国による大使級会談で、アルファン駐米フランス大使は、仏米英で「三頭体制」を創設するべき理由として、「この三カ国の国益はその他の一カ国と比べて広い範囲にわたり、米英両国は核保有国であり、フランスも数ヵ月後には核保有国になるからである」と答えている。*Ibid., p. 131.*

²⁶¹ Vaisse, Maurice, "Aux origines du memorandum de septembre 1958," *Relations internationales*, n° 58, p. 259.

²⁶² *FRUS, 1958-1960, Vol. 7, p. 101.*

²⁶³ *Ibid., pp. 108-109*; グロセール、前掲書、291 頁。

あろうか。主に、次の二点を挙げることができるだろう。第一に、米国との対等な同盟関係の実現を目指していたことであり、その際には、フランス並びに欧州の国際政治における発言権の確保を意図していたことである。ドゴールは、「三頭体制」において欧州の利益を代表するのはフランスであると認識していた。英国は EEC に加盟していないことや、米国との密接な関係、英連邦を重視していることなどから、ドゴールから見て真の意味で欧州を代表する勢力ではなかった。こうした、フランスと欧州の利益を同一のものとして外交政策を展開していく手法は、その後のドゴールの同盟政策にも受け継がれていくことになる。第二に、米英両国との核政策を中心とする政策協調を、交渉によって模索していたことである。この時点では、後に見られるような単独的な行動ではなく、米英との交渉によって「NATO 改革」を実現する姿勢を見せていた。

またドゴールは統合軍事機構に象徴される、米国主導の同盟体制に対する不満についても「三頭体制」の交渉過程で述べている。五八年九月、パリにおけるダレス国務長官との会談でドゴールは、「現状のような、米国の指揮下に加盟国の兵力が統合されている NATO の構成について、フランスは不満を持っている。なぜならこのような構成では、NATO の政策は実質的に米国の政策によってなされることになるからである。(中略) フランスは自身の防衛に関わる基本的な決定権を持たないまま、西側防衛体制全体における道具となっていると感じている²⁶⁴」と率直に語っている。

「三頭体制」の提案にはその後のドゴールの同盟政策との関連において、継続と変化の両面が存在していた。米国との政策決定における対等な関係を目指すことや、フランスおよび欧州の国際政治における発言権の確保、米国主導の同盟体制に対する批判については、「三頭体制」の提案以降も継続してなされていく。だが他方で、「三頭体制」での米英との交渉によって核協調の可能性を模索する姿勢と、その後の単独的な行動によって米国と距離を取る動きの間には少なからず変化を見ることができる。特に六二年以降、核政策を巡って仏米両国の対立は顕在化し、交渉による解決の余地は次第に狭まっていった。ボゾは、この「三頭体制」におけるドゴールの中核的な目的は仏米英三カ国による核協調であったと分析している²⁶⁵。

「三頭体制」を巡る交渉は六二年前半まで行われたが、最終的に実現することはなかった。米英による「三頭体制」の拒否によって、核政策という安全保障における「死活的な」分野での協調が現実的なものではなくなり、ドゴールは米英との交渉に対する意欲を低下させていった。つまり事実上、同盟の核政策を独占する米国と核の分野における協調ができない限り、本質的な対等性の実現は難しいと考えたのである。この「三頭体制」の提案以降ドゴールは、「NATO 改革」に関する具体的な提案を行うことはなかった。そして、ドゴールは元々否定的であった米国主導の同盟体制への批判を強め、単独的な外交政策へと

²⁶⁴ *Ibid.*, p.150.

²⁶⁵ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.18.

比重を傾けていくことになる。

その一方で、米英による「三頭体制」の拒否はフランス側からすると、それ以降の単独的な行動を正当化させるための、アリバイのようなものとなる。つまりドゴールにとって「三頭体制」の提案は、実現することが望ましいが実現しない場合、こうした交渉への姿勢をエクスキューズとして、単独的な行動を正当化するための「口実」とすることができたのである。その意味で、「三頭体制」の提案には、一定の範囲でレトリックの側面が含まれていたと見ることもできる。

以上のように、ドゴールの「NATO 改革」の主張は、本質的に主導国である米国との対等性を求めたものであった。しかし、「三頭体制」を中心とする仏米両国の安全保障を巡る議論の過程において米国の「支配的志向」が露わになり、実現の困難性が明らかになっていく。「三頭体制」を巡る交渉はアイゼンハワー政権からケネディ政権に引き継がれることになるが、ドゴールの交渉への意欲は米英との議論を重ねるごとに低下していき、こうした推移と反比例するような形で、米国主導の同盟体制に対する批判は強まり、単独的な行動が顕在化していくのであった。そして、それと軌を一にして、「NATO 改革」の主張はレトリックとしての側面を強めていくことになる。

それでは次に、六六年における統合軍事機構離脱以前にドゴールによって遂行された、「部分的」な離脱について概観したい。ドゴールは六六年の「完全」離脱以前にすでに漸進的な離脱を進めていた。五九年三月、ドゴールは「三頭体制」の提案に対する米英両国の消極的な姿勢を受け、NATO 指揮下に配置されていたフランスの地中海艦隊を離脱させた²⁶⁶。その際、フランスと同盟諸国との間で事前の協議は行われなかった。フランスによる地中海艦隊離脱の公式の理由は、当時、対外政策上の重要課題であったアルジェリア戦争にフランスの地中海艦隊を対応させるためというものであった²⁶⁷。しかし、六二年にアルジェリア戦争が終結した後も、フランスは地中海艦隊を NATO の指揮下に再び配置することを拒否する。その結果、フランスの地中海艦隊は、有事においても NATO の指揮下には入らず、常時フランスの指揮下におかれることになった。

フランスの地中海艦隊離脱の動きは、軍事的というよりもむしろ政治的な側面の強いものであった。これまで地中海艦隊は NATO の指揮下に配置されてはいたが、平時には NATO による指揮権は存在せず、有事においても指揮の移動は自動的なものではなかった。六〇年二月にはフランスと NATO との間で協定が結ばれ、有事の際、地中海地域において軍事協力をするといったガイドラインが作成されている²⁶⁸。そのため、フランスの地中海艦隊が NATO の指揮下から離脱したとしても、軍事的な影響は限定的なものであった。米國務

²⁶⁶ さらにその後、フランス政府は米国に対して仏領内における核弾頭の持ち込み拒否を通告する。

²⁶⁷ *FRUS, 1958-1960, Vol. 7, p.185.*

²⁶⁸ *Harrison, op.cit., p.138.*

省はフランスの地中海艦隊の離脱について、「軍事的なものではなく、政治的・心理的な影響がある」と分析している²⁶⁹。

「部分的」な離脱が展開される過程において、それ以外の政策においてもフランスと NATO の距離は広がっていた。NATO 欧州連合軍最高司令部 (Supreme Head quarters Allied Powers Europe=SHAPE) は、五九年から六〇年にかけて東西の緊張を高めたベルリン危機の際、仏領土内の米軍基地における核搭載戦闘機の使用可能性についてパリに打診したが、フランスはこれを拒否する²⁷⁰。

また五〇年代後半、SHAPE はソ連の空軍、ミサイルの脅威に対応するため、NATO 加盟国の防空システムを統合することを計画していた。五八年、NATO の軍事委員会は「統合防空」というコンセプトにより、この政策を推進することになる。しかし六〇年、フランスは自国領内の空軍を NATO の防空システムに統合することについては拒否し、駐独フランス空軍など限定的に NATO のシステムに統合するに留めた²⁷¹。そして、攻撃命令の権限は駐独フランス空軍についても保持し続けることによって、自動的にソ連との戦闘に介入する状況を回避した。

六三年六月、フランスは NATO 大西洋海軍司令部と英仏海峡海軍司令部に配置されていたフランスの艦隊を、事前の協議を経ないまま単独的に離脱させた²⁷²。当時フランスは、大西洋海軍司令部と英仏海峡海軍司令部に合わせて、駆逐艦二隻、潜水艦五隻などを配置していた。フランスの動きは同盟国を少なからず動揺させたが、地中海艦隊離脱の際と同じように、その後フランスと NATO は協定を締結し (六四年四月)、協力関係は維持されることになった。米国政府はフランスの離脱による軍事的影響について、地中海艦隊の際と同様に限定的なものであると判断している²⁷³。

六三年秋、ミュルビル外相は、ラスク米國務長官との会談で、フランスが具体的な「NATO 改革」の提案をせずこうした単独的な行動を取る理由について、「他の同盟諸国は本質的な変化を望んでいないので、提案をすることは無意味である」と率直に語っている²⁷⁴。このミュルビルの見解は、後述するように離脱を控えた六五年時においては、やや「言い回し」の異なる表現に変化することになる。

大西洋艦隊などの離脱によってフランスは全海軍を常時、自国の指揮下におくことになり、漸進的かつ単独的に統合化された NATO から距離を取っていく。その結果、フランスの NATO に対する軍事的貢献は低下していった。この点について政治学者のハリソンは、地中海艦隊、大西洋艦隊離脱後のフランスと NATO の関係は、六六年の統合軍事機構離脱

²⁶⁹ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.45.

²⁷⁰ Harrison, *op.cit.*, p.135.

²⁷¹ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.46.

²⁷² *DDF, 1963, Tome 2*, p.140-141.

²⁷³ *FRUS, 1961-1963, Vol. 13*, pp.775-776.

²⁷⁴ Bozo, "Chronique d'une décision annoncée," p.333.

後の関係と類似するものであると論じている²⁷⁵。彼の指摘する類似性とは、地中海艦隊などの「部分的」離脱も、後に考察する統合軍事機構離脱も、NATO の指揮下から離脱した後にはフランスと NATO は協定を締結し、軍事的な協力関係は維持されることになったという点である。このことは、フランスによる一連の単独的な行動が、米国主導の同盟体制から距離を取るための、政治的な側面の強い試みであったことを示しているといえよう。

それでは次に、ここまでの考察を踏まえて、六五年の春以降、フランスが「完全」離脱への動きを本格化させるその過程について検討する。六五年五月四日、ドゴールはポーレン駐仏アメリカ大使に対して以下のように語った。

「六九年までに北大西洋条約は改めて精査する必要がある。同盟は必要であるが、現状の形態であるべきかについては確信が持てない。統合については再検討するべきである。また、フランス国内で我々の指揮下にはない軍隊、施設についてはもはや受け入れることはできない」

ポーレンはこの発言が、「仏領土内から外国軍の撤退を求めるドゴールによる初めての明確な意思表示であった」と国務省宛の文書で述べている²⁷⁶。そして、米国政府が「仏領内にある米軍基地の移設について検討する必要がある」ことを訴えた。

ドゴールは四九年に調印された北大西洋条約に基づく同盟関係と、それ以降の冷戦の深化と共に形成された統合軍事機構を区別して考えており、同盟自体には肯定的であったが、統合軍事機構に対しては批判的であった²⁷⁷。ミュルビル外相もドゴールと同様、「二つ〔同盟と統合軍事機構〕は全く別のものである」と理解していた²⁷⁸。こうした「同盟」と「統合軍事機構」の分割が可能かどうかについては、「全くの別のものである」とするフランスと、「不可分であり分割できない」と考える米国との間で、極めて大きな「認識ギャップ」が存在した。

フランスの NATO 統合軍事機構離脱への動きは、六五年の五月から六月にかけて着手された。このプロセスの全体像は秘密裏に進められ、ドゴール以外にはミュルビル外相、メスメール国防相の他、極めて限られた側近にしか知らされていなかった²⁷⁹。フランス外務省もドゴールやミュルビルから詳細について聞かされることはなかったが、六五年春以降、今後のフランスと NATO との関係に関して三つのシナリオを想定していた。第一に、六九年に同盟を脱退すること、第二に、NATO の統合軍事機構から離脱すること、第三に、同盟国との協議に基づきフランスの主張に沿った形で「NATO 改革」を果たして、フランス

²⁷⁵ Harrison, *op. cit.*, pp.136-137.

²⁷⁶ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.206-207.

²⁷⁷ *DDF, 1966, Tome 1*, p.584.

²⁷⁸ Bozo, "Chronique d'une décision annoncée," p.346.

²⁷⁹ Harrison, *op. cit.*, p.142.

が統合軍事機構に残ることであった。六九年とは、北大西洋条約第一三条に記載されているように、同盟創設から二〇年が経過して、加盟国が離脱の意向を通告した後、一年後に脱退が可能になるという期限の年であった。フランス外務省はその後、上記のような可能性について法的・技術的な問題点を検討していくことになる²⁸⁰。

六月一日、ドゴールはエアハルト西独首相との会談で、「我々は米国との同盟関係、西独、イタリア、その他の国々との同盟関係を維持していく。しかし、NATO を維持することはない」と述べ、「大西洋同盟は改革されるべきである」ことを強調した²⁸¹。七月一二日、フィンレッター-NATO アメリカ大使は、ミュルビル外相との会談についての報告書をラスク国務長官に送る。会談の中でフィンレッターが、「米仏間に基本的な見解の相違はあるが、両国首脳はもっとコミュニケーションを取るべきだ」と述べたのに対して、ミュルビルは否定的な姿勢を見せたという。その際にフィンレッターは、「ミュルビルが、ドゴール大統領とジョンソン大統領が会っても好ましいコミュニケーションを取ることはできないと考えているように感じた」と報告書の中で述べている²⁸²。このようにフィンレッターが感じたのは、すでにフランスが統合軍事機構離脱へのプロセスに入っていたからであると推測することができる。

六五年七月一二、一三日、米国は NATO の今後の運営について、英国、西独、オランダ、イタリア、ベルギーと個別に二国間協議を行う。ワシントンは今後のフランスの動きに対応するため、加盟国が共通の認識を持ち、結束する必要があると考えていた。だが、すでに米国政府内では独自にフランスの動きに対応するための計画作成を進めており、同盟国との協議というよりは報告といった側面の強いものであった²⁸³。ボール国務次官は、フランスが何らかの行動を取ることは確実であるとして、大西洋同盟は結束して対応すべきであることを強調した。その中でボールは、ドゴールの NATO に対する姿勢を、「二つの世界大戦が、抑止のための平時における統合軍事機構の必要性を証明している。フランスは統合ではない古い形の同盟関係を主張しているが、それでは現実の国際情勢に対応することはできない²⁸⁴」と批判した。

ドゴールが主張する統合化に基づかない、伝統的な同盟関係に対する批判は、米国政府内で共有されていた。安全保障問題担当大統領補佐官のロストウは、「二つの世界大戦から、我々や欧州諸国は教訓を得なくてはならない」と述べ、ドゴールが望むような同盟関係は、「時代遅れのものである」と語っている²⁸⁵。またラスク国務長官も、「過去の惨劇に結びつ

²⁸⁰ Bozo, "Chronique d'une décision annoncée," pp. 336-337.

²⁸¹ Vaïsse, Maurice, *La Grandeur*, p. 384.

²⁸² *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, p. 232.

²⁸³ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p. 154.

²⁸⁴ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp. 233-235.

²⁸⁵ *Ibid.*, p. 371.

いた百年前の政治に戻ることになる」と述べ、ドゴールの同盟観を批判した²⁸⁶。

八月三十一日、ポールはドゴールとパリで会談する。この会談ではドゴールとポールとの間で、米国主導の同盟体制に対する認識の違いが如実に表れることになる。ポールは、「我々は NATO が今日の状況により適応できるよう、あらゆる提案について考察しなくてはならない。しかし、米国政府は同盟と統合軍事機構は分割できないと考えている」と述べ、統合化に基づく同盟体制の必要性を主張した。これに対してドゴールは、「統合と呼ばれる従属状態、フランスにとって外国の権限によるそのような状況は、いかに友好的なものでも受け入れることはできない。同盟は攻撃を受けた場合、自国の意志と義務によって共同行動を取るものである。しかし、統合とは防衛に関して外国の権威に従属するものである」と現状の同盟体制への批判を展開し、「NATO 改革」を推進する必要性を強調した²⁸⁷。

六五年九月九日、ドゴールは定例の記者会見を行い、現状の NATO の問題点について以下のように語った。

「ある者は独断的な理論によって利益の問題を述べ、我々が人格を消し去り、米国が優越的な影響力を行使する国際的な機構に入り従属するしかないと主張している。その結果、我々が国連や NATO に参加し、『欧州的な』ものを『大西洋的な』連合の中に溶解されることを望んでいる。しかし、我々はあらゆる従属の枠から外れる。多くの領域において他国と協力するのは当然であるが、我々は自身の判断の入る余地を確保する。我々は西側同盟の団結が必要であると思われる限り同盟に留まる。だが、遅くとも六九年という期限までには、外国の権威によって運命づけられる『統合』という従属状態は、我々に関する限り終了することになる²⁸⁸」

このようにドゴールは、フランスが米国主導の同盟体制から距離を取るために NATO を改革する必要があることを明確に述べた。しかし、この時点でも、北大西洋条約を破棄するのか、NATO の統合軍事機構について改革を求めるのか、といった詳細については明らかにされていなかった²⁸⁹。他の加盟国はもちろん、実際にはフランスの外務省、国防省でさえも、ドゴールの正確な意図を把握できていなかったのである。ドゴールの発言は多くの場合、意識的か無意識的か「曖昧性」を含んでおり、内外に様々な憶測を生むのであった。

²⁸⁶ *Ibid.*, p.412. ポールなど国務省高官の多くは、ドゴールのナショナリズムに基づく外交政策が、西独を刺激すると共に、米国を「孤立主義」に導く可能性を懸念していた。

Reyn, Sebastian, *Atlantis Lost: The American Experience With De Gaulle, 1958–1969*, Amsterdam, Amsterdam University Press, 2011, p.361.

²⁸⁷ *DDF, 1965, Tome 2*, p.279.

²⁸⁸ *DM, Tome 4*, pp.382–384.

²⁸⁹ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.155.

米国政府内ではボール國務次官、マクナマラ国防長官、バンディ補佐官らが中心となり、フランスへの対応について協議を行っていた。そして議論の成果を、『フランスと NATO』という文書にまとめる。その内容は以下のようなものであった。

- 1 仏領内の NATO と米軍の施設についての問題は米仏二国間ではなく、フランスとその他の加盟国という形式で交渉する
- 2 米国は北大西洋条約を遵守し、特に統合軍事機構を強化していく
- 3 米国は統合軍事機構を二国間の防衛コミットメントに代えることを望まない
- 4 仮にフランスが統合軍事機構から離脱した場合、フランスに対する北大西洋条約第五条の防衛コミットメントは精査し直す
- 5 米国はフランスによる「NATO 改革」の要求について検討する
- 6 米国はフランスによる NATO や米軍に対する行動を予測し、我々の方から最初の動きを行うべきではない。しかし、事前に他の加盟国と緊密な協議を続ける
- 7 起こり得るあらゆる事態に対応するために選択肢を検討し、加盟国とどのようなタイミングで共同行動を採るべきかについて準備をする²⁹⁰

以上のように、フランスの動向が不確実であったため、米国政府は幅広い可能性について準備をしておく必要があったといえる。

一〇月に入り、ミュルビル外相はラスク長官に対して、「フランスは来春、より正確に言えば恐らく三月頃、NATO に対する立場をはっきりさせる」と述べた²⁹¹。またミュルビルはフランス国民議会で、「六九年までに [NATO は] 改革する必要があるだろう。このことは私から見て特に驚くべき発言であるとは思われない。この七年もの間、我々は常に不満を述べ続けてきた」と語っている²⁹²。先述したように、六三年の段階でミュルビルは「NATO 改革」について、「他の同盟諸国は本質的な変化を望んでいないので、提案することは無意味である」と述べていた。こうしたミュルビルの「言い回し」の変化は、統合軍事機構離脱への動きが本格化した結果、フランスの行動を正当化する必要があったため、と見ることができるであろう。

翌六六年一月に入ってもフランスの閣僚たちの多くは、依然としてドゴールの意図についてその全体像を把握できていなかった。前駐米フランス大使で、当時外務事務次官であったアルファンでさえ、「ドゴールから『NATO 改革』に対する具体的行動への指示は出て

²⁹⁰ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13, pp. 253-259.*

²⁹¹ Couve de Murville, Maurice, *Une politique étrangère, 1958-1969*, Paris, Plon, 1971, p. 78.

²⁹² Newhouse, *op. cit.*, p. 281.

いない」と語っていた²⁹³。ミュルビルはこれまでと同様、ドゴールの意向について詳細を述べることなく、外務省内で統合軍事機構を離脱した場合の法的問題や、さまざまな可能性について個別に検討させていた²⁹⁴。

(二) NATO 統合軍事機構からの離脱

一九六六年一月二日、パリに NATO 事務総長のプロシオを迎えたドゴールは、「六九年より前、恐らく本年、同盟の修正についての行動を開始するであろう」と述べ、その理由として米国のベトナム戦争に「巻き込まれる恐れ」があることを挙げた²⁹⁵。これは、ドゴールの「NATO 改革」が対米関係を念頭においていることを強調したものであった。そして、六六年二月二日、ドゴールは記者会見で、米国主導の同盟体制を改革するために行動を起こすことを主張する。

「同盟が締結された際の条件が変化した場合、同盟関係も当初の状態であり続けることはできない。新しい条件に法律、条約、同盟は適応されねばならない。フランスの意志は従属的な軍事機構とは両立し得ない。六九年四月四日の期限まで、フランスは自身に関係する条件についてその修正を続けることになる」

「フランスの土地、空、海、軍隊とフランスに存在するあらゆる外国の要素がフランスのみに属する、主権の正常な状態を回復する。それは分裂ではなく必要な適応である」

さらに米国の核戦力による「一方的抑止」という時代が終焉し、米国の核コミットメントが信頼に足るものではなくなったため、「核保有国となったフランスは自らの責任を担う必要がある」と主張した²⁹⁶。こうしたドゴールの発言は、フランス単独でも同盟体制の改革を進めていく意志があることを示したものであった。また、この会見の少し前にはフランス政府により、ドゴールの訪ソ（六月）が発表されている²⁹⁷。

フランス外務省は会見の翌日（二二日）、ようやくドゴール周辺から、対 NATO 政策について具体的な指示を受けることになる。その内容は以下のように、統合軍事機構から完全に離脱するというものであった。

²⁹³ *Ibid.*, p.284.

²⁹⁴ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.163.

²⁹⁵ *DDF*, 1966, Tome1, pp.119-120. コールは、現状の NATO に対する不満を述べる際に、ベトナム戦争が挙げられていることについて、「長い間、離脱について考慮していたドゴールにとってベトナム戦争という理由は便利な言い分けであった」と分析している。Kohl, *op.cit.*, p.253.

²⁹⁶ *DM*, Tome5, pp.17-19.

²⁹⁷ Gvichiani, Djermen, “Les relations franco-soviétiques pendant la présidence du général de Gaulle,” in Institut Charles-de-Gaulle, *De Gaulle en son siècle: La sécurité et l'indépendance de la France*, Tome 4, Paris, Plon, 1992, p.387.

「統合軍事機構は馬鹿げたものである。同盟国と共同で完全な改革ができることが望ましいが、どの国も統合を強化することしか考えていない。そのため改革ができると考えることは現実的ではなく無意味である。このような状況の中、我々にできることは完全なる撤退である²⁹⁸」

三月七日、ミュルビル外相はボーレン駐仏アメリカ大使との間で、ドゴールのジョンソン米大統領宛の親書を手交し、公式に統合軍事機構から離脱することを通告した²⁹⁹。またこれに関連して覚書が米国政府にわたされる。その内容は以下のようなものであった。

「現在、同盟の軍事的要素により侵害されている我々の主権を統合軍事機構への参加を取り止めることで回復させる。我々は同盟国が挑発なしに攻撃された場合には共同防衛に参加する」

「四九年当時と比べて NATO を巡る環境は大きく変化した。しかし、NATO は今日的な諸問題に対応できていない。西欧に対する脅威は低下し欧州は復興した。フランスは核を保有した結果、統合については容認できない。米国の核独占という状況が、米ソの核均衡という体制へと変容し西側防衛の条件が変化した。さらに今日、国際的な紛争の中心は欧州ではなくアジアとなった。統合軍事機構は現在問題を抱えており、フランスはこの機構ではこのような状況に対応できないと考えている³⁰⁰」

三月九日、フランスの閣僚たちは閣議において説明を受け、ようやく全ての省庁が具体的な行動に移ることになる。そして三月一日に、フランス政府は英国や西独などに対して覚書を送付する。それらの覚書には、フランス以外の同盟国が「現状維持的志向」であり、「NATO 改革」に賛同が得られなかったことが離脱という行動に結びついた、と述べられていた³⁰¹。さらに、三月二九日にフランス外務省より、米国など同盟国へ送付された文書ではその要求が以下のように具体的なものとなっていた。

- 1 西独に駐留しているフランス陸軍二個師団と空軍二個大隊を七月一日までに NATO の指揮下から離脱させる
- 2 欧州連合軍最高司令部などの各司令部、NATO 防衛大学からフランスの軍事要員を七月一日までに引き揚げる

²⁹⁸ Bozo, "Chronique d'une décision annoncée," p.339.

²⁹⁹ *DDF, 1966, Tome 1*, pp.381-382.

³⁰⁰ *Ibid.*, pp.431-433 ; *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.333-335.

³⁰¹ *Ibid.*, p.432.

- 3 NATOの司令部(SHAPe、AFCENT)を六七年四月一日までにフランス以外に移設させる
- 4 仏領内における外国軍(米軍、カナダ軍)の駐留を六七年四月一日までに終了させる³⁰²

そして、米国に対しては、米軍基地に関する協定やパイプラインに関する協定など、二国間協定を破棄することを通告した³⁰³。また西独への文書では、離脱後におけるフランス軍の駐留継続の可能性について触れられており、仏独二国間で交渉を開始することが提案されていた³⁰⁴。この段階でようやく、フランスのNATOに対する行動について全体像が明らかになる。

一連の文書で示された、フランスのNATO統合軍事機構離脱の主な理由は、「ソ連の脅威の低下、欧州の復興、フランスの核保有、アジアでの紛争といった新たな状況に、現状のNATOが適応できていない」というものであった。アジアの紛争については、ベトナム戦争に「巻き込まれる」可能性を強調しており、これは六五年に入り米国のベトナムへの攻撃が激しさを増したことを受けてのものであった。また中南米のドミニカ共和国サント・ドミンゴへの米軍による軍事介入なども、米国に対する不信感に繋がっていた。

なぜ、この時期にドゴールが離脱を決断したのかについてより詳細に見ていくと、国内要因としては、第一に、六五年一二月に大統領選挙を終えていたことが挙げられる。大統領選挙に勝利し就任二期目が始まっていたことで、ドゴールの外交政策における「行動の自由」は高まっていた。直接選挙により国民の支持を受けたことで、自身の望む政策を遂行し易い状況にあったのである。第二に、ドゴールの年齢の問題(この時、七五歳になっていた)が挙げられる³⁰⁵。ドゴールは後継者に対しても、フランスの独自外交を継続させる必要性を認識していた。そのため、自身の年齢的な問題を踏まえ、独自外交の方向性を確固たるものにするべく、統合軍事機構からの離脱を決断したと見ることができる。

そして外交政策上の重要な要因として、フランス外務省の文書でも述べられていたようにフランスの核戦力整備が順調に推移していたことが挙げられるであろう。六四年以降、核搭載可能なミラージュIV型爆撃機が実戦配備に着いていた。また六六年七月には水爆実験を行っている。ドゴールは六六年一〇月の記者会見で、フランスの核保有と二極体制との関係について、「フランスの核保有という状況は、二つの覇権国を中心とする勢力圏相互の緊張関係を緩和させる要因になる。フランスがその窒息するような硬直性を断ち切った

³⁰² *Ibid.*, pp.548-550.

³⁰³ Kohl, *op.cit.*, pp.251-252.

³⁰⁴ *DDF, 1966, Tome1*, pp.550-552.

³⁰⁵ Gordon, "Charles de Gaulle and the Nuclear Revolution," p.234.

時、冷戦という危険な状況は弱まっていくだろう³⁰⁶」と述べている。

また、フランス外交史家ヴァイスはこの時期に離脱した理由として、「六二年から六四年頃ではデタントの萌芽は見えてきたが、まだ確証の持てるものではなかった。そのため国家の政策決定者は、大西洋同盟を解体することを望まなかった」と述べ、「ソ連の脅威」の低下が明確なものとなった六六年に入り、ようやく離脱への環境が整ったことを指摘している³⁰⁷。

フランスは NATO の統合軍事機構からは離脱したものの、北大西洋条約第一三条に規定されている脱退措置は適応しないことを決定する。離脱によってフランスと NATO との関係は、米国主導の統合化された同盟体制ではない、国家間の協調というドゴールが主張していた伝統的な同盟関係に近いものとなった、と見ることができよう。フランスは、「同盟国が挑発なしに攻撃された場合には共同防衛に参加する」ことを明確にしていた。このようにドゴールは、北大西洋条約に基づく共同防衛義務については一貫して肯定的であったのである。六三年秋、ケネディ大統領の葬儀の際に行われたジョンソンとの短い会談の中で、ドゴールは共同防衛義務の遵守について以下のように語っている。

ドゴール「重要なことはフランスが何らかの攻撃を受けた場合、米国の援助があることを信頼できるということだ。同様に米国が戦争を行う際、フランスは自身の保持する手段と共に米国側につく」

ジョンソン「フランスが米国と共にあることは、キューバ危機におけるフランスの姿勢が証明している。また、米国が同盟国に対する共同防衛の義務を絶対的に遵守することについて、ドゴール大統領が理解していることを私は確信している³⁰⁸」

米務省はフランスが同盟国との協議を経ないにも関わらず、単独的に統合軍事機構からの離脱を行ったことに対して強い不満を持っていた。序章でも述べたように、ポーレン駐仏アメリカ大使は、「ドゴールが『NATO 改革』について米国や同盟国と交渉する意志を持っていなかったことは明らかである」と語っている³⁰⁹。また、「フランスの行動は北大西洋条約に違反するものである。米仏関係は非常に厳しいものになるであろう」と述べるなど、フランスの動きに対して厳しい口調で批判した³¹⁰。この「違反」という発言は、「同盟」と「統合軍事機構」は不可分のものである、という理解から導かれたものであった。また

³⁰⁶ *DM, Tome 5*, pp. 105–106.

³⁰⁷ *Vaïsse, La Grandeur*, p. 383.

³⁰⁸ *FRUS, 1961–1963, Vol. 13*, pp. 788–789.

³⁰⁹ *Ibid.*, p. 351. これに関連して、当時 NATO 事務総長であったブロシオも、「[NATO 改革について]フランスから計画も提案も受けなかった」、と述べている。Bozo, “Chronique d’une décision annoncée” p. 333.

³¹⁰ *Ibid.*, p. 336.

国務省の一部は、フランスに対して強硬な姿勢で臨むことを主張しており、「フランスに対する防衛コミットメントを公式に撤回するべきである」という意見さえも出されていた³¹¹。他方、国防総省は、マクナマラを中心に冷静に対応をすることを求めた³¹²。

このように米国政府内では、フランスへの対応を巡って様々な意見が交わされていたが、フランシス・ベーター大統領補佐官による大統領への文書が、ジョンソンの最終的な判断に影響を与えていた。その内容は以下のようなものであった。

「統合軍事機構を離脱した結果、フランスに対して北大西洋条約に基づく防衛コミットメントを受けることができないとする意見は現実的ではない。カナダからの攻撃の際、ケンタッキーを見捨てると言っているようなものだ。西独をロシアから守れば、フランスを守ることを避けることはできない。これは宥和ではない。ドゴールに宥和しても意味がない。我々は、NATO の統合化によって加盟国へのコミットメントを再確認するという手段を採るべきだ。欧州諸国はフランスとの関係に敏感であることから、このアプローチの方が利益を得ることができる³¹³」

三月二二日、ジョンソンはドゴールの親書（三月七日）に返答する³¹⁴。まず同盟について、仮に大西洋地域で戦争が勃発した場合に共に闘うこと、平時に戦争を抑止するために共に行動することが重要であるとの認識を示した。続いて、「同盟国の軍隊がフランスの領土を侵害している、という見解には困惑させられる。これらの軍隊は、共同の計画に従ってフランスおよび同盟国の安全保障のためにフランス政府の招請に基づき存在しているのである」としてフランスの姿勢を批判した。そして、今後も北大西洋条約を有効なものとするために、同盟の指揮体系や戦略、戦術に関する共同の計画について準備を行うとして、同盟を強化する動きを続けていくことを改めて強調した。

だが他方で、「我々は、西欧の安全保障や発展に多大な貢献をしてきたフランスが、共同の任務や責任から長い間距離を取ることを信じることはできない。フランスが再び主要な任務を担う決意をすることを、古い友人および同盟国として待っている」と述べ、フランスとの関係改善を望んでいることを示した。

六六年四月、フランス国民議会におけるポンピドー首相の演説では、NATO の統合軍事機構離脱が、対米関係の調整を主眼においていたことが率直に表されていた。演説の中では離脱の理由として、第一に、米国が大西洋同盟における支配的地位を維持していること、第二に、フランスなど同盟諸国の反対を考慮せず、米国が戦略ドクトリンを大量報復戦略

³¹¹ Harrison, *op.cit.*, p.146.

³¹² マクナマラなどは、この機会に米国の軍事費負担を軽減させて、同盟国にさらなるバードン・シェアリングを促すべきであると考えていた。

³¹³ *FRUS, 1964-1968, Vol.13*, p.327.

³¹⁴ *DDF, 1966, Tome1*, pp.490-493 ; *FRUS, 1964-1968, Vol.13*, pp.342-344.

から柔軟反応戦略に変更したこと、そして第三に、米国が英国には核技術協力を行っているにもかかわらず、フランスへの協力は拒否したことが挙げられた³¹⁵。このように、五八年から六二年にかけての、核政策を巡る仏米関係の停滞と、その原因となった米国の同盟国との対等性を望まない「支配的志向」が、ドゴールの同盟政策における単独的な行動に大きな影響を与えたことを理解することができる。

上記に挙げたものは、先に見た「ソ連の脅威」の低下、欧州の復興、アジアでの紛争などとは異なり、フランスと米国との直接的な関係における統合軍事機構離脱の理由であった。六二年以降、米国との交渉による「NATO 改革」の実現可能性が低下していく中、ドゴールは統合軍事機構離脱を頂点に、フランスと NATO との関係を単独的に修正することで、米国への依存度を自国に関する限り低下させることに成功する。このようにフランスの統合軍事機構離脱への動きは「NATO 改革」というコンセプトに基づき、米国主導の同盟体制から距離を取ることで、米国との関係を再調整するためのものであった。

それでは、フランスの離脱について各国の反応はいかなるものであったのだろうか。英国やオランダなど米国に比較的近い国々は、フランスの行動に対して憤りを露にした。イタリアはフランスとの論争を避けようと考え、西独はヴァイスの表現を借りると、「不安に陥って」いた。カナダ、ポルトガルなどは、フランスの行動に批判的ではありながらも、一定の理解を示し穏当な対応を取っていた³¹⁶。他方、ソ連は、大西洋同盟の分裂に繋がり得ることから、フランスの動きについて肯定的に評価していた³¹⁷。また東欧諸国の中では、ルーマニアがフランスとの会談で積極的な賛意を示していた³¹⁸。

以上、フランスの NATO 統合軍事機構離脱過程について検討してきたが、一連のプロセスはドゴールを中心に、ミュルビル外相、メスメール国防相など、一部の側近が関与するという形態で遂行された。フランス外務省は組織として限定的にしか関与できず、その対応は優れて状況対応的なものとなっていた。このことは国防省にも当てはまることであった。外務省はドゴールほど米国主導の NATO に否定的ではなく、統合軍事機構離脱後もできる限り同盟諸国との関係を悪化させないことに尽力した。こうした認識は国防省、軍部などにも共通するものであった³¹⁹。

³¹⁵ Kohl, *op.cit.*, p.254.

³¹⁶ Vaïsse, *La Grandeur*; p.387.

³¹⁷ *DDF, 1966, Tome 1*, pp.844-845.

³¹⁸ *Ibid.*, p.847. ルーマニアはフランスと同様に米ソ二極体制に否定的であり、自国の自立性を確保することを重視していた。

³¹⁹ 米国政府は、フランスの統合軍事機構離脱について、ドゴールの個人的な判断に百パーセント依るものと考えていた。なぜならワシントンは、フランスの外務省や国防省がドゴールによる離脱に対して消極的である、という情報を持っていたからである。

FRUS, 1964-1968, Vol. 13, p.352. 六月に入りフランス大統領府（エリゼ宮）は、外務省、国防省など主要官庁との調整を行うために「ブレピッソン委員会」を創設し、同委員会において対 NATO 政策の調整を行う。この委員会では、フランスの統合軍事機構離脱以後の

それでは次に、フランスの離脱を受けて激しい議論が交わされることになった駐独フランス軍 (Forces françaises d'Allemagne=FFA) を巡る交渉について検討する。駐独フランス軍については、その法的地位、および NATO との軍事協力を巡って仏独両国、さらには米国も含めた形で議論がなされた。駐独フランス軍は当時六万五千の兵力を数え、陸軍二個師団、空軍二個中隊によって構成されていた。西独国内では政府、野党共に今後の方針について、仏独協力条約に基づきフランスとの関係を修復しつつ、米国と緊密な関係を維持する必要がある、と考えていた。

各国にとって駐独フランス軍は、軍事的な側面以上に政治的に重要であると理解されていた。西側同盟体制から見て駐独フランス軍の存在は、統合軍事機構離脱後のフランスと NATO の結びつきの象徴であった。また西独にとって、周辺の国々が危惧したであろう自らの脅威を軽減するためにフランス軍の駐留は必要なものであった。さらには、ドイツ統一について協力を得るためにも、フランスとの協調関係を維持することは不可欠であった。他方フランスにとっては、東側の国境防衛という軍事的要請以外に、将来のドイツの地位を巡る問題に米英ソと共に関与するための政治的手段であるといえた。

駐独フランス軍は統合軍事機構離脱の結果、仏独間に駐留に関する法的問題を生じさせることになる。西独側はフランス軍駐留の法的根拠について、五四年に調印した駐留外国軍協定に基づき、NATO の枠組みを必要とすると考えていた³²⁰。他方フランス側は仏軍の駐留は、西独が NATO に加盟する以前の占領管理期に享受していた地位に基づくもので、統一ドイツと平和条約を締結するまでフランスは駐留する権利があり、NATO の枠組みに左右されるものではないと主張していた³²¹。六六年四月一五日、西独政府はフランスとの交渉に向けて、米英両国と緊密に協議をするため、西独外務次官、米英両国の駐独大使により構成される作業チームを結成する。そして、政治、軍事、法的な問題を検討した結果、駐独フランス軍を可能な限り NATO の共同作戦に結びつけるという方向でフランスと協議を行うとの方針が決定された³²²。

軍事的に見た場合、駐独フランス軍はいわゆる「前方防衛」から距離を取った配置となっており、その貢献度は比較的低いものであるといえた。米国主導の同盟体制から一定の距離を保つため、駐独フランス軍は仏独両国の国境沿いに位置しており、有事における自動的な「巻き込まれ」を防ぐよう配置されていたのである³²³。これは緊急を要する事態において、フランスによる「独自の判断」が維持できない状況を避けるための方策であった。

技術的な問題について議論がされることになった。Bozo, "Chronique d'une décision annoncée," pp.339-341.

³²⁰ Haftendorn, Helga, *NATO and the nuclear revolution*, Oxford, Clarendon Press, 1996, p.237.

³²¹ *DDF, 1966, Tome 1*, pp.678-682.

³²² Haftendorn, *op.cit.*, p.230.

³²³ Harrison, *op.cit.*, p.156.

また、後方に位置することで、必要な場合の早期撤退を可能にしていた。

エアハルト西独首相は、駐独フランス軍の法的地位を巡る交渉が決裂し、フランスとの関係が決定的に悪化することは避けるべきであると考えていた。五月二六日、エアハルトは西独議会において、駐独フランス軍の駐留継続を求める演説を行う³²⁴。しかし、六月に入りフランス政府の指定した撤退期限が一ヵ月後に迫った段階でも、依然として交渉妥結の気運は高まらなかった。六月一三日、フランス政府は駐独フランス軍の一部撤退を表明し、西独側を牽制する。これを受けエアハルトは、七月一日以降のフランス軍の駐留について暫定協定を締結することをパリに提案し、フランス側もそれを了承した。

七月二日、ドゴールはエアハルトと首脳会談を行う。この会談では駐独フランス軍の地位を巡る議論などが交わされたが、その際、米国主導の同盟体制に対する両国の「認識ギャップ」が露わになる。ドゴールは会談の中で、以下のように述べ、従来の主張を展開した³²⁵。

「我々は自動的に米国の戦争に巻き込まれることを避けるため、同盟は維持するが、統合からは離脱する。我々は米国のアジア政策に対して信頼することができないため、米国の指揮に依存することを望まない。また現在、東側からの脅威は差し迫ったものではないことから、フランスは国家における独立を再確認する。それ故、我々は統合化を許容することはできない」

「勿論、我々は北大西洋条約を締結していることから、条約第五条を遵守し、挑発なしに侵攻を受けた場合、フランスは同盟国と共に参戦する。しかし、我々は自国の行動の自由は保持する。また西独が望むなら、駐独フランス軍は撤退する。そのことは、軍事的にも政治的にも大きな変化を及ぼさない³²⁶」

これに対してエアハルトは、「我々は駐独フランス軍が、西独に維持されることを望む。軍事的な側面から見て、駐独フランス軍は必ずしも不可欠なものではない。だが、独仏二国間および近隣の国際関係における友好、政治的な観点から駐留が望まれるのである」と駐留継続を望む理由について率直に語った。そして、エアハルトは「東側からの脅威が差し迫ったものではない」というドゴールの主張に同意した上で、「それでも、我々は戦争が勃発した場合について十分考慮する必要がある」と述べる。さらにドゴールによる米国主導の同盟体制への批判に対して、「西独は同盟を維持したい。ドゴール將軍に尋ねたいのだが同盟体制に積極的に関与せずに、共同防衛を想定することが可能と考えているのか」と

³²⁴ *Ibid.*, p.155.

³²⁵ *DDF, 1966, Tome 2, pp.386-387.*

³²⁶ 駐独フランス軍は、西独との国境線沿いに配置されていたことから、仮に西独がフランス軍の駐留を拒否したとしても、国境沿いの仏領内にその部隊を移設すれば軍事的に大きな違いはなかったのである。 *FRUS, 1964-1968, Vol. 12, p.124.*

懸念を示した。このエアハルトの発言は、ドゴールの同盟政策を暗に批判したものであった。これに対してドゴールは、「戦争における協力の際、統合は必要なものではない。それはこれまでの歴史が証明している。戦争が勃発すれば、フランスは同盟国と行動を共にする。このようなことは、初めてのことでない」と激しい口調でエアハルトに返答した。

以上のように仏独首脳会談では、有事協力に基づく伝統的な同盟関係を想定するドゴールと、第二次大戦後の米国主導の同盟体制を理想とするエアハルトとの、同盟観に対する「認識ギャップ」が如実に表れたものとなった。

その後、交渉進展の動きも見られたが、エアハルト政権は崩壊し、駐独フランス軍の地位を巡る一連の交渉の決着は次期政権に委ねられた。六六年一二月キージンガー政権が樹立する。この政権誕生と同時に交渉は最終局面を迎え、同年一二月、ミュルビル外相とブラント西独外相によって文書が交換され、フランス軍の駐留継続が正式に決定されることになる。仏独両国の外務省による文書の交換という簡素な方法が採られたのは、西独側による議会の批准作業を避けたい、という要望から導き出されたものであった³²⁷。

交換された文書では、ドイツ基本法第四条第二項に基づき西独側がフランス軍の駐留を望む、という形態を採った³²⁸。また、この文書の中に NATO との関係についての記述はなかった。西独政府はフランス軍の駐留について、厳密な法的根拠を求める姿勢を撤回したのである。キージンガー政権は前政権と比べてフランスに対してより協調的になっており、関係改善の必要性を強く認識していた。また、西独にとってこうした短期的なある種の妥協は、ドゴール以後の政権において再び統合軍事機構に復帰するという可能性への期待を含んだものであった³²⁹。こうしてフランスは、NATO とは独立した仏独二国間協定に基づき西独駐留を継続することになり、米国主導の同盟体制から距離を取ることで自国の「行動の自由」を確実なものとしていく。

統合軍事機構離脱後のフランスと NATO の協力についても交渉は難航した。仏領内の施設を巡る仏米交渉については次章で詳細に考察する。有事における駐独フランス軍と NATO の共同軍事オペレーションについては、六七年八月に、アイユレ仏将軍とレームニツァー NATO 欧州連合軍最高司令官との交渉によって、ようやく協定が締結される。この協定では、北大西洋条約第五条に基づきフランスが紛争への関与を決定した場合、NATO 諸国と駐独フランス軍は共同行動を取ることが決定された。その際、駐独フランス軍はフランスの指揮下 (command) に在りつつも、NATO のオペレーショナル・コントロール (operational control) に属することが謳われていた³³⁰。先述した、NATO 加盟国の軍事力の三つのカテゴリーにおける、「各国家の指揮下に留まる戦力」と「有事に NATO の指揮

³²⁷ DDF, 1966, Tome 2, pp. 949-950.

³²⁸ Harrison, *op. cit.*, p. 238.

³²⁹ Kocs, Stephen A, *Autonomy Or Power*, Westport, Greenwood, 1995, p. 61.

³³⁰ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p. 212.

下に配置される戦力」の間を取ったものであるといえるであろう。ここでもフランス側は「自動的な介入」については拒否し、「独自の判断」によってフランス軍の関与を決定するという、当初から主張していた形態を維持することになる。

だがこの「独自の判断」による関与は、もともと北大西洋条約で認められている権利であった。北大西洋条約第五条では、「締約国は武力攻撃が発生した場合には、国連憲章第五条の規定によって認められている個別的または集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し維持するために必要と認められる行動（武力の使用を含む）を個別のおよび他の締結国と共同して直ちに取ることににより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」と規定されている。この規定では武力の使用は必ずしも義務というものではなく、もともと「独自の判断」による関与は加盟国の権利であった。とすれば、ドゴールにとって駐独フランス軍と NATO の協定は、これまで以上に米国主導の同盟体制から距離を取ることによって、有事「中立」という可能性をアピールし、「独自の判断」による関与をより明確かつ確実なものにするという、政治的な目的を重視したものであったと見ることができるのである。

こうした同盟関係の修正によって、ドゴールはフランスが「独自の判断」に基づいて、参戦する時期、軍隊の規模などを決定することを明確にした。この後、NATO では締結された協定に則り、フランスが同盟国と共同オペレーションを行う場合の軍事計画が作成されることになる。だが協定は締結されはしたが、フランスは統合軍事機構から離脱しており、フランスが NATO 加盟国と共に戦うかどうか、という点について将来的な不確実性は残った³³¹。そのため欧州連合軍最高司令部は、フランスが参戦する場合と参戦しない場合の二つの軍事計画を作成することになる³³²。

以上に述べてきたように、これら一連の変容を NATO 諸国は迫られたが、当初、同盟諸国が警戒していたフランスによる北大西洋条約の破棄という状況には至らなかった。軍事面に関する限り、すでにフランスは統合軍事機構から漸進的に撤退していたため、その影響は限定的であった³³³。しかし米国政府は政治面において、フランスの離脱がおよぼす間接的な影響を懸念していた。ドゴールによる統合化された同盟体制を弱体化させる行動が、西独のナショナリズムを刺激するのではないかという懸念である。フランスの離脱直後、米国大統領補佐官のコマーは、「真の問題は、常にフランスではなくドイツである」とジョンソン大統領宛の文書で述べている³³⁴。またボーレン大使はラスク長官に、「ドゴールの政

³³¹ 他の同盟国は、二つの不確実性について懸念していた。第一に、有事にフランスが「交戦状態」と判断せずに参戦しないという状況であり、第二に、逆にフランスが同盟の意思に反して、早い段階で核兵器を使用するという事態であった。Bozo, Frédéric, *La France et l'OTAN. De la guerre froide au nouvel ordre europeen*, Paris, Massin, 1991, p. 103.

³³² Harrison, *op. cit.*, pp. 157-158.

³³³ 軍事的な影響については、Hunt, *op. cit.*.

³³⁴ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, p. 337.

策における最大の危険性は、西独とソ連の直接取引を誘引し得ることである」と語っている³³⁵。米国は、NATO から離れて、西独が独自の方針によって再統一へと動くことを警戒していた。そのため米国政府のフランスに対する批判には、西独を「封じ込めて」おくための統合化をフランスが「弛緩化」させようとしている、という側面も含まれていたのである。

六六年五月四日、ドゴールは米国のチャーチ上院議員と会談し、以下のように述べている。

チャーチ「仮に米軍が欧州から撤退した場合、欧州のバランス・オブ・パワーはどのようになると考えるか」

ドゴール「現在は米軍が欧州から撤退するような状況にない。私はそれを望むようなことを言ったことはない。なぜなら、特にドイツの問題があるからだ。そのため米軍は欧州に存在しており、私も米軍が残ることを望む。ドイツは憂慮すべき問題であり、この事実は長い間変化しないであろう。ドイツ統一の問題は即座に欧州だけではなく、世界に緊張を生じさせ戦争にすら結びつくかも知れない。ドイツの隣人はこれを受け入れないし、統一したドイツは再び大きな脅威となるであろう。こうした状況に陥らないよう保障するために米国は欧州に存在するべきであるし、私は米軍の撤退を想定していない。敗北し分割され国境を喪失し独立していないドイツに、米国やフランス、英国が存在するのは当然である。しかしフランスは違う。フランスは敗北していないし国境も失っていない、首都も守っているし誰にも依存していない。それ故、ドイツのような米軍の存在はフランスにおいては認められない³³⁶」

このようにドゴールは、仏領内からの米軍撤退については強く要請していたが、現状において西独から米軍が完全に撤退することを望んでいた訳ではなかった。ドゴールにとってそのような米軍の存在はソ連に対すると同時に、あるいはそれ以上に西独に対するものであったのである。五五年、西独が NATO 加盟と同時に再軍備を開始した際、当時のイスメイ NATO 事務総長は、NATO の目的を「米国を引き込み、ロシアを締め出し、ドイツを押し込め込む」ことであると述べた。この「ドイツを押し込め込む」という目的は、六〇年代においても依然として重要な課題であり、欧州の国際政治はいわば「ドイツ問題」を中心に展開されていたのである。

NATO の統合軍事機構から完全に離脱することによって、ドゴールは同盟政策における最も重要な目的であったフランスの自立性を回復させることに成功する。そして同時に試みられていた「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革を通じた「大西洋からウラルま

³³⁵ *Ibid.*, p.405.

³³⁶ *DDF, 1966, Tome 1, pp.762-763.*

での欧州」についても状況は動き始めていた。次節では、ドゴールによる国際構造レベルの目的について、詳細に考察する。

(三) 多極化の模索と「NATO 改革」の帰結

一九六六年六月二〇日、NATO 統合軍事機構からの離脱（七月一日）を控えたドゴールはソ連を長期訪問する。統合軍事機構離脱への動きと同時期に遂行された、この一二日間にわたる訪問にはいかなる目的があったのであろうか。またドゴールの訪ソは、彼の推進する同盟政策とどのように関連していたのであろうか。まず六四年以降、関係改善の動きを見せていた仏ソ関係について概観し、その分析を踏まえた上でドゴール外交、同盟政策における訪ソの位置づけについて検討する³³⁷。

これまで考察してきたように、ドゴールは六〇年代中盤において、「ソ連の脅威」はすでに現実的なものではないと捉えていた。ベルリン、キューバ危機は東西対立の緊張を高めたが、結果的にソ連の「現状維持的志向」を露にすることになる。またソ連の国内経済の窮状は、西側諸国にとってもはっきりと認識できるようになっていた。六四年一〇月、ソ連のフルシチョフ首相は農業改革の失敗を一因として失脚する。こうした情勢の変容を受け、ドゴールは現状の米ソ二極体制を修正し、フランスを中心とする欧州が国際政治においてより大きな影響力を発揮できるような外交を展開していくのである。

ドゴールの唱える「大西洋からウラルまでの欧州」を実現する上で、西独と共にソ連は重要な位置を占めていた。「大西洋からウラルまでの欧州」とは、前述したように、ドゴールが目指す欧州国際政治秩序概念であり、「鉄のカーテン」を取り除き、さらには米国に依存しない「独自の欧州」の実現を念頭においたものであった。米国政府が主張する「大西洋共同体」という概念とは対立するものであったといえる。

ドゴールは、六二年一二月三日のテレビ・ラジオ演説で以下のように述べ、「独自の欧州」を実現することの必要性を主張した。

「まず西欧の経済、政治、防衛、文化における結びつきを強化し、米国との対等な関係を確立する。(中略)そして、偉大なる緊張緩和の日々が訪れた時、東側諸国と共に、我々の大陸全体における平和と生命とを有機的に組織化するのだ³³⁸」

ドゴールは東欧諸国が米国ではなく、第一義的に「西独の脅威」に対して団結しているのであり、「西独の脅威」が低減すれば必然的にソ連の主導するワルシャワ条約機構

³³⁷ ドゴール外交とソ連の関係については、小窪千早「フランス外交とデタント構想（一）、（二）」『法学論叢』第153巻第3・4号、2003；Soutou, Georges-Henri, “De Gaulle’s France and the Soviet Union from Conflict to Détente,” in Wilfried Loth (ed.), *Europe, Cold War and Coexistence 1953–1965*, London, Frank Cass, 2004.

³³⁸ *DM, Tome 4*, p. 54.

(Warsaw treaty organization=WTO) の結束も緩んでいくと考えていた。そのため、西独の核保有を阻止すること、西独政府が第二次大戦後に策定された国境（オーデル・ナイセ線）を承諾すること、米独両国における過度の軍事的関係を弱めることなどは、「脅威でない西独」、さらには「脅威でない西側」を実現し、東西相互の緊張関係を緩和させる上で不可欠な条件であると理解された。

このようにドゴールの大西洋同盟における「弛緩化」政策は、東側のワルシャワ条約機構の「弛緩化」に結びつくことを念頭においていたのであり、その外交構想はいわば「相互弛緩化」政策といえるものであった。つまり、ドゴールは米国主導の同盟体制の改革を起点として、その影響を受けたワルシャワ条約機構の変容についても視野に入れており、こうした相互のプロセスを経て、将来的に「ヤルタ体制」が変革されることを目指したのである。ドイツ統一に関しても、そのような緊張緩和の中でのみ実現が可能であると考えていた。もちろんドゴールは現状において、勢力均衡の観点から、欧州が単独でソ連に対抗できるとは認識していなかった。そのため、バランスーとしての米国が、ヨーロッパにおいて一定のレベルで関与することは必須であると理解していた。ドゴールが問題視したのはあくまで、欧州の米国に対する過剰な依存であったのである。

しかし、上記のように、ドゴールの外交構想において重要な位置を占めていた西独は、フランスの唱える「独自の欧州」ではなく、米国主導の同盟強化路線を支持していた。いわゆる「力の政策」としての強い立場で、ソ連と対峙することを重視していたのである。これは、ドゴールが批判した同盟国の「現状維持的志向」であった。前章で考察したように、フランスは六〇年代前半から中盤にかけて同盟内で活発に議論された核共有問題において、米国の主導する MLF ではなく、フランスの核戦力を中核とする欧州核政策に協力することを西独に迫った。西独に対して米国と距離を取り、「独自の欧州」に軸足を移すよう促したのである。だが、西独はフランスの核政策ではなく、MLF を中心とした米国の核政策を選択した。また、西独政府はフランスが望んでいた戦後に策定された国境の承認、ドゴールが進める東側へのデタント政策を受け入れようとしなかった³³⁹。こうした対米政策、対東側政策に対する「認識ギャップ」の存在は、フランスと西独が「独自の欧州」実現に向けて共通の外交政策を採ることを妨げる大きな要因となっていた。

六四年以降、親米的なエアハルト政権によって米独関係は強化され、ドゴールが想定していた米国から距離を取った仏独協調に基づくソ連との関係改善、という戦略の遂行がますます困難な状況になっていた。そこで、ドゴールは仏独協調による「独自の欧州」を推進することを将来的な課題としつつも一旦諦め、単独でソ連との関係改善を図り、デタント政策を進めることで「独自の欧州」の実現を目指していく。つまり、ドゴールから見て「現状維持的志向」であった西独など欧州諸国の協力を十分に得られなかったために、「独自の欧州」実現に向けてのアプローチを変更したのである。このことは、ドゴールが目指

³³⁹ Soutou, “De Gaulle’s France and the Soviet Union from Conflict to Détente”p.182.

す、「独自の欧州」や「NATO改革」の実現に少なからず影響を与えた。

バランス・オブ・パワーの観点から見て、パリ単独では限定的な影響力しか持たず、「独自の欧州」を目指す政策を補強するためにも、ジュニア・パートナーとしての西独の存在が必要であったからである。また「NATO改革」についても、「三頭体制」の提案以降、ドゴールはその実現が困難であることを認めていたが、重要なパートナーと位置づけていた西独の「現状維持的志向」がより確かなものとなったことで、交渉を通じた「改革」の不可能性が決定的なものとなっていたのである。このように、フランスが西独を中心とする欧州諸国の協力を得られなかったことは、ドゴール外交の限界性の一端を表すものであったといえるであろう。

また、六〇年代前半のフランスとソ連の関係についても、必ずしも良好なものではなかった。その理由としてストゥは、ソ連による仏独協力条約への批判、ソ連のアルジェリア政策、六三年の PTBT 締結などを挙げている³⁴⁰。ソ連による仏独協力条約への批判には、仏独の核協力への警戒心が影響しており、反対にフランスは PTBT について、第一章で考察したように、米ソによる二極体制を固定化するためのある種の「共謀」と捉えていた。そして六四年一月二七日、フランスは共産中国との国交を樹立する。この動きは、米国を中心とする西側諸国にとって驚きをもって受け止められたが、バランス・オブ・パワーの観点からソ連（並びに米国）を牽制するという狙いも含まれていた。

だが他方で、六〇年代中盤においてフランスとソ連は、米国の外交政策に対して共通の懸念を持っていた。西独の核武装に繋がる恐れのある MLF 構想、中東政策、ベトナム、ラオスにおけるアジア政策などについてである。また仏ソ両国は、早期のドイツ統一に否定的であること、ドイツ問題は欧州諸国が主導して解決するべきであることなどについても共通の認識を持っていた³⁴¹。ソ連にとって、米国を除いた形で欧州諸国と交渉することは望むべきことであり、統合軍事機構離脱などによって西側の結束を乱しているようにも見えるフランスとの関係改善は大きな利益になると考えられた。単独的な同盟政策によって、欧州における米国の影響力を低下させようとするフランスと、政治・軍事的な観点から同様の目的を持つソ連の利害は多くの点で一致していたのである。さらにソ連は関係改善の過程で、フランスが東独を承認することを期待していた。このように、政治・軍事的な対立要因をはらみながらも、仏ソ両国は共通の利益に基づき、個々の政策ごとの合意から関係改善を行い得る土壌はできていたのである。

六四年一月、ジスカール・デスタン仏財務大臣はソ連を訪問する。この訪問が仏ソ関係改善の起点となった。一〇月には仏ソ貿易協定、翌六五年三月にはカラーテレビ協定が締結される³⁴²。そして六五年四月、ソ連のグロムイコ外相がパリを訪れ、一〇月にはミュルビ

³⁴⁰ *Ibid.*, p.175.

³⁴¹ *Ibid.*, p.180.

³⁴² 大島英樹「フランスの対外政策—ドゴール外交を中心として—」『国際政治』、1966、59

ル仏外相がソ連を訪問した。こうした相互訪問により仏ソ関係は徐々に好転していくのである。前述したように、六四年一〇月にフルシチョフ首相は退陣していたが、後を継いだブレジネフ書記長も平和共存路線を支持していた。

六五年四月二七日、ドゴールはラジオ・テレビ演説でヤルタ体制の変革、多極的秩序の実現に向けての決意を表した。

「我々が再び、行動の自由を持つ国家として現れることにより、ヤルタ以降二つの主導国に分割されていた世界は修正されるであろう。平和のためには別の秩序、勢力均衡が必要である³⁴³」

こうしてドゴールの単独的な同盟政策の延長線上に規定されていた、ヤルタ体制の変革への動きが加速化していくのであった。

六六年六月二〇日、ドゴール大統領はミュルビル外相を引き連れ、ソ連を訪問する。三月に統合軍事機構離脱を表明し、フランスの「行動の自由」は高まっていた。一二日間の長期にわたる訪問で注目されたのは、ドイツ問題を巡る議論であった。ドゴールはブレジネフとの首脳会談で、ドイツ統一を急がないこと、西独が戦後策定された国境を認めるべきであること、西独の核武装を阻止することなどの点で合意する。だが、東独承認問題については、ドイツ統一の前提として西側諸国が東独を承認する必要があるとするブレジネフと、それを明確に拒否するドゴールとの間で溝は埋まらなかった。ソ連側はドイツ問題について、「事実から始めるべきである」との主張を行う。フランスもドイツ統一について、「それほど熱心でもないし、急いでもない」という姿勢であったが、この時点で東独を承認することまでは考えていなかった³⁴⁴。西独への配慮を示したといえるであろう。

ドイツ統一問題と共にソ連にとって懸念されていたのが、西独の核保有という事態であった。この点について、ブレジネフから見解を求められたドゴールは以下のように語った³⁴⁵。

「西独は、我々の西独による核への野心に対する懸念をよく理解している。同盟内に核計画に関する協議委員会を設立することを主導した米国はもちろん、英国も西独の核保有を望んでいない。それ故、[西独の核保有の可能性については]差し迫った危険とはなっていない」

仏ソ首脳会談では、欧州地域の安全保障の在り方についても議論が交わされた。ブレジ

頁。

³⁴³ *DM, Tome 4, p. 358.*

³⁴⁴ *Newhouse, op. cit., p. 294.*

³⁴⁵ *DDF, 1966, Tome 2, pp. 135-136.*

ネフは会談の中で、米国を除いた東西欧州諸国によって安全保障会議を開催することを主張した。だが、ドゴールはそうした会議の早期開催に否定的な姿勢を示す³⁴⁶。この構想は、グロムイコ外相が同年春以降、提唱していたものであった。ドゴールはヨーロッパの安全保障を欧州主導で行うことを望んでおり、その点についてソ連と一致したが、ドイツの地位が関係するような会議に米国が全く関与できない状況は現実的ではないと考えていたのである。

仏ソ首脳会談では経済・科学・宇宙協力の分野で協定が締結されたが、当初予想された範囲を越える仏ソ関係の進展はなかった。これについて、フランス外交の研究者エドワード・コロズィは、「訪問の政治的成果は、あまり劇的なものではなかった」と分析している³⁴⁷。しかし、今回のドゴールの訪ソは、あくまでも彼のデタント政策のスタートに過ぎず、その具現化はドゴールの同盟政策の進展と並行して中長期的に推進されるべきものであった。次に見ていくように、ブレジネフとの一連の会談で、ドゴールは自身の構想を示していた。

六月二日に行われたブレジネフとの最初の会談において、ドゴールは欧州主導でドイツ問題を解決する必要性について語り、ソ連が「東西両ドイツ間の人的交流を容易なものにすること」を要請した。そして、「フランスは欧州という観点から情勢を進展させる」と述べ、「そのためにフランスは NATO の軍事機構から撤退した」と語った³⁴⁸。また、六月二九日に行われたブレジネフとの三回目の会談では、ドゴールは、「国際政治の状況が、二つの大国 [米国とソ連] のライバル関係に依存するという事は好ましいことではない。欧州諸国は、再び国際政治の舞台に上がる必要がある。私がモスクワを訪れたのはそうした目的のためである」と自らの望む多極的な秩序について語っている³⁴⁹。

訪ソを果たし、自身の構想を着実に遂行させていたドゴールは、六六年一〇月二八日のパリにおける記者会見で、「今日、東側諸国と我々との間で友好的な協調関係が制度化されつつあることによって、冷戦体制はばかげたものであるという認識が広がっている³⁵⁰」と述べ、冷戦の終焉に近いことを誇った。このように、ドゴールの訪ソは漸進的に国際秩序を変容させ、「独自の欧州」、およびヤルタ体制の変革を実現するための「第一歩」と見ることができたのである。

それでは、米国政府はフランスのデタント政策についてどのように考えていたのであろうか。ラスク長官は、「ドゴールは欧州のデタントをさらに推進したいと考えており、現在の NATO の体制はより好ましい東西関係を進める上で障害になっていると感じている³⁵¹」

³⁴⁶ *Ibid.*, p.135.

³⁴⁷ Kolodziej, *op.cit.*, p.360.

³⁴⁸ *DDF, 1966, Tome 2*, p.134.

³⁴⁹ *Ibid.*, p.169.

³⁵⁰ *DM, Tome 5*, p.104.

³⁵¹ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, p.399.

と述べ、ドゴールのデタント政策を、フランスの統合軍事機構離脱と関連づけて分析している。

米国政府は、フランスのデタント政策が大西洋同盟の結束を乱すことを警戒していた。だが他方で、ワシントンはソ連が外交政策において重視しているのは米国と西独であり、フランスのソ連接近による国際政治上の影響は限定的なものであると考えていた。ポーレン大使は、ドゴールの訪ソについて、「ドゴールの外交政策の誤りは、フランスがソ連にとって非常に重要な国であるとの認識に基づいていることである。ソ連はフランスではなく、米国や西独を外交上優先することに何の躊躇もないだろう³⁵²」と述べている。

こうした米国政府の認識は、勢力均衡の観点から見てフランス単独では、その影響力は限定的なものであることを示したものであった。ワシントンが懸念していたのは、あくまでフランスの行動が大西洋同盟の結束を乱すことであり、特にフランスが西独と密接な関係に基づき、米国の影響下から離れた外交政策を推進することであった。その意味で、ポーレンの発言はフランスの国際政治における現状の地位を冷徹に述べたものであり、また同時にドゴール外交の限界性を示すものでもあった。

以上、訪ソについて考察してきたが、ドゴールがソ連に対するデタント政策を推進することによって、フランスを起点とした東西関係の改善を試みた側面が理解できた。六二年のキューバ危機以降、ドゴールは米ソ冷戦体制における戦略的ポジションが、米国に優位に推移していると認識していた。そのような文脈から、勢力均衡に基づく国際政治秩序観を持つドゴールがソ連との関係改善へと動いたのは、ある意味で必然的なことであったのかも知れない。ドゴールはデタントを進めていく過程で、フランスが単独的な同盟政策によって米国から距離を取り、その他の欧州諸国にも一定の影響を与えることでワシントンへの依存を修正する、そして、米国の欧州における影響力の低下を認識したソ連が西側への脅威認識を弱め、東側衛星諸国に対する締めつけを緩める、という状況が生まれることを期待していた。これらは、米ソ両国により管理された東西両同盟体制の「相互弛緩化」を目指したものであり、その先にヤルタ体制の変革や多極体制に基づく「独自の欧州」の実現を見据えていたのである。ドゴールの訪ソは、こうした国際政治構造の変容へ向けての「第一歩」であったといえるであろう。このようにドゴールの同盟政策は、そのデタント政策と密接に関係するものであり、相互補完的なアプローチによって「大西洋からウラルまでの欧州」の実現が目指されたのであった。

それでは次に、フランスの統合軍事機構離脱後における NATO の動きについて概観したい。米国政府はフランスの離脱を受けて、NATO への影響を最小限に抑えるべく同盟の結束へ向けて積極的な動きを見せた。まず、MLF の挫折を受けて同盟内で結成されていた核計画作業グループを改編し、核防衛担当委員会 (NDAC)、核計画グループ (NPG) として

³⁵² *Ibid.*, p.405.

常設の組織にすることを決定する³⁵³。このような協議機関の改編には、こうした組織を通じて西独の核政策への関与を認め、同盟内での役割を高めさせることでその「組み込み」を確実にし、NATO の統合化を確かなものにするという狙いがあった。安全保障における「死活的な兵器」である核兵器に関する協議機関の強化は、フランス以外の加盟国に肯定的に捉えられ、同盟の一体化を促進することとなる。

フランスが公式に離脱を表明した直後の一九六六年三月一八日、フランスを除く一四カ国は NATO の結束を示すため、以下のような共同の宣言文を採択した。

「北大西洋条約およびそれに基づく機構は、双方とも我々の安全保障のために不可欠なものである。NATO は防衛と抑止の機構として、平時に歴史上の如何なる同盟にも見られなかった、統合されかつ相互依存関係にある軍事機構を保持することにより、その有効性を立証してきた。我々はこの機構が必要であり、今後も存続することを確信する。北大西洋条約とその機構は、単に共同防衛のための機構ではない。それらは加盟諸国の自由と安全を守り、国際的な平和と進歩と繁栄を促進するため、可能な時にはいつでも共同で協議し行動するためのものであり、かつ加盟国のこうした決意を示すものである³⁵⁴」

離脱後の NATO の体制は、政治的な重要課題については、フランスを含む一五カ国で構成される北大西洋理事会において討議がなされ、軍事的な重要課題については、フランスを除く一四カ国で構成される軍事委員会、防衛計画委員会（DPC）などにおいて討議が行われることになった³⁵⁵。これまで仏米両国を中心に、「同盟」と「統合軍事機構」の区別が可能であるのかという議論がなされてきたが、離脱後の状況は結果として、「区別が可能である」、というフランスの主張を正当化した形となった。先述したように、NATO の方針はコンセンサスによって決定される。ドゴールの政策は、軍事委員会などにおける「拒否権」を維持するよりも、米国主導の同盟体制から距離を取ることで政治的な対等性を確保するという、その外観を重視したものであったといえるであろう。

六七年一二月、米国はこれまでフランスに阻まれていた柔軟反応戦略を、同盟の軍事戦略として正式に採用することに成功する。柔軟反応戦略は、フランスを除く一四カ国によって採択された。また同月、デタント推進に大きな役割を担うことになる「アルメル報告」を採択する。この報告は、ベルギーの外相アルメルにより同盟国に提案されたもので、採

³⁵³ *Ibid.*, pp.523-524. フランスは柔軟反応戦略に反対であったことから、核計画作業グループに参加していなかった。

³⁵⁴ クリーヴランド、ハーラン、(鹿島平和研究所訳)『NATO』鹿島研究所出版会、1970、154-155頁；Harrison, *op.cit.*, p.145.

³⁵⁵ *FRUS, 1964-1968, Vol.13*, p.506. フランスは離脱後も、同盟の政治部門である北大西洋理事会には参加していた。他方、軍事的課題に取り組む軍事委員会、防衛計画委員会については参加を取り止めていた。

択の過程において米国から強い支持を受けていた。その主たる内容は、同盟の役割について集団防衛体制の強化と共にデタントを推進するというものであり、二つの政策は「相互補完的」な関係にあると位置づけられていた³⁵⁶。こうした方針は、東側との緊張緩和を望む多くの同盟国から賛同を得ることになる。

また「アルメル報告」は、ドゴールが進めてきたデタント政策に対する同盟維持・強化の立場からの回答という意味合いを持っていた³⁵⁷。これまで述べてきたようなフランスの積極的な動きを受けて、米国政府は、「ドゴールが未来の波のように見られる」ことを防ぐために、ワシントン主導でデタントを進めていくことの必要性を強く認識していたのである³⁵⁸。だが、「アルメル報告」とドゴールの外交政策は共にデタントを掲げていたものの、前者の方針が統合軍事機構を中心とする集団防衛体制の強化を依然として重視している点で、その内実に相違があった³⁵⁹。ドゴールの同盟への挑戦を受け、「揺らぎ」を見せた NATO は、デタントの推進という政治的な役割を付与することによって、同盟の任務を拡大させることになる。

このように大西洋同盟は、フランスの離脱後、米国主導により再結束される方向へと進むことになる。こうした状況は、米国にとって大きな利益となった。同盟内での「抵抗勢力」であるフランスと距離を取ることが可能となったことで、米国政府の望む政策をより実現し易い状況になったからである。核計画グループの常設化、戦略ドクトリンの改訂を行うことに成功したことは、米国主導の同盟体制を強化することに結びついたといえるであろう。アメリカ外交に詳しいブランドは、「フランスの撤退によって、全ての NATO の問題についても追い払うことができた」として、フランスの離脱が米国の利益に結びついたと分析している³⁶⁰。

他方、フランスは統合軍事機構離脱の結果、SHAPE など、各司令部から要員を撤退させ、連絡将校のみを駐在させることになった。そして上述したように、同盟内で軍事的課題について協議を行う軍事委員会、防衛計画委員会への参加も取り止める³⁶¹。また、フランス国内にあった NATO の二つの司令部については、SHAPE はパリ郊外からベルギーのカストー (Casteau) に移設され、中部軍司令部はパリ郊外のフォンテンブロー (Fontainebleau) からオランダのブランサム (Brunssum) に移設される。北大西洋理事会 (North Atlantic

³⁵⁶ クリーブランド、前掲書、213-214 頁。

³⁵⁷ Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.249.

³⁵⁸ Reyn, *op.cit.*, p.287.

³⁵⁹ 米国外交の研究者クリストファー・レーンは、「ドゴールのアプローチと異なり、米国の望むデタント政策は、東西関係をワシントンの強い管理下におく二極体制に基づくものであり、軍備管理など米ソ二国間の問題に焦点を当てたものであった」と分析している。Layne, Christopher, *The Peace of Illusions: American Grand Strategy from 1940 to the Present*, New York, Cornell University Press, 2006, p.99.

³⁶⁰ Brands, *op.cit.*, p.105.

³⁶¹ 国府田和夫「NATO とフランス」『国際問題』、1969、13 頁。

Council=NAC) などの NATO 本部は、ブリュッセル (Brussels) に移設されることになった³⁶²。

六七年一二月、ドゴールの側近であるアイユレ將軍は、雑誌『国防』に「全方位 (tous azimuts) 戦略」という新たな軍事戦略概念についての論文を発表した。六八年一月、この「全方位戦略」はフランスの外交・安全保障政策として公式に採用される。同戦略は、これまでのように脅威の対象をソ連として固定化するのではなく、国際政治においてはいずれの国が脅威となるか不明確であり、あらゆる侵略の可能性に対応する必要があるという認識に基づいて作成されていた。つまり米国を含む同盟国との関係も、ソ連など東側諸国との関係についても、将来的にはどのように推移するか定かでないことを強調したのである。そして、「全方位戦略」を実効的なものにするためには、抑止力としての仏核戦力のさらなる増強が必要であると主張された。「全方位戦略」は、冷戦の文脈に囚われないフランスの政治・軍事的な中立性をアピールするためのものであり、ここにドゴール外交の自立性は最高潮を迎えることになる。

以上、フランスの統合軍事機構離脱以後の同盟体制について分析をしてきたが、フランスの離脱は安全保障面において、フランスと NATO 双方にどのような影響を与えたのだろうか。前述したように、フランスと NATO の軍事的協力を巡る交渉においては、フランスによる「独自の判断」の維持という方針が重視されていた。だが、有事において「独自の判断」により参戦することは、これまでも北大西洋条約において加盟国に認められていた権利であった。また交渉の結果、駐独フランス軍は有事の際、フランスによる介入の判断を経た後ではあるが、NATO の「オペレーショナル・コントロール」に属することが決定される。これらはフランスの離脱後も引き続き、NATO とフランスは協調関係にあることを示すものであった。つまり安全保障面で、フランスの離脱が同盟体制に深刻な軍事的影響を与えることはなかったのである。

フランスの安全保障環境についてはどうであろうか。コールは、「フランスはその地政学的な位置により、引き続き西独に駐留する NATO 軍の保護を受けることができ、また同様に米国の『核の傘』の提供を受けることが可能となっている」と分析している³⁶³。前述したベーター補佐官の発言のように、「西独を守れば、フランスを守ることは避けられない」のであった。フランスは六〇年に核実験を成功させて以来、核戦力の整備を続けてきたが、米ソ両国の核戦力と比較してその規模は脆弱であり、抑止力としての信頼性は必ずしも十分なものではなかった。フランスの社会学者レイモン・アロンなどのように、フランスの核戦力は独立した抑止力としてではなく、米国の核戦力を補完するものとして意義を見出

³⁶² *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, p.488. フランスは、北大西洋理事会などについては、政治的な組織であるという理由から移設を要請していなかった。しかし、米英両国などを中心に、有事において軍事司令部と北大西洋理事会は密接に連携する必要がある、との意見が出されたことから移設が決定されていた。

³⁶³ Kohl, *op.cit.*, p.258.

すものも多かったのである。その意味で米国の「核の傘」がフランスに対しても実質的に存在し続けたことは、ドゴールがその信頼性を激しく批判したにもかかわらず、依然として有益なものであったと見ることができよう。このようにフランスおよび NATO 双方にとって、フランスの離脱による安全保障面での影響は限定的であったのである。

それでは最後に、ドゴールの同盟政策と「NATO 改革」との関係について考察していく。そして、こうした考察から、フランスの統合軍事機構離脱という単独的な行動に結びついた仏米両国における対立の背景について論じていきたい。

これまで述べてきたように五八年の仏米英「三頭体制」以降、ドゴールが具体的な「NATO 改革」の提案を同盟国に提示することはなかった。仮にフランスが何らかの提案を行ったとしても当時の状況から見て、米国や同盟諸国が受け入れる可能性は低かった。五八年から六二年にかけての核政策を巡る仏米両国間の困難な状況は、同盟国との対等な関係を望まない米国の「支配的志向」を明確なものとした。また西独などその他の欧州諸国は、米国主導の同盟体制および、そのような防衛体制に基づく対ソ関係に大卒で賛同していた。

こうしたワシントンの「支配的志向」と、米国を含む他の同盟国の「現状維持的志向」は、ドゴールが目指す「NATO 改革」に対して大きな影響を与えた。六二年以降、米国との交渉が行き詰まりを見せた後の「NATO 改革」の主張は具体性に欠けたものとなり、対等性を求める統合化への批判という概念のみがクローズ・アップされることになる。そして、「NATO 改革」の曖昧性は、仏独関係の停滞によってさらに強まっていった。米国の影響力が強く反映されている同盟体制において、交渉の不可能性と対等性の実現は両立し得ないものであり、また他の同盟国から改革への協力を得られなかったドゴールの選択は必然的に、米国主導の同盟体制から距離を取るための単独的な行動へと向かうことになった。そして、ドゴールによる「NATO 改革」の主張は、その行動を正当化させるためのレトリックとしての比重を強めていくのである。

フランスの統合軍事機構離脱はこうした文脈から遂行されたのであった。ドゴールは現状の階層化された、非対等性に基づく同盟体制に対する反対、フランスおよびフランスを中心とする欧州の自立、米国との対等性の実現など、「NATO 改革」の主張の内容については真に必要なものであると考えていた。それ故、安全保障環境、仏米関係、欧州諸国との関係、自国の国力などフランスを巡る様々な制約や条件を分析した上で、統合軍事機構離脱に象徴される単独的な政策を推進し、部分的ながら「NATO 改革」の目的を実現させたのである。このように、フランスの統合軍事機構離脱という単独的な行動に結びついた背景には、「NATO 改革」、米国主導の統合化という概念を巡る「認識ギャップ」の存在が大きく影響していたといえるのである。

(四) 小結

これまで検証してきた結果、ドゴールの同盟政策は米国主導の同盟体制に対する批判を

基点に、フランスの自立性の回復という国家レベル、「独自の欧州」の実現やヤルタ体制の変革という国際政治構造レベルの目的を念頭においていた側面がより明確になった。同時期に試みられたフランスの NATO 統合軍事機構離脱、ドゴールの訪ソは個別の独立した目的のみならず、ドゴールの体系的な外交構想において相互補完的に関連しながら遂行されていたのである。

ドゴールの外交構想は、米国の「支配的志向」、米国を含む他の同盟諸国の「現状維持的志向」に阻まれ、その目的を十分に達成することはできなかった。だが他方で、最大の目的であったフランスの自立性の回復については、一定の範囲で実現することに成功する。また、「大西洋からウラルまでの欧州」の実現を目指した「相互弛緩化」政策などの「独自の構想」は、米国を牽制すると共に独自外交の指針および自立性の構成要素となり、国際政治的な影響力を高めることに寄与した。そして、ソ連とのデタントの積極的な推進は、その後の欧州国政治秩序に少なからず影響を与えたといえる。こうしたドゴールの独自外交は、一九六六年の統合軍事機構離脱を経て、六七年に「全方位戦略」を掲げることでその頂点を迎えた。しかし、その後起こった六八年の二つの内外における歴史的事件によりドゴールの構想は後退を余儀なくされた。学生・労働者を中心に行われた反体制運動、いわゆる「五月革命」と、先述したソ連の主導するワルシャワ条約機構軍による、チェコスロバキア侵攻である。

「五月革命」は、大学の体制変革を目指す学生運動から始まり、その後この動きは労働者に波及する。労働者による大規模なストライキ、交通機関の麻痺などによる混乱は「革命前夜」を想起させた。こうした国内の不満を受けて、フランス政府は財源配分の重点をこれまでのように核戦力整備など軍事分野ではなく、社会福祉分野におくことを迫られる。「五月革命」における騒乱は、ドゴールの「カリスマ」が往年の威光を発していないことを示すことになり、その権力基盤に大きなダメージを与えた。

また八月のソ連と東欧五カ国によるチェコ侵攻は、ソ連が東側衛星国に対する「支配的志向」を緩める意志のないことを明確なものとし、ドゴールの「弛緩化」政策に手詰まり感を与えた³⁶⁴。この時期、ソ連は地中海での活動を活発化させており、西側諸国の懸念は高まっていた³⁶⁵。こうした一連の動きは、ドゴールの目指す「ヤルタ体制」の変革が未だ現実的なものではないことを示していた。もちろん、ソ連のチェコ侵攻はあくまで自身の勢力圏への介入であり、ソ連の「現状維持的志向」の「暴力的な現れ」、といえるものであった。そのため、米国のジョンソン大統領はソ連の侵攻を事実上黙認する。西側諸国の間

³⁶⁴ しかし、ドゴールはソ連のチェコ侵攻後も、フランスによるデタント政策を維持することを決定した。

³⁶⁵ Pierre, Andrew J., “Visions conflictuelles La défense, les armes nucléaires et le contrôle des armements dans les relations franco-américaines à l’époque de De Gaulle,” in Institut Charles de Gaulle, *De Gaulle en son siècle Tome 4*, p.318.

では、一時的にソ連に対する不信感が高まったが、クレムリンへの脅威認識自体を本質的に変えることにはならなかった。しかし、フランスを含む西側諸国はチェコ侵攻によって、ソ連の意図を再評価することを少なからず迫られたのである³⁶⁶。このようにドゴールの外交構想は、米国の「支配的志向」、米国を含む他の同盟諸国の「現状維持的志向」のみならず、ソ連の「支配的志向」、「現状維持的志向」にも妨げられたといえるであろう。

五八年の政権発足以来、ドゴールが批判し続けた米国主導の同盟体制に対する、加盟国との交渉を通じた「改革」への試みは「挫折」した。だが、「NATO改革」の重要な目的の一つであったフランスの自立性の回復については、統合軍事機構離脱などを通じて一定のレベルで達成したと評価することができる。次章では、ドゴールが追求したフランスの自立性についてその内実にさらに迫るため、在仏米軍基地撤去を巡る仏米関係に焦点を当てて考察する。

³⁶⁶ *Ibid.*,p.318.

第四章 在仏米軍基地撤去を巡る仏米交渉

前章で考察したように、フランスが統合軍事機構を離脱したことで、NATO は大きな衝撃を受けた。ドゴールによる単動的な行動は、NATO とフランスとの間に、離脱後の軍事協力の在り方、駐独フランス軍の法的地位、在仏米軍基地や NATO 関連施設の移設といった問題を生じさせることになる。そして、こうした同盟の問題を巡るフランスとの交渉において中心的な役割を担ったのが、主導国である米国であった。本章では、フランスの統合軍事機構離脱を巡る問題の中から、在仏米軍基地撤去に焦点を当て考察する。

米軍による駐留は、一九五〇年以降、NATO の統合軍事機構が形成、強化されていく過程の中で、フランス政府の同意に基づき進められた。これは、四八年六月のベルリン封鎖や、五〇年六月の朝鮮戦争の勃発によって、東西間の緊張が高まったことを受けての動きであった。しかし、冷戦下にあるとはいえ、自国領内における恒常的な米軍のプレゼンスは、フランス政府および国民の間に複雑な感情を醸成させることになる。

五八年六月、ドゴールはアルジェリア問題が混迷化する中、強力な指導力を期待されて政権復帰を果たした。これまで考察してきたように、ドゴールは政権の主要な外交的課題としてフランスの自立性の回復を掲げており、同盟内における指導的地位の維持、強化を目論む米国政府との間で、様々なイシューを巡り対立を繰り広げることになる。そして、前章で論じたように、六六年三月、ドゴールはフランスの統合軍事機構離脱を表明し、仏領内の米軍基地や NATO 司令部の移設を要求した。さらに三月二九日、フランス政府は、これら施設の撤去期限を翌六七年四月一日と一方的に設定し、加盟国に通告した。

米国政府は、フランス側が要求した期限について、「同盟国の安全保障を損なう恐れがある」との理由から難色を示した。しかし、実際には比較的早い段階で、ワシントンはフランス側による一方的な要求を批判しつつも、可能な限り早期に仏領内から米軍を撤退させることを決定する。本章では、仏米間の交渉過程に着目し、基地撤去を巡る両国の思惑について検証する。考察の時期としては、主にドゴールが在仏米軍基地の撤去を要請した六六年三月から、撤去の期限として設定された六七年四月までとする。

(一) 米軍基地撤去の要求と主権「回復」

本節では、まず、フランスに米軍基地や NATO 司令部などが設置されることになった経緯について概観する。一九四八年六月、ソ連によるベルリン封鎖などの動きを受けて、東西間の対立は緊張の度を増していた。四九年四月、こうした戦略環境に対応するため、米欧一ニカ国は北大西洋条約を締結した。大西洋同盟の創設である。その後、ソ連の膨大な通常戦力に対峙するため、大西洋同盟は軍事部門の機構化を積極的に進めていくことになる。五〇年、NATO 加盟国は、欧州における米軍のプレゼンスが不可欠であるとの認識に基づき、北大西洋理事会において米軍の欧州駐留を推進していくことを決定した。

冷戦下において、仏米両国政府も意欲的に協議を行い、五〇年代に入ると多くの米軍基地がフランスに設置されることになった³⁶⁷。それに伴って、当時、西独のフランクフルトにあった米国欧州軍（USEUCOM）の司令部も、パリ近郊に移設された。東西の激しい対立を受けて、「ソ連の脅威」に対抗するために、フランス政府は米軍の駐留を歓迎した³⁶⁸。こうした動きと時を同じくして、NATOの軍事関連施設もフランス領内に設置されていった。五〇年一二月には、欧州連合軍（ACE）を指揮するSHAPEがロカンクール

（Rocquencourt）に創設された。初代司令官には、後に合衆国大統領となるアイゼンハワーが就任した。また、NATO本部もパリに設置された。こうして、仏領内には北大西洋理事会、SHAPEといった政治、軍事における同盟の最重要機関が常設されることになったのである。

米軍による運用が開始される以前、これらの基地はフランス軍によって使用されるか、農業、商業用として利用されていた。また、その中には戦後未使用となっている基地もあった。個別の基地を見ていくと、五〇年から米軍による運用が開始されたシャートルーの基地は、欧州における米軍最大の空軍基地となっていた³⁶⁹。空軍基地の多くは西独との国境に近い、東側に位置することになる。陸軍の本部は、パリ近郊サンジェルマン（St. Germain-en-Laye）に、海軍の基地は、地中海のヴィルフランシュ・シュル・メール（Villefranche-sur-Mer）に設置された。また、米軍以外にもカナダの空軍基地が、メス（Metz）とマルヴィューユ（Marville）に創設された。

これら基地以外の重要施設としては、仏米二国間協定（五三年六月三〇日締結）に基づき建設された石油パイプラインが挙げられる。このパイプラインは、大西洋岸のドンジュ（Donges）港から仏独国境に程近いメスまで続いており、そこからNATOのパイプラインを通じて駐独米軍に燃料を提供していた³⁷⁰。パイプラインは米国側の費用により建設され、平時にはフランス政府の管理の下に仏企業トラピル社（TRAPIL）が運用を担い³⁷¹、有事には欧州連合軍最高司令官（SACEUR）の指揮下に入ることになっていた。

以上のように、在仏米軍基地の設置は、冷戦における東西間の対立を受けて、NATOの統合軍事機構が形成される過程で進められていった。その結果、統合軍事機構と在仏米軍基地は、米国主導の同盟体制が強化される上で象徴的な意味を持つようになり、後に政権

³⁶⁷ Harrison, *op.cit.*, p.24.

³⁶⁸ フランスに駐留する米軍の人員数のピークは五九年であった。その後、ベルリンにおける東西の緊張が高まったことを受けて、一時的に増加したもののそれ以降は減少していた。

³⁶⁹ Duke, Simon, *United States Military Forces and Installations in Europe*, Oxford, Oxford University Press, 1989, p.154. 主要な米空軍基地としては、Bordeaux-Merignac, Chambley-Bussieres, Chaumont-Somuntiers, Chateauroux-Deols, Dreux-Louvillier, Etain-Rouvres, Evreux-Fauville, Laon-Couvron, Phalsbourg-Bourscheid, Toul-Rosieres、などがあつた。

³⁷⁰ DDF, 1966, Tome 2, p.28.

³⁷¹ *Ibid.*, p.286.

に復帰するドゴールの批判は、これらフランスの主権を制約し、米国の指導的地位を構成するものに対して向かうことになるのであった。

次に、ドゴールの政権復帰以降の米軍基地を巡る仏米関係について概観する。政権発足から一年を経過した五九年の時点で、フランスには総勢六万千人の米軍人が駐留しており、その内訳は、陸軍が三万五千人、空軍が二万六千人となっていた。NATOの戦略において、在仏米軍基地はソ連の膨大な通常兵力に対抗するために、前線の戦闘を後方から支援することが想定されていた。このように仏領土は、戦略的縦深性という観点から重要性が高かったといえる。しかし、こうした在仏米軍基地とNATOとの関係も、ドゴール政権発足を受けて徐々に緊張を孕んだものとなっていくのであった。

五八年七月、親米派のイラク王制がクーデターにより崩壊したことを受けて、中東情勢は緊迫化した。革命の余波を懸念した米国はレバノンへ、英国はヨルダンへと自国の軍隊を派兵する。だが、これらの地域と歴史的関係が深いフランスに対して、両国から事前の協議が要請されることはなかった³⁷²。そして、何よりもドゴールを憤慨させたのは、NATO域外の事態であるにもかかわらず、米軍が軍事展開する際にフランス北部エブルー

(Evreux)にある米軍基地を事前の連絡なしに使用したことであった。その結果、ドゴールは自国領内の外国軍基地が、フランスの主権を著しく侵害しているとの認識を深めていくのである³⁷³。

こうした、ドゴールの基地の管理に対する問題意識は、中距離弾道ミサイル(Intermediate Range Ballistic Missile=IRBM)配備を巡る論争にも強く表されていた。五八年、米国政府は、対ソ戦略環境を優位に展開するため、仏領内にIRBMジュピターの配備を承諾するようパリに要請した。しかし、フランスはこの申し出を拒否する。ジュピターはその運用については配備された国家が行うとされていたが、核弾頭そのものに関しては米軍によって厳重に管理されることになっていた。ドゴールは核戦力について、フランスのコントロールに依るものでない限り、受け入れることはできないと考えており、それ故、米国政府の要請を拒否したのである。フランスの拒否によってジュピターは、その後イタリアとトルコに配備されることになった。

また、同じ五八年、ドゴールはローリス・ノースタッド欧州連合軍最高司令官(米国欧州軍司令官を兼務)に対して、フランスに貯蔵されている米国の核弾頭数について問い質した。その際、ノースタッドはそうした死活的な情報について明らかにすることはできない、と返答する³⁷⁴。これを受けた翌五九年、フランス政府はトゥール(Toul)、エテン(Etain)、ショーモン(Chaumont)の基地に配備されていた核搭載可能な戦闘機の撤去をワシントン

³⁷² Bozo, *op.cit.*, p.35.

³⁷³ *Ibid.*, p.36.

³⁷⁴ Johnstone, Diana and Cramer, Ben, "The Burdens and the Glory : U.S.Bases in Europe," in Joseph Gerson and Bruce Birchard (eds.) , *The Sun Never Sets : Confronting the Network of Foreign Military Bases*, Cambridge, South End Press, 1991, p.218.

に要請した³⁷⁵。その結果、米国政府は上記の戦闘機を英国や西独に移設することになる。ドゴールは、「核兵器がフランスに貯蔵される場合、これらの兵器を使用した局面における結果を考慮すると、フランスの管理下に置かれる必要がある」、と考えていた³⁷⁶。

以上ここまで、フランス政府から撤去要求がなされるまでの、米軍基地を巡る仏米関係について概観した。それでは次に、仏米間で米軍基地撤去が具体的な問題として浮上してきた、六五年以降における両国政府の動きについて検討する。

前章で述べたように、六五年五月四日、ドゴールはポーレン駐仏アメリカ大使に、現状のNATOに対する不満を述べた上で、「仏領内で我々の指揮下でない軍隊、施設についてはもはや受け入れることはできない」と語った³⁷⁷。この発言を重く受け止めたワシントンは、今後の対応について政府内で検討を始める。また九月九日、ドゴールは記者会見でNATOを念頭に「我々はあらゆる従属の枠から外れる」、「遅くとも六九年という期限までには、外国の権威によって運命づけられる『統合』という従属状態は、我々に関する限り終了することになる³⁷⁸」と述べて、フランスが同盟関係を修正するべく何らかの動きを取ることを内外に示した。

一〇月八日、ワシントンでは、国務省、国防総省、ホワイトハウス、統合参謀本部の高官が集まり、今後予測されるフランスの動きに対する米国の方針を巡って議論が交わされた。バンディ大統領補佐官は、「我々はフランスと交渉するに際して、貧弱な袋(skimpy bag)しか持ち合わせていない」として、米国政府が十分な交渉カードを持ち合わせていないことを率直に述べた。ボール国務次官もこれを認め、「彼[ドゴール]は今日、核戦争の脅威を信じていないことから、核に関する同盟を必要としていない。また通常兵力についても地政学的に見て、西独の存在によってフランスは自動的に守られていると考えている」と語った。

国防長官のマクナマラも「同盟における軍事的な側面からは交渉力はほとんどない」とバンディらの意見に同意し、「欧州での経済的な関係を手段として考えてみるのはどうだろうか」と述べた。しかし、このマクナマラの意見に対して、ボールやジョン・レディ、ベーターなど国務省の面々は、米国政府のそうした行動は「逆効果になる」、として否定的な反応を示した³⁷⁹。こうして、具体案が見つからないままこの会議では、西独などを中心に同盟国との協調を強化することでフランスの動きに対応する、といった大枠の方針が確認されるだけに留まった。このように米国政府は、フランスの将来的な動きを想定して議論を進めていた訳であるが、ドゴールの単独的な動きに対して十分な交渉力を保持していな

³⁷⁵ Bozo, *op. cit.*, p. 57.

³⁷⁶ Kulski, Wladyslaw, *De Gaulle and the World*, Syracuse, Syracuse University, 1967 p. 176.

³⁷⁷ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp. 206-207.

³⁷⁸ *DM, Tome 4*, pp. 382-384.

³⁷⁹ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp. 255-256.

いことを早くから認めていたのである。こうしたワシントンの認識は、その後の一連の交渉がフランス主導になることを暗示させるものであった。

六六年二月二日、記者会見において、ドゴールは再び NATO との関係性を修正する必要性について述べ、さらに「フランスの土地、空、海、軍隊とフランスに存在するあらゆる外国の要素がフランスのみに属する、主権の正常な状態を回復する。それは分裂ではなく必要な適応である」と主張した。こうして、フランスの動きはより明確なものとなっているのである。

三月二日、米務省から NATO 本部の米国代表部宛てに、フランスとの関係性について見解を示した文書が送付された³⁸⁰。まず、前年の仏大統領選挙におけるドゴールの勝利により、フランスに対する外交姿勢を再考するのに適した時期であると現状を位置づけた。そして、「彼[ドゴール]は NATO や欧州統合、南ベトナムの自由を維持するための努力といった米国の基本的な方針に反対している。ドゴールの個人的見解が変わることはないだろう。これらの批判は、フランスの重要性と偉大さという彼の救世主的な信念に基づいており、論理的な主張を受け入れることはない。ドゴールを宥める試みは成功することはないだろうし、恐らく彼の要求をさらに高めることを助けることになる」と分析している。

それ故、米国政府がドゴールの方針との間で調整を図ることは、「米国の主要な目的を放棄するか、修正することになる」であろうから、「彼の立場に関わりなく適切な政策を探るべきである」と強調した。また大統領選挙で当選したが、「ドゴールによる政策の多くは必ずしも多数の支持を受けていない」として、「我々はドゴール指導下のフランスは一時的なものであり、より国内世論に受け入れられ、より NATO や欧州統合、米国に好意的な政権に受け継がれる可能性を想定するべきである」との見解を示している³⁸¹。そして、「ドゴールの意向にもかかわらず、我々の取るべき道を断固として進みつつも、ドゴール本人や政府高官も含めて、フランス側に対して丁寧かつ友好的に接する必要がある」として、非難や報復をすることは避けるべきであると述べた。なぜならそうした行動は、「ドゴールを怒らすことになり、交渉はより困難になる。その結果、フランスの世論も彼の側に立ち、米国に対峙する可能性がある」ので、「有効ではない」としている。

また、「ドゴールがフランスから米軍基地を撤去するよう強く主張した場合は、我々は礼節を持って応じるべきである」として、「ドゴールを思い留まらせ、幾らかの譲歩を得ようと試みることは賢明ではない」と述べている。そして、「仮にフランスが NATO のあらゆる役割から離れる決断をした場合、二国間協定にそれを代替させるべきではない。そのような協定は将来的にフランスが戻ってくることを困難にし、さらには NATO の機構全体を損なう恐れがあるからである」と分析している。後述するように、その後、実際に行われた

³⁸⁰ 同文書は、欧州問題担当国務次官補のレディによって作成された。 *Ibid.*, pp.319-321.

³⁸¹ 六五年一二月一四日、ドゴールは大統領に再選したが、この選挙では対立候補のミッテランが善戦していた。

米国政府の対仏交渉姿勢は、ほぼ同文書の内容に沿ったものとなった。上記の分析は、これまでの経緯を経て、米国政府がドゴールに対してどのような認識を持っていたのかを理解する上で非常に興味深いものであるといえよう。

三月七日、ドゴールはジョンソン米大統領宛に親書を送り、公式に統合軍事機構から離脱するとの通告を行った。同文書では、フランスおよび欧州を巡る戦略環境が北大西洋条約締結時と比べて大きく変化したことを受け、「同盟の軍事的要素の恒常的なプレゼンスや、日常的な領空使用によって我々の主権は現在侵害されている。この主権に対する影響力を統合への参加を取り止めることに加えて、今後 NATO の指揮下に我々の軍隊を配置しないことで回復させる³⁸²」と述べられるなど、ドゴールの強い意思が示されていた³⁸³。

三月一日、フランス側から米国政府に対して、統合軍事機構離脱に関する覚書が手交される³⁸⁴。同文書では、統合軍事機構に対する批判が展開され、さらに、「多国間の問題だけが仏米両国の問題ではない」として、以下の五つの二国間協定を提示した。

- 1 軍事兵站施設 (Depots of Deols-La Martineries) ³⁸⁵
- 2 フランスの航空基地に配置された米軍とその設備³⁸⁶
(The placing at the disposition of American forces of certain airfields and installations in France)
- 3 コミュニケーション・ライン (Line of Communications) ³⁸⁷
- 4 サンジェルマンの米軍本部 (American Headquarters at St.Germain) ³⁸⁸
- 5 パイプライン (Pipeline) ³⁸⁹

そして、「これらの協定は現状に適応できていないことから、フランスが完全な主権の行使を回復するような方針を取る。つまり、今後フランス以外の権威の下で外国の軍隊、施設、基地を受け入れることはない」と述べた上で、この問題について米国政府と協議する意向を示した。

³⁸² *DDF, 1966, Tome 1, pp. 381-382.*

³⁸³ 六六年の時点でフランスには三〇の米軍基地があり、その内訳は、空軍基地が九カ所、陸軍基地が二〇カ所、海軍基地が一カ所というものであった。Harrison, *op.cit.*, p.148. また駐留する米軍の人員は二万六千人であり、その家族が三万七千人いた。五九年の六万千人から米軍の人員は半分以下になっているが、これは駐留経費問題やベトナム戦争に対応するために兵力が削減された結果であった。

³⁸⁴ *DDF, 1966, Tome 1, pp. 431-433.*

³⁸⁵ 一九五一年二月二七日締結。 *FRUS, 1964-1968, Vol. 12, p. 118.*

³⁸⁶ 一九五二年一〇月四日締結

³⁸⁷ 一九五八年一月八日締結

³⁸⁸ 一九五三年六月一七日締結

³⁸⁹ 一九五三年六月三〇日締結

三月二二日、ジョンソンはドゴールの親書（三月七日）に返答する³⁹⁰。前章でも述べたように、「同盟国の軍隊がフランスの領土を侵害している」というドゴールの見解に対して困惑する心情を語ると共に、フランスの単独的な動きを批判した。ただその一方で、フランスが統合軍事機構など同盟の主要な任務に復帰することを「古い友人および同盟国として待っている」と述べるなど、これ以上の関係悪化は望んでいないことを慎重に示した。同じ二二日、ジョンソンは、後にフランスの外相を務めるモーリス・シューマンと会談を行い、その中で、「フランスが戻ってくることを望んでいる。私は現在の状況を怒りではなく、悲しみを持って見守っている」と自身の思いを語っている³⁹¹。

フランス外務省は、米国政府が比較的穏当な反応を示している背景について、ジョンソン大統領の影響が大きいのではないかと分析していた³⁹²。というのも、ポール国務次官や、ジョンソン政権にアドバイザーとして関わっていたアチソン元国務長官が新聞紙上などで、フランスに対して厳しく迫るべきとの強硬な姿勢を見せていたからである³⁹³。国務省の一部は、フランスの一方的な行動は北大西洋条約の精神に反するものであると考えており、フランスに対する防衛コミットメントを撤回するといった強い対応を取ることを望んでいた³⁹⁴。またラスク国務長官もポールらほど激しいものではなかったが、ジョンソン大統領に対して、「ドゴールの軽率な行動が、欧州における平和を危険に晒している」という、米国側の認識をより率直に表明することを求めていたのである³⁹⁵。

フランス外務省は、ジョンソンが「正確には、どのように考えているのか定かではない」としながらも、彼の政治スタイルを「極めて現実的な」ものであると捉えていた。また、現状におけるジョンソンの外交的関心は第一義的にベトナム戦争にあるとして、フランスの離脱については、「苛立ちを感じつつも、激しい熱情なしに受け止めたようだ」と分析している³⁹⁶。他方で、ドゴールのジョンソンに対する評価は厳しいものであった。彼はジョンソンを「世論に囚われた平庸な大統領」と見做していたおり、例えば、西独のアデナウアー前首相との会談では、「ジョンソンは西欧を導いていくために必要な構想を持っていな

³⁹⁰ *DDF, 1966, Tome 1, pp. 490–493* ; *FRUS, 1964–1968, Vol. 13, pp. 342–344*.

³⁹¹ *FRUS, 1964–1968, Vol. 13, p. 349*.

³⁹² *DDF, 1966, Tome 1, p. 494*.

³⁹³ ローレンス・カプランは、仮にポールの主張が米国政府の方針として採用された場合、フランスとの間で激しい法的論争が起こると共に、NATOの早期警戒システムにフランスがアクセスする権利を拒否するなどの対応が取られたであろう、と分析している。

Kaplan, Lawrence, *NATO Divided, NATO United: The Evolution of an Alliance*, Westport, Praeger, 2004, p. 33.

³⁹⁴ 防衛コミットメントの撤回とは、即ち、北大西洋条約第五条をフランスには適応しないということであり、極めて強い対抗措置であったといえる。しかし、ジョンソン大統領はフランスに対して一貫して穏当な対応を採ったため、このような強硬な措置が実際の米国政府の政策として反映されることはなかった。

³⁹⁵ Brands, *op. cit.*, p. 106.

³⁹⁶ *DDF, 1966, Tome 1, pp. 485–486*.

い。欧州は自身の考えを持たなくてはならない。欧州がこのような偶然の出来事で就任した（ケネディの死去に伴い副大統領から昇格した）大統領や国家に依存することは許容できない」といった、辛辣な評価を披露している³⁹⁷。

三月二十九日、フランス外務省より米国など同盟国へ送付された文書では、前章でも述べたように、駐独フランス軍を七月一日までに NATO の指揮下から離脱させること、NATO の各司令部、防衛大学からフランスの要員を七月一日までに引き揚げること、NATO 司令部を六七年四月一日までにフランスから移設させること、米軍など駐仏外国軍を六七年四月一日までに撤去すること³⁹⁸、といった要求がなされていた。

それでは以上の考察を踏まえて、なぜフランス政府は在仏米軍基地撤去を一方的に要求するといった行動を取り、またそれが可能になったのか、その目的や条件についてドゴールの認識、当時の戦略環境に基づき、特にフランス側の視点から検証する。

第一に、フランスの主権の「回復」という目的があった。ドゴールは仏領土内にある外国軍基地や NATO の軍事関連施設が、フランスの主権を「侵害」していると考えていた。フランスの「偉大さ」を実現することを主要な外交的課題としていたドゴールにとって、自国の管理が必ずしも十分に及ばない在仏米軍基地の存在は極めて重大な問題であり、外国軍基地撤去を実現することで、彼が考える「主権の正常の状態を回復」させたのである。こうしたドゴールの主権に対する姿勢は、米国の統合化政策への批判と密接に関係していた。先述したように、NATO の統合軍事機構が形成される過程と、在仏米軍基地の設置は並行的に進められたのであり、これらは共に米国主導の同盟体制を強化するという側面を持っていた。現状の同盟体制を批判していたドゴールにとって、在仏米軍基地の存在は、統合軍事機構と同様に許容できるものではなかったのである³⁹⁹。

第二に、「巻き込まれの恐れ」という認識である。六六年二月二一日の記者会見でドゴールは、以下のように述べている。

「欧州が原因となる世界規模の戦争が生じる可能性は一掃されたのに対して、他の地域、例えば朝鮮やキューバ、現在ではベトナムなどで米国が関与する紛争が、いわゆるエスカレーションによって全面的な動乱に拡大するリスクがある。その場合に、欧州は米国主導による NATO の戦略を取っていることから、自らが望まない戦闘に自動的に巻き込まれる恐れがある。仏領内において、米軍の指揮下にある通信手段、軍隊、航空基地、港湾施設が存在し続ければ、フランスにも同様の事態が起こるだろう⁴⁰⁰」

³⁹⁷ Schwartz, Thomas, *Lyndon Johnson and Europe: in the shadow of Vietnam*, Cambridge, Harvard University Press, 2003, p.94.

³⁹⁸ *DDF, 1966, Tome 1*, pp.548-550.

³⁹⁹ ボールは欧州統合の実現、NATO の強化という観点から、ドゴールの考える主権概念を「時代遅れ」のものと捉えていた。 *Ibid.*, p.585.

⁴⁰⁰ *DM, Tome 5*, p.18.

欧州有事において、ドゴールはその成因によっては東西間で中立を保つ可能性を模索していた。前章で述べたように、ドゴールはジョンソン宛の文書の中で、「我々は同盟国が挑発なしに攻撃された場合には共同防衛に参加する」といった、参戦の条件について述べている⁴⁰¹。このように NATO や米軍基地が仏領内にあることは、フランス政府の「独自の判断」が及ばない形で紛争に「巻き込まれる」可能性を孕むものであり、容認することはできなかつたのである。

第三に、勢力均衡としての観点からの行動である。伝統的な勢力均衡概念によって国際政治を理解していたドゴールは⁴⁰²、特に六二年のキューバ危機以降において、二大超大国の軍事バランスが米国優位で推移しているとの認識を深めていた。そのため、米軍基地撤去の要求には、勢力均衡の観点から優位にあると認識された米国との関係を一定の範囲で調整する、あるいは調整することが可能であるというドゴールの認識が背景としてあったと見ることができるのである。

第四に、「ソ連の脅威」の低下という認識である。これまで見てきたように、ドゴールは「ソ連の脅威」が消滅したと考えていた訳ではなかつたが、ソ連国内の経済状況、中ソ対立などによって西側への圧力は相対的に低下するであろうと理解していた⁴⁰³。こうした同盟の存在根拠であった脅威対象に対する認識の変化は、ドゴールによる同盟から距離を取る動きに大きな影響を与えたと考えられる。

第五に、フランスの地政学的な条件が挙げられる。統合軍事機構離脱を受けて、米国政府の一部からフランスに対する防衛コミットメントを撤回するべきとの意見が出された際、ベーター大統領副補佐官は「西独をロシアから守れば、フランスを守ることを避けることはできない」と述べている⁴⁰⁴。こうした条件と、六四年以降に実戦配備された核戦力の組み合わせが、ドゴール外交において大きな役割を担った⁴⁰⁵。即ち、地政学的な条件によつ

⁴⁰¹ *DDF, 1966, Tome 1, pp. 381-382*. これに関連して、ドゴールは、「介入するかしないか、状況次第で態度を保留するだろう。たとえばもしハンブルグがロシアに占領され、米国が干渉するとしても、ロシアの介入がドイツの挑発によるものと判断したら、我々は必ずしも同じように干渉しないだろう」と述べている。ルーセル、前掲書、274-275頁。またアチソンは、フランス側の「挑発なしに攻撃された場合」という条件について、「つかみどころのないフレーズである。なぜなら、攻撃は通常何らかの言い争いの結果生じるものであり、誰が誰を挑発したのかということは誰も分からないからである」と述べている。

Reyn, *op. cit.*, p. 270.

⁴⁰² 例えば、六〇年五月三日の演説では、「世界が平和を認めるのは、均衡が成り立っている時のみである」と述べている。DM, *Tome 3, p. 221*.

⁴⁰³ *DDF, 1966, Tome 1, p. 444*.

⁴⁰⁴ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13, p. 327*.

⁴⁰⁵ アロンは、「ミラージュIV型戦闘機という第一世代の戦略核戦力は、地上においても空中においても脆弱であり、米国による核の傘の穴埋めができると信じることはできなかつた。私はドゴール将軍が、戦後に米国が得た特権を取り上げ、保護者に従属しているとい

てフランスは米国の「核の傘」に実質的に守られているという現実と、独自核保有に基づきフランスは自力で脅威を抑止しているといった外観を形成することによって、同盟関係を維持しつつ基地という負担を拒否することを実現させた、と見ることができるのである。

(二) 仏米交渉の展開と自立の論理

一九六六年四月一二日、米国政府はフランスを除く NATO 加盟一四カ国との議論を経て、フランス側へ覚書を送付する。この覚書は、三月二九日にフランスから同盟国に対して送られた文書への返答であった。冒頭で、フランスが他の加盟国と協議を経ず、「NATO 改革」に関する提案をしないまま、単独的に統合軍事機構を離脱したことについて批判した。そして、在仏米軍基地の一方的な撤去要求、および六七年四月一日までの撤去期限の設定についても、「そのような早急な行動は、加盟国の安全保障を危険に晒すものである」として、「同意できない」と述べる。また、フランス政府が破棄することを要請している、米軍基地に関する協定を含めた仏米二国間協定の取り扱いについては、その協議に一年、協定の効力が無効になるまでさらに一年、合計二年の期間が必要になると主張した。最後に、「現存する協定の破棄と拒絶という行動には、財政的な問題や費用負担の責任に関する協議の必要性が伴うことを、フランス政府は留意しなくてはならない」と締め括られていた⁴⁰⁶。

四月一七日、ワシントンでシャルル・ルセ駐米フランス大使は、ラスク国務長官と会談する。ラスクは、「米国政府は我々の駐留を望まない国に留まるつもりは全くないし、大統領も可能な限り早期に撤退を開始する方針に同意している」とフランス側に告げた。その一方で、フランスが一方的に要求した撤去期限については、「あまりにも短いものであり、修正するべきである」と再考を促した。しかし、ルセはフランス側の基本的な原則を譲る姿勢を見せることはなく、ラスクの要請に同意することはなかった⁴⁰⁷。このように米国政府は、「可能な限り早期に撤退を開始する」ことについては受け入れるが、フランス政府の一方的な手法に関しては問題がある、と考えていたのである。

四月二日、ジョンソンはホワイトハウスの会議において、ラスク国務長官やマクナマラ国防長官、アチソン元国務長官、ボール国務次官など出席者に対して NATO の結束を進展させることに結実するような方策を考案するよう求めた。そして、西側陣営に関する軍事および非軍事的計画と、東欧諸国やソ連に対する建設的な政治的、外交的、経済的なイニシアチブについて検討する必要があることを強調した⁴⁰⁸。

また五月四日、ジョンソンは、ラスクとマクナマラに対して、「フランスの姿勢に対して

う外観を取り除くことでフランスの自立性を誇示しつつ、他方でソ連とフランスの国境の間にあるドイツおよび米国のプレゼンスによって安全保障を維持しようとしていたのではないかと考える」と分析している。Aron, Raymond, *Mémoires*, Paris, Julliard, 1983, p. 437.

⁴⁰⁶ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp. 360-363.

⁴⁰⁷ *DDF, 1966, Tome 1*, p. 646.

⁴⁰⁸ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp. 374-375.

論争しても、我々や同盟国に利益はない。我々のやるべきことは、迅速かつ不必要な経済的負担を掛けず、効果的にフランス抜きで NATO を再構築することである。そのために、我々は長い期間を要する西欧の統合に向けて可能な限り支援し、大西洋地域の国々と密接な関係を続けると共に、東西関係における緊張緩和の可能性を促進するような提案を綿密に考えるべきである」と米国の方針に関する指示を出した。そして、「我々の NATO における問題は、建設的な方向に焦点を当てるべきである」として、対立ではなく協調の側面を重視するよう求めた⁴⁰⁹。このように、ジョンソンは NATO の結束を重視すると共に、その目的のためにもソ連との関係改善を進めていく必要性を強く認識していた。こうしたジョンソンの姿勢は、前章で述べた「アルメル報告」などに見られるように、NATO がデタント政策を重要な政治的課題として位置づける上で、大きな影響を与えることになる。

五月七日、ルセ大使はミュルビル外相宛てに文書を送付する。その中で、ジョンソン大統領のフランスに対する方針が明らかになってきたとして、「彼は極端な言動を避け、穏やかな姿勢でこの問題に対処することを望んでいる」との分析を示した。その根拠として、「五月五日にホワイトハウスで、欧州地域担当の大使たちを前にして、フランスとの間で生じた問題について、友好的な精神を持って解決したいとの意向を明示した」ことを挙げている。だが他方で、ジョンソンが「大西洋同盟における政治的、軍事的な統合化に対する信頼を改めて語った」として、米国政府がフランスの同盟政策を認めたことを意味するものではないことも併せて指摘している⁴¹⁰。

五月、ワシントンではアチソン元国務長官の主導によって、『NATO の危機におけるフランス政府との交渉に向けて』という表題の文書が作成された⁴¹¹。まず在仏米軍基地については、「米国政府は安全保障を侵害しない形で、可能な限り早急に軍隊や設備を仏領土から撤去することについては受け入れている。撤退について交渉する必要はない」としている。これはフランスが一方向的に要求した撤去期限や、有事の際に仏領内施設を再使用する可能性について協議する必要性はあるものの、撤退自体に関しては決定事項であるとするものであった。

フランスの領空通過については、「我々や同盟国にとって、極めて本質的な重要性がある」として、仮に領空通過が認められない場合、「北欧から地中海地域間において、長くかつ無用のルート」を取らなくてはならないと、その問題点を指摘している。そして、領空通過を継続するにあたっては、NATO の早期警戒システム (Nato Air Defence Ground Environment=NADGE) が対仏交渉カードになると述べ、その理由として、フランスが保有する核戦力の信頼性を維持するためには、同システムから情報を得なくてはならないことを挙げている。また石油パイプラインに関しては、フランス側がパイプラインの停止を

⁴⁰⁹ *Ibid.*, pp.376-377.

⁴¹⁰ *DDF*, 1966, Tome 1, p.796.

⁴¹¹ *FRUS*, 1964-1968, Vol. 13, pp.378-382.

強く主張することはないだろうとの見通しを簡潔に述べている。米国政府がこのような予測を示した根拠としては、パイプラインが平時において、フランスの民間会社によって運営、管理されていることなどが考えられる。

そして、有事における仏領内施設の再使用については、「フランスが戦争状態ではない場合でも、欧州地域で米国が戦争状態となる可能性があることを自覚しなくてはならない。こうした条件がどれだけ断固としたもので、どのような意味を持つのか綿密に検討する必要がある」との認識を示した。そして、その上で困難ではあるが交渉する意義はあると述べている。

五月一八日、ウォルト・ロストウ大統領補佐官とベーター同副補佐官は、現状の対仏外交における問題点について整理した文書をジョンソンに提出する。その中でまず、「大統領の早い段階での関与が求められる」と述べ、「大統領の側近の一部、特にアチソンやボールが新聞記事によると少し[フランスに対して]好戦的になっており、大統領の考えとは異なっている」ことを、その理由として挙げた。そして、彼らが望んでいる外交方針は、「我々にとって好ましくなく、欧州諸国、特に西独を不安な状態に晒す」恐れがあることから、大統領の明確な指示によって、政府一体となって慎重に交渉するよう導くべきであると述べた。これらロストウらの助言は、ジョンソンに対して大枠レベルだけではなく、個別のイシューについて早期に具体的な指示をするよう求めたものであった。こうした懸念はあったが、ジョンソンはその後ボールなど国務省強硬派の意見を聞き入れることなく、終始一貫して穏当な対応を維持することになる。

また、ドゴールについて同文書では、「実際にどのような動きを取るか我々は分からない」としながらも、「明らかに行動の自由を最大化することを望んでいる」と分析している。そしてドゴールの外交目標について、フランスの「中立的ポジション」および、「NATOの弱体化」という二つの可能性を示した。彼らの想定する「中立的ポジション」とは、「駐独フランス軍の撤退、米国や加盟国との特別な協定のない形でのフランスの同盟からの離脱」という可能性であり、「NATOの弱体化」とは、「駐独フランス軍の維持、領空通過の許可、早期警戒システムと防衛計画グループに留まる、北大西洋理事会がパリに残る」といったものであった⁴¹²。そして最後に、米国政府はフランス側に何か請うような姿勢で交渉に臨んではならず、速やかに人員や施設の移動を進めるべきであることを強調した。離脱を受けて、駐独フランス軍が維持されたことや、一定の範囲で協定が締結されたことから見ても、最終的にフランスの行動は、上記の「NATOの弱体化」に近い結果となったといえるだろう。

五月二七日、ラスクはワシントンで、ルセ大使と会談する。その中でラスクは、五つの仏米二国間協定に関するフランス側の意向を明確にするよう、文書を提示して返答を求め

⁴¹² *Ibid.*, pp384–390.

た⁴¹³。冒頭で、「フランスが望むのであれば、同盟の安全保障を損なわない形で、可能な限り早急に仏領土から撤退する」という米国政府の方針を改めて示した上で、個別の問題に入った。まず、サンジェルマンの米軍本部に関する協定について、同本部を移設する用意があることを告げる。石油パイプラインの協定については、西独に駐留する米軍に対して仏領土を経由する形で石油を供給することに反対なのか、あるいは現状の形式に反対なのか、フランス側の立場を明確にするよう要請した。また、軍事施設と基地に関する協定については、フランスがこれらの協定を廃棄して、すべての施設を撤去することを望んでいるのか、NATO加盟国が攻撃を受けて勃発した戦争においてフランスが参戦しない場合に、上記の施設の再使用は認められないのかといった米国側の疑問点を挙げた。そして、コミュニケーション・ラインに関する協定を含めて、米国政府はフランスが提示したすべての問題について協議する用意がある、と締め括った⁴¹⁴。

上記の会談と同じ二七日、国務省から駐仏アメリカ大使館宛てに、フランスとの交渉に関する文書が送られた。その中でラスクは、フランス側が批判する外国軍基地と主権との関係について、「明白にしておきたいのは、仏領土、領空における主権がこれまで問題とされたことはなかったということである。実際には、現在も過去においても、仏領土に対する攻撃からフランスの主権を守る保障をしてきた」と述べ、そしてそれらは、「フランス側の許可と明白な招請によって設置された」とその経緯を改めて強調した。最後に、「我々はフランスが望むなら、同盟の安全保障を侵害しない形で、すぐにでもフランスから撤退することを喜んで表明する」との意向を繰り返した⁴¹⁵。

六月二日、エリゼ宮（大統領府）において、今後の同盟政策に関する協議がフランス政府の中で行われた。会議の中でドゴールは、「仏領内における、いかなる[米軍の]兵站施設も容認することはできない。それらは突発的な問題と呼び込むことになる。その中でも特にシャートルーの施設を維持することを禁じなくてはならない」と語った。先述したようにシャートルーの空軍基地は、欧州最大の米軍兵站施設となっていた⁴¹⁶。

またこの会議では、石油パイプラインに関して重要な発言がなされた。ミュルビル外相は石油パイプラインについて、大部分がフランスの民間企業によって管理されていることから、「止めてしまう理由はない」と述べ、「我々が望む時に中断することができる」よう

⁴¹³ *DDF, 1966, Tome 1, pp. 922–925.*

⁴¹⁴ コミュニケーション・ラインとは、フランスにある米国欧州軍司令部などの施設と、欧州各国にある米軍司令部、軍事関連施設との間を無線や有線通信によって結ぶネットワークのことであった。そのため、米国の軍事関連施設の移設が決定される中、仏領内の軍事施設が再使用できない限り、コミュニケーション・ラインに関する協定の重要性は必ずしも高いものではなかった。Hunt, *op. cit.*, p. 16.

⁴¹⁵ *FRUS, 1964–1968, Vol. 12, p. 117.*

⁴¹⁶ *DDF, 1966, Tome 2, p. 29.*

に修正することが望ましい、との交渉方針を示した⁴¹⁷。こうした議論に見られるように、三月十一日の段階で、フランスは米国との二国間協定を問題として提示したが、政府の方針はその時点で必ずしも明確に決められていたのではなく、「フランスの主権の行使を回復する」という目的に基づき、米国政府との交渉過程の中で具体化していったと見ることができる。

六月六日、ルセ大使はワシントンで、ポール國務次官と会談する。ルセは、米国政府が主張する米軍基地の撤退には二年を要するという見解について、改めて「許容できない」と述べるなど、フランス政府の方針が揺るぎないことを示した⁴¹⁸。これに対してポールは、フランスの対応を残念に思うと述べた上で、「我々は教条的な立場を採ることはない」が、「本質的な問題は一方的な協定の破棄という行為を認めることはできない、ということである」と米国政府の従来の見解を繰り返した⁴¹⁹。

これまで見てきたように、米国政府はフランスとの間で締結した二国間協定について、一国の一方的な通達によって破棄することはできないという立場であった。だが、フランス側の法解釈は、これまで統合軍事機構に参加していたことで使用許可を与えてきたが、離脱することによってそれに関わるあらゆる協定も効力を失う、とするものであった⁴²⁰。またフランス政府は、二年を必要とするという米国側の見解について、実際には「撤去を遅らせる単なる駆け引きである」と認識していた⁴²¹。

会談の中でルセは、「フランス政府は現在も、六七年四月以降においても、パイプラインを切断することはない」として、米軍がパイプラインを継続使用することに同意する姿勢を見せた。また米国政府が求めている撤去後のその他施設の再使用について、ルセは、「港湾施設や輸送施設、倉庫や航空基地など、有事において米国が必要とする施設について」議論する用意がある、と語った。こうしたルセの発言からも、この段階で、フランス政府の方針は依然として十分に固まっていなかったと見ることができる。

六月八日、フランス外務省は、石油パイプライン協定に関する交渉方針の検討を行った。そして、その際に問題とされたのが協定の第四項であった。第四項では、有事において、パイプラインが SHAPE の指揮下に入った後には、「[仏米]両国政府は SHAPE に干渉できない」と規定されていた。同外務省はこの項目について、「削除、修正しなくてはならない」との結論に至り、自国による管理を強化する方針を改めて確認した⁴²²。

⁴¹⁷ 六月四日、ミュルビルはルセ大使に対して、「石油パイプラインについて、六七年四月の米軍撤退後にも機能し続けることができるような、新しい条件を設定しなくてはならない」との指示を出している。 *Ibid.*, p.31.

⁴¹⁸ *FRUS, 1964-1968, Vol. 12, p.120.*

⁴¹⁹ *DDF, 1966, Tome 2, p.38.*

⁴²⁰ Harrison, *op.cit.*, p.148.

⁴²¹ *DDF, 1966, Tome 2, p.28.*

⁴²² *Ibid.*, pp.50-51. 六月七、八日、NATO の北大西洋理事会がブリュッセルで開かれた。この会議で、ベネルクス三カ国が SHAPE の新たな受け入れ地域となることが決定された。

六月二七日、ポール次官はポーレン駐仏アメリカ大使に対して、仏領内における軍事施設の再使用に関する見解を示した文書を送付する⁴²³。その中で、「NATOが有事の際に、信頼でき、かつ時期に適った施設の再使用についてフランスが同意することになれば、有効性の低下や財政的損失を限定的なものにすることができる」と述べ、施設の再使用を可能とする協定の締結を米国の最優先課題として挙げた。そして、再使用の権利は「NATOのあらゆる有事に適用されるべきである」として、有事になった段階で、「新たに施設を建設するといったような権利では価値はない」との認識を示した。

だが他方で、米国政府はこれまでのフランスとの交渉から、こうした目的の実現が困難であることを十分に理解していた。そのためポールの文書では、フランス政府の予想される交渉姿勢として、「いかなる貯蔵倉庫の使用も許可されない」、「[米仏]両国が同盟に基づき参戦した場合に再使用の権利は限定される」、「再使用の権利は、緊急事態においてフランス政府の判断に依存する」といった可能性が同時に想定されていた。

七月一四日、ルセ大使はワシントンで、ジョンソン大統領と会談する。その中で、ジョンソンは在仏米軍の撤去について、「フランスが要求した期限までに完了することができるであろう」と述べ、「マクナマラが私に可能であると語った」ことをその理由として挙げた⁴²⁴。会談の最後には、「現状の冷淡な状況は普通ではない」ことから、「仏米関係の改善を望む」と自身の率直な胸の内を語った⁴²⁵。ルセはこの会談について、「フランス政府、特に共和国大統領に対して、何ら不愉快な発言がなされなかった」とミュルビル宛ての文書で報告している。この点からも、ジョンソンがフランス側に対して慎重に接していたことを窺うことができる。

七月一八日、ミュルビル外相はパリで、ポーレン大使と会談する。ポーレンは、有事において米国が再使用を望む空軍基地のリストを提示し、それらを受け入れる条件についてフランス政府の見解を求めた。これに対してミュルビルは、「いずれにしても、米軍が有事の際、つまり危機においてすぐに、フランスが参戦する以前に基地を使用するといった可能性は排除されるであろう」と返答した。ただその一方で、今後の交渉で協議を継続することについては同意した⁴²⁶。

七月二五日、パリでドゴールはルセ大使に対して、「米国政府は、我々が設定した期限を尊重するだろう。今後はパイプラインや航空施設、港湾施設について議論がなされること

Hunt, *op.cit.*, p.5. そして、移設に伴い、SHAPE を中心とする現在の統合軍事機構の指揮統制を簡素化する必要があるとの方針が示された。また、NATO 防衛大学がイタリアに設置されることも決定された。

⁴²³ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.422-425.

⁴²⁴ 翌八月になり、在仏米軍の撤退が偵察飛行部隊の移設より開始された。

Harrison, *op.cit.*, p.148.

⁴²⁵ *DDF, 1966, Tome 2*, pp.299-300.

⁴²⁶ *Ibid.*, pp.347-349.

になる。しかし、フランスの地に軍事であれ民間であれ、如何なる米国の倉庫やストックも認められない」と述べた。そして、「ワシントン[北大西洋]条約第五条の枠内で、つまり、我々から見てそれらが適切な戦争であると判断された場合以外は、欧州における戦争の際に、フランスが自動的に参戦させられることなど問題にならない」と強い口調で語った⁴²⁷。

九月一〇日、フランス外務省にポーレン大使を迎えたミュルビル外相は、石油パイプラインについて、フランスが参戦しない場合にはこれらの使用は許可されないことを通告する。その理由を、「中立という立場と矛盾するからである」と説明した⁴²⁸。さらにミュルビルは、有事に関する一切の記述を協定から削除することを求めた。これに対してポーレンは、有事には SHAPE の指揮下に入るといったこれまでの協定の内容について説明した後、「新たな協定の作成において、有事に関する記述は除外するべきであるとの[フランス側の]提案をワシントンに打電する」と語った。

一〇月五日、ワシントンで、ラスクとミュルビルによる仏米外相会談が行われる。ミュルビルが、「欧州において戦争は起こらないだろう」との情勢認識を示したのに対して、ラスクは「仮に NATO の結束が乱れたらソ連の誤った判断を誘発することになり、新たな危機を引き起こすことになるであろう」と返答した。さらに、「撤退について強制的に設定された六七年四月一日という期限について、我々は決して受け入れないことを明確にすることを望む」との意向を示す一方で、「可能な限り早急にフランスから撤退する」と従来の方針を語った。そして、仏領内における施設の再使用について、「有事が起きてから調整を行うのでは遅すぎる」として、フランスの方針に対する不満を述べた。だが、これに対してミュルビルは、「事前に有事の調整を行うことを望まない」と端的に語った。ミュルビルの発言は、フランス政府の意向をはっきりと示したものであった⁴²⁹。この段階で、仏領内における撤去後の施設について事前に再使用に関する具体的な取り決めを行わない、というフランス政府の方針が明確なものとなっていたのである。

上記の会談で見られたようにラスクの交渉姿勢は、一方的に設定された期限、およびそうしたフランスの手法を承認することはないが、「可能な限り早急に撤退する」というものであった。だが、ジョンソン大統領はすでに「フランスが要求した期限までに[撤退を]完了することができるであろう」と述べていた。このように、同じ「可能な限り速やかに撤退する」という方針においても、ジョンソンとラスクとの間で、フランスに対する姿勢が異なっていた点をはっきりと見て取れる。ラスクはジョンソンの意向に従いつつも、許容される範囲で、フランスに対する自身の批判的な姿勢を示したといえよう。またこの会談で明らかになった、軍事施設に関する再使用の保証がなく、有事になった段階ではじめて調整を行うというフランス側が提示した方針は、ワシントンにとって極めて不確実性が強い

⁴²⁷ *Ibid.*, p.415.

⁴²⁸ *Ibid.*, p.599.

⁴²⁹ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.479-480.

ものであり、交渉を続ける意義について疑念が高まった。こうして、石油パイプラインを例外として、仏領内の軍事施設を巡る仏米間交渉は、暗礁に乗り上げることになる。

六六年一〇月二八日、ドゴールは記者会見で以下のように述べ、在仏米軍基地撤去を通じて高まるフランスの自立性を内外に示した。

「フランスは独立を回復した。我々の軍隊を外国の権威に従属させる状況は現実にも、可能性としても置き換えられた。これから五ヵ月の間に我々の領土にはいかなる外国の司令部、軍隊、基地もなくなる。我々の領土を通過したいと望む軍隊、物資、艦船、航空機は、我々がケース・バイ・ケースで与える許可を必要とすることになる。仏領土や領空に留まる間はフランス政府の指揮に従うことになる⁴³⁰」

同じ二八日、ワシントンの國務省からポーレン駐仏大使宛てに、NATO とフランスとの関係について分析した文書が送付された⁴³¹。その中で、「彼らは例えフランスの管理下にあったとしても、米国の設備や軍人が残ることを望んではいない」、「彼らが[事前に]有事における石油パイプラインや、その他あらゆる施設の再使用に関する保証を与えることはない」だろうが、「有事の際に、施設の再使用について協議を行う用意はある」ようであるとの認識を示した。そして、こうしたパリの姿勢について、「巻き込まれの可能性を回避する選択肢を持つことを、フランスが望んでいるのは明らかだ」と分析している。このように在仏米軍基地撤去の要求において、フランスが有事中立の可能性を模索していることを米国政府も十分に認識していたのである。

こうして、ワシントンはフランス側の意向を完全に理解することになり、交渉は最終局面を迎えた。十一月二二日、ポーレン大使はパリでミュルビル外相と会談を行い、米軍撤退後の軍事施設の再使用に関する交渉を終了すると告げた⁴³²。その結果、仏領内における施設などに関する交渉は、石油パイプライン、領空使用に絞られていくことになる。十一月二四日、ミュルビルとポーレンは再び会談し、石油パイプライン協定について、有事に関する記述を除くことで合意した。そして、さらに細部を詰めた上で新たな協定を締結することが確認された⁴³³。

以上に見てきたようにフランス政府の交渉姿勢は、平時において、NATO 諸国の領空通過や自国が管理する石油パイプラインの使用を認めつつも、仏領内における米軍撤去後の基地や、NATO 軍事関連施設の使用を一切拒否するというものであった。また NATO における有事が、自動的にフランスに対しても適用されるのではなく、フランス政府の「独自

⁴³⁰ *DM, Tome 5*, p.104.

⁴³¹ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.487-490.

⁴³² *Harrison, op.cit.*, p.149.

⁴³³ *DDF, 1966, Tome 2*, pp.910-912.

の判断」を経て、参戦の有無が決定されることが明確に示された。仏軍が参戦した場合の NATO との軍事的な協力についても、西独に駐留する部隊を除いて事前の決定はなされずに、参戦後にはじめて協議し、必要な対応を行うこととした。これは「独自の判断」の維持という方針が妥協することなく堅持された結果であった。こうして、ドゴールが目指したフランスの主権の回復は、より確実なものとなっていくのである。

一二月二三日、ホワイトハウス国家安全保障会議においてジョンソンは、「ドゴールから押し出されたというよりも、寧ろ我々の方から出て行こう」と述べ、「我々は可能な限り速やかに仏領土から撤退するべきである。仮に、フランスの要求する期日に間に合わない場合でも、我々は公然とした対立は避けるべきである」として、引き続き冷静な対応によって撤退作業を進めていくことについて指示した⁴³⁴。

かくして作業は速やかに進展し、米軍基地の撤去はフランスの要求した期限内の六七年三月一四日をもって完了する⁴³⁵。これらの基地や人員の中で、本国へ帰還したもの以外の多くは西独、英国に移設された。ヴィルフランシュ・シュル・メールの米海軍基地はイタリアに移設されたが、すでに六六年の時点でほとんど使用されていない状態になっており、有事における使用にその価値が限定されていた。また米国欧州軍司令部は、パリ近郊から西独のシュトゥットガルト (Stuttgart) に、カナダの空軍基地も同じく西独領内に移設された⁴³⁶。

石油パイプラインの使用については、六七年三月二四日に協定が締結され、平時にはフランスの民間会社の管理に依ることになり、有事にはフランス政府によって使用の判断が決定されることになった。また領空通過を巡る問題については、六七年八月三日にフランスが引き続き NATO の対空警戒システムにアクセスできる代わりに、一年毎の更新によって米軍の領空通過が認められ、さらに九月一七日には NATO 全加盟国の通過についても合意した。しかし、石油パイプラインの協定と同様に、有事の際にフランス政府は使用許可を撤回する権利を持つことになった⁴³⁷。

以上のように、在仏米軍基地撤去を巡る仏米交渉について考察してきたが、こうした検討を踏まえて、米国政府はなぜフランスの要求の多くを受け入れたのか、また撤去がフランス主導で進められたのかという点について、結論として論じていきたい。

第一に、米国政府が「フランスに対する交渉力を十分に保持していない」、と考えていたことである。これは前節で述べたように、国務省、国防総省、ホワイトハウスなど多くの

⁴³⁴ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13, p. 512.*

⁴³⁵ *Harrison, op. cit., p. 149.*

⁴³⁶ *Hunt, op. cit., p. 16.*

⁴³⁷ *Kohl, op. cit., p. 257.* 前章で述べたように NATO の施設としては、SHAPE がベルギーのカストーに、AFCENT はオランダのブランサムに、また NATO 本部はベルギーのブリュッセルに移設された。そして六七年一〇月、最後の仏領内における NATO 関連施設であった防衛大学が、パリからローマに移設された。

政府高官が認めていた事実であった。ドゴールに対して批判的であったボールが述べていたように、フランスの地政学的条件やドゴールが「核戦争の脅威を信じていないこと」、さらにはフランスが独自核戦力を保有していたことなどが、米国政府のこうした認識に大きく影響したと考えることができる。

先述したように、核兵器と同盟との関係についてゴードンは、「核兵器は同盟主導国による一元化された政策決定過程において、強制を可能にする機能を果たしていた」と論じている⁴³⁸。つまり、「核の傘」の提供という論理が、米国主導の同盟体制を正当化させていたのであって、逆に米国の「核の傘」に依存していない、もしくは依存していないような外観と論理を形成することができれば、それを否定することが可能となるのであった。かくして、フランスは交渉において自国の立場を米国と「対等」と位置づけることが可能となり、さらには主権の回復という論理を通じて、基地撤去問題を優位に展開することさえもできたのである。もちろん、仏米両国の交渉過程に見られたように、米国政府も NADGE など一定の交渉カードは保持していた。だが、単独的な統合軍事機構離脱、それに伴う在仏米軍基地撤去の一方的通告といった、「対等」な同盟国としてのフランスの強い意思に基づき試みに対しては、それを「力で捻じ伏せる」ことができるような交渉力をワシントンは保持していなかったのである。

第二に、ドゴールの「個人的な見解が変わることはない」との認識を米国政府が持っていたことである。そして、仮にこうした頑ななドゴールが主導するフランスに対して批判や報復をすれば、「ドゴールを怒らすことになり、交渉はより難航する」であろうし、反対に宥和的な対応をしても、フランス側の「要求をさらに高めることを助けることになる」と考えていたのであった。そのため、「彼の立場に関わりなく適切な政策を探るべきである」という方針に基づいて、粛々と撤去の要求に応じたのであった⁴³⁹。このように、これまでのドゴールとの厳しい交渉の経験が米国政府に強い印象を残し、基地撤去問題を巡る対応に大きな影響を与えたと見るのである。

第三に、ドゴール政権は「一時的なもの」であって、「米国に好意的な政権に受け継がれる可能性」を想定していたことが挙げられる⁴⁴⁰。米国政府はドゴール以後において、第四共和制下に見られたように、ワシントンとの関係を比較的重視する「ノーマル」な政権になることを期待していた。そして、そうした新たな政権と関係改善を進めていくことを望んでいたのである⁴⁴¹。それ故、基地問題などを巡ってドゴールとの対決が煽られることで、「フランスの世論も彼の側に立ち、米国に対抗する可能性」が高まることを回避しようと

⁴³⁸ Gordon, "Charles de Gaulle and the Nuclear Revolution," p.227.

⁴³⁹ *FRUS, 1964-1968, Vol. 13*, pp.319-321.

⁴⁴⁰ *Ibid.*, pp.319-321.

⁴⁴¹ Costigliola, Frank, "Not «a normal French government»: La réaction Américaine au retrait de La France de L'OTAN", in Vaisse et al.(eds.), *op.cit.*, p.406.

考えたのであった。

第四に、技術革新の側面が挙げられる。米国の戦略核の開発が進展したことによって、五〇年代に駐留が進められた時期と比べて欧州における基地の価値が相対的に低下していた。六〇年代を通じて、米国は核搭載原子力潜水艦や航空技術の向上など、海域および空域を通じた核運搬能力を飛躍的に進歩させていた。しかも、五八年のドゴール政権発足以降、仏領内にあった米国の核兵器は撤去されていた。欧州戦線において、いわゆる前方防衛に対する後方支援地域としてフランスの基地や施設を失うことは少なからず影響はあったが、米国本土という死活的な利益を防衛するという観点からは、既にその重要性は相対的に低下していたのである。また西独やベルギー、オランダなどその他の地域に移設することで、一部の領域に軍事施設が集中するという戦略上のデメリットはあったものの、その代替が可能であったことも米国の対応に影響を与えたと考えられる⁴⁴²。

第五に、財政負担軽減の機会と捉えられたことである。当時、海外に展開する米軍に対する財政負担は、ベトナム戦争なども絡んで国内政治における大きな問題となっていた。マクナマラ国防長官などは戦略核の進展によって、一定の範囲で駐欧米軍を削減したとしても西欧の安全保障は損なわれないと認識しており⁴⁴³、また移設が決定事項なのであれば、早急に撤退することが財政面から見て望ましいと考えていた⁴⁴⁴。

第六に、同盟の結束を重視していたジョンソン大統領のリーダーシップが挙げられる。ジョンソンは、「フランスの姿勢に対して論争をしても、我々や同盟国に利益はない」と述べ、フランスの離脱に伴う同盟国、特に西独の動揺を最小限に抑えることを優先的な課題として掲げていた。本稿での考察に見られたように、ジョンソンはドゴールが離脱を宣言した際、早い段階で同盟の結束を重視するよう関係閣僚に指示しており、その後もそうした姿勢が変わることはなかった。ボールなど米国政府の一部にはフランスに対して、より強硬な態度で臨むべきとする勢力があったことを踏まえるならば、ジョンソンのリーダーシップがフランスとの過度の対立を回避し、比較的平穏な形で交渉がなされた大きな要因となったと見ることができるのである⁴⁴⁵。

(三) 小結

本章では、在仏米軍基地撤去を巡る仏米交渉について、ドゴールやジョンソンなど政府首脳の見識に焦点を当てて考察した。周知の通り、ドゴールの外交スタイルは特に重要な決定に関して、限定された側近との間で協議をしつつ自らの判断で決定を下すというものであり、当時のフランス外交は彼のリーダーシップに依るところが極めて大きかったとい

⁴⁴² Kulski, *op.cit.*, p.182.

⁴⁴³ Bozo, *op.cit.*, p.185.

⁴⁴⁴ Brands, *op.cit.*, p.106.

⁴⁴⁵ ドゴールとジョンソンは、ケネディの葬儀において短い会話を交わして以来、首脳会談を行うことはなかった。

える。他方で、仏米両国の交渉過程について一次資料に基づき検討していくことで、こうしたドゴールの強引かつ巧みな外交以外に、米国政府内におけるジョンソンのリーダーシップが重要な役割を担っていたという事実が明確なものとなった。ボール次官など国務省の一部は、より強硬な対応が望ましいと考えており、米国政府の動きによっては仏米関係がより悪化していた可能性もあったのである。ジョンソンは側近たちに対して、「家を出ていくように求められた時には言い争ってはならない。帽子を取って出て行くのだ」と話したという⁴⁴⁶。

NATO 統合軍事機構離脱は単独的に行われ、そうした試みはフランスの判断で相当程度「完結」するものであった。だが、在仏米軍基地撤去については、フランス側の一方的な要求にどう対応するのか、またその際に期限を受け入れるのかという点を巡って、米国政府の判断に一定のレベルで依存するという性質を持っていた。このような意味からも、交渉においてフランス側が主導権を握っていたという事実はあるものの、同盟間における過度の対立を回避したということについては、ジョンソンの役割を無視することはできないのである。その意味で、ドゴールから辛辣な評価を受けていたジョンソンではあったが、基地撤去問題に関しては、合衆国大統領としてそのリーダーシップを発揮したと見ることができよう。

最後に、基地撤去を巡る費用の問題について概観したい。米国政府は撤退に伴いフランスに残した施設の資産価値を九億千二百七〇万ドル、移設に伴う新たな施設の建設費を二億二千五百万ドルと見積もっていた⁴⁴⁷。六八年、フランス政府はようやく、残った施設等に対して千三百万ドルを支払うことを提案する。これに対して米国政府は三億五千万ドルを請求した。この費用分担問題は長期化し、最終的に撤去の要求がなされてから八年後の七四年一二月、ジスカール・デスタン仏大統領とジェラルド・フォード米大統領との仏米首脳会談において、フランス側が一億ドルを負担することで決着した。基地撤去問題を巡るフランス側の負担分の少なさは、やはりパリがワシントンに対して優位な立場で交渉を展開していたことを象徴的に表しているといえよう。

以上に分析してきたように、在仏米軍基地撤去後、米国政府が要望した軍事施設の再使用に関する協定が結ばれることはなかった。フランス側が有事における施設の提供について、事前に何らかの保証を米国側に与えることはなかったのである。また、新たに締結された石油パイプライン協定や領空通過の権利についても、それらがフランスの厳密な管理下におかれるように修正された。ドゴールはあらゆる状況において、フランスの「独自の判断」を経ない限り何ら同盟国との軍事的協力は進めないという、離脱の目的を徹底して

⁴⁴⁶ Schwartz, Thomas, "Lyndon Johnson and Europe," in H.W. Brands (ed.), *The foreign policies of Lyndon Johnson : beyond Vietnam*, Texas, Texas A&M University Press, 1999, p.49.

⁴⁴⁷ Harrison, *op.cit.*, p.149.

追求したのである。在仏米軍基地撤去という主権が密接に関わる問題において、ドゴールは自身が望む、同盟における自立の「在り方」を明確に示したといえよう。このように NATO 統合軍事機構離脱を巡る一連の試みは、フランスの自立性を少なからず高めたと見ることができる。

統合軍事機構を巡っては、二〇〇九年四月、サルコジ大統領によって復帰が実現された。だが復帰以後も、一九六六年以前のように米軍基地がフランスに設置されることは想定しにくい。この点だけを見ても、復帰という決断が直ちにドゴール主義の転換であるとは見做すことは、極めて単純な理解であると言わざるを得ない。ドゴール主義の現在を論じるためには当然ながら、統合軍事機構復帰という一点のみならず、基地問題なども含めた細部について検証しなくてはならないであろうし、また核政策などフランス外交全般や冷戦期とポスト冷戦における戦略環境の相違をも含めた、より包括的な考察が必要となるだろう。こうした事実は、外交政策に対する安易な解釈を戒めつつ、「過去」と「現在」を有機的に結びつけながら歴史的に検討していくことの重要性を明示しているように思われる。

終章 同盟における自立と多極化の模索

本論文では、ドゴールの外交政策について、米国主導の同盟体制への対抗という文脈から、特にフランスの NATO 統合軍事機構離脱に焦点を当て考察を行った。終章では、これまでの分析を踏まえて、ドゴールの試みにはどのような意義があったのか、本論文で設定した評価基準に基づき結論として検証したい。評価基準とは序章で説明したように、フランスの自立性の回復、「独自の欧州」の実現、ヤルタ体制の変革といったドゴール外交における戦略目標である。

まず、フランスの自立性の回復については、特に同盟との関わりにおいて、次のような特質を挙げることができる。第一に、フランスの自立性にとって、米国との距離を調整することが重要であったことである。六〇年代に入り「ソ連の脅威」の低下が認識されるようになると、フランスは「行動の自由」を確保するため、米国主導の同盟体制から距離を取る政策を意欲的に展開する。ドゴールは、同盟は必要であるが過度の依存は危険であると考えており、また同盟への依存、即ち米国への依存という外観は政治的に好ましいものではなかった。そのため、冷戦下において、同盟を破棄しない範囲で最大限に自立性を確保できる可能性を模索する。その解が、統合軍事機構という同盟の軍事部門から離脱することであった。いわば、既存の同盟関係および体制を所与のものとは捉えない相対的な視角や、米国とは異なる国際政治観に基づく「独自の構想」や脅威認識を保持していたことが、こうした行動を可能にしたのである。

第二に、フランスの自立性にとって、外交・同盟政策における「独自の判断」は不可欠なものであり、そのことは法的な側面も含めて主観的にも客観的にも十分に確保されるべきものであった。この点については、本論文で詳しく論じた在仏米軍基地撤去を巡る交渉や、駐独フランス軍と NATO の軍事協力に関する交渉などから見ても明らかである。有事の際、「独自の判断」によって参戦することは、主権国家にとって最も重要な権利であった。また「独自の判断」の維持という方針はドゴールにとって、対等な関係に基づき同盟を運営するための本質をなすものと理解されていた。なぜなら、圧倒的な軍事力を持つ米国と軍事的な対等性は望めない同盟諸国にとって「独自の判断」を維持することは、一定の政治的な対等性を得るために必須の条件であったからである。それ故、ドゴールによる統合軍事機構離脱は「独自の判断」の維持という方針を基準に、フランスと米国主導の NATO との関係を明確化させるための試みであったと言える。こうした「独自の判断」については、一見当然の権利のように思われるが、冷戦体制が制度化された国際政治環境では、米ソ以外の国家にとって必ずしも自明なものではなかったのであり、そうした状況下においてこれを確保したという事実は、ドゴール外交における重要な成果であったといえるだろう。

そして第三に、その自立性があくまで「相対的」なものであったという点を指摘してお

かなければならない⁴⁴⁸。フランスは統合軍事機構から離脱したが、北大西洋条約に基づく同盟関係を破棄した訳ではなかった。このことは、フランスが現状の同盟体制を批判していたにもかかわらず、米国による安全保障を一定の範囲で必要としていたことを表している。経済復興したとはいえ当時のフランスの国力、および軍事力から見て、西側陣営から離れた「完全な」中立化は現実的な選択肢ではなく、自立性を強く主張したドゴール外交も、冷戦構造の厳しい制約から自由ではなかったのである。だが、その一方で「相対的」自立は、ドゴールが尊重していた「必要な相互依存」の文脈で理解することもできる。これまで考察してきたように、冷戦構造などフランスを巡る様々な制約を認識しつつも、可能な限りその独自性を探るという点にドゴール外交における自立性の特質があった。つまりドゴールは、冷戦下における制約の中、自国の国益を守るための「必要な相互依存」についてはその意義を認めていたのであり、そうした事実を踏まえた上で、一連の外交政策を通じてフランスの自立性を「相対的」に高めた、と理解することができるのである。

ところで次に、「独自の欧州」の実現、ヤルタ体制の変革という評価基準についてであるが、具体的に成し遂げられた結果を見ると、やはりその成果は限定的なものであったと言わざるを得ない。「独自の欧州」の実現とは、米ソに過剰に依存した、あるいは囚われた欧州の自立を目指すものであり、多極的秩序を志向する点から、二極体制としてのヤルタ体制の変革と不可分なものであった。欧州の盟主を自認するフランスではあったが、単独で米ソ両大国に対抗できるとは考えていなかった。しかし、ドゴールが密接な協力関係を築くことを望んでいた西独政府は、少なくとも現状において、「大西洋からウラルまでの欧州」という秩序概念ではなく、米国の主導する「大西洋共同体」が自国の外交・安全保障にとって好ましいものであると捉えていた。つまり、西独は相対的な側面を含みつつも、フランスではなく米国に対してより強く依存することを選択したのである。

「三頭体制」提案の際に見られたように、ドゴールは欧州の利益を代表するのはフランスであると考えていた。だが、欧州核政策に象徴されるドゴールの「支配的志向」に基づく外交姿勢は、西独など他の欧州諸国に受け入れられることはなく、フランスの孤立化、「独自の欧州」実現の挫折という結末に少なくない影響を与えた。その結果、パリは仏独協調ではなく、単独でソ連や東欧諸国とのデタントを推進することを余儀なくされたのである。これまで考察してきたように、西独など欧州諸国の協力が無い限り、フランス単独での国際政治における影響力は限定的なものであった。第二次大戦後、ヨーロッパは米ソ両国の狭間におかれ、フランスのみならず、一国で十分な国際政治における影響力を発揮することは困難な状況になっており、欧州が国際政治における「独立した主体」となるためには、経済だけではなく政治的、軍事的に密接な協力関係を築くことが必須であったのである。このことは、今日にも繋がる重要な課題といえるであろう。

フランスの統合軍事機構離脱によって、NATO における核計画グループの常設化、柔軟

⁴⁴⁸ 渡邊啓貴『フランス現代史：英雄の時代から保革共存へ』中公新書 1998、124 頁。

反応戦略への改訂や「アルメル報告」におけるデタント政策の採用など、米国主導の同盟体制は強化された側面もある。仏領土内から撤退することになった米軍基地は、一部を除いてフランス以外の欧州諸国に移設された。このように、米国の欧州における政治・軍事的プレゼンスに大きな変化はなかったのである。こうした仏独関係の停滞、欧州の米国に対する依存の継続という状況はドゴール外交の限界性を示すものであり、フランスと他のNATO諸国との同盟観を巡る「認識ギャップ」の存在を如実に表すものであった。西独のみならずフランス以外の欧州諸国にとって、ヨーロッパにおける秩序を安定的に維持する上で、現状規模の米国のプレゼンス、またそれを保証する統合化に基づく同盟体制は、依然として不可欠と捉えられていたのである。

だが、こうしたフランス外交の限界性が認められる一方で、より掘り下げて考察していくと、ドゴールによる統合軍事機構離脱を起点とする同盟体制の「相互弛緩化」を巡っては、限定的ながら東側諸国などに対して一定の影響を与えたと見ることもできる。六〇年代中期から後期にかけてフランス政府は、ドゴールを中心に閣僚レベルを含めて東欧諸国首脳との間で会談を積み重ねるなど、共産主義陣営との関係改善を意欲的に進めていた。そうした動きは、統合軍事機構離脱後、より積極的なものとなる。

六七年九月、ドゴールはポーランドを訪問し、議会で演説を行う。その際、ドゴールは同国民に対して、国際政治において自立的に行動する意義を熱心に説いた⁴⁴⁹。また六八年五月、ドゴールはルーマニアを訪れ、チャウセスク国会評議会議長と会談する。首脳会談において、両国は経済・科学技術面での協力を促進することで合意した。六〇年代後半以降ルーマニアは、フランスなど西側諸国との関係改善を進めつつ、ソ連から徐々に距離を取るようになっていた。六八年のソ連と東欧五カ国によるチェコ侵攻の際には、ユーゴスラビアなどと共にソ連と、モスクワの唱える「制限主権論（ブレジネフ・ドクトリン）」を強く批判する。その後もルーマニアは、ソ連のワルシャワ条約機構強化への動きに対して明確に反対し、独自路線を強めていった。また、アルバニアは中ソ対立が主因であったが、チェコ侵攻後の六八年九月にワルシャワ条約機構から脱退した。

このように東欧諸国の状況からは、ソ連の強圧的な支配を受けつつも、限定的な範囲でその多様性が発露され始めていたことが伺える。もちろん、これらの事態は様々な要因から生じたものであるが、「独自の欧州」、ヤルタ体制の変革へのプロセスである東西両同盟体制の「相互弛緩化」は、限定的ではありながら顕在的あるいは潜在的に確実に進捗していたのである。また本論文で考察したように、ドゴールが重視していた仏ソ関係についても自身の訪ソを実現するなど、デタントを促進することに成功していた。こうした動きは、

⁴⁴⁹ Soutou, Georges – Henri, “The linkage between European Integration and détente : The contrasting approaches of de Gaulle and Pompidou, 1965 to 1974,” N. Piers Ludlow (ed), *European Integration and the Cold War : Ostpolitik – Westpolitik, 1965 – 1973*, N. Y., Routledge, 2007, p. 21.

六八年八月のソ連の主導するワルシャワ条約機構軍のチェコ侵攻を受けて一時停滞するかに見えたが、デタントへの大きな潮流が変化することはなかった。デタントの必要性や、「独自の欧州」実現へのプロセスを明確に国際社会に提示したという点からも、ドゴールの試みは間接的な側面も含めて、一定の成果があったと理解することができよう。

こうしたドゴール外交とデタントの関係について、レイモン・アロンは「将軍[ドゴール]の後継者たちが、東西デタントに対してドゴール政権が決定的な役割を果たし、西独の東方政策と称される試みに影響を与えたと述べているのは、間違いではない」と分析している⁴⁵⁰。またボゾは、ケンブリッジ大学が昨年度に編纂した冷戦史の総括的研究において、ドゴールのデタント政策について考察しているが、その中で、「ボンによる形成されつつあった東方政策も、ワシントンによるモスクワとの慎重なデタントの模索も、ドゴールの積極的な試みに対する反応であった」と論じている⁴⁵¹。そして、ドゴールの外交構想について、「戦後二〇年を通じて初めて、欧州の重要な指導者が示した、ヤルタ体制に対する信頼可能なオルタナティブであった」と位置づけると共に、「来るべき数十年にわたり、将来的な欧州政治システムにおけるオルタナティブとしてあり続けた」と、その意義を評価している⁴⁵²。

「独自の欧州」、ヤルタ体制の変革といった評価基準に関してその性質を精査すると、これらは国際政治構造レベルに属するものであり、本質的に戦争や革命などが起こらない限りにおいて、漸進的に具現化され得るものであった。つまり、中長期的にのみ実現することが可能であったのである。国際政治学者の武者小路公秀は、ドゴールの国際政治認識について、「空間的には極めてグローバルな形で、しかも時間的には極めて長期的なものである」と考察している⁴⁵³。またアロンも、「大西洋からウラルまでの欧州という構想は、夢として掲げられたか、もしくは長期的な目標であり、近い将来に実現できる見込みは全くなかった」とレトリック的な側面について指摘しつつ、その内実を分析している⁴⁵⁴。以上のように、こうした米欧関係の秩序再編を伴う国際構造レベルの目的については、それら固有の性質も含めた緻密な検証をすることが求められるのである。

以上に見てきたように、フランスの自立性の回復、「独自の欧州」の実現、ヤルタ体制の変革という目的は、ドゴールの外交政策にとっていずれも重要なものであったが、同列に

⁴⁵⁰ Aron, *Mémoires*, p.448.

⁴⁵¹ Bozo, Frédéric, “France, “Gaullism,” and the Cold War,” Melvyn P. Leffler et al (eds), *Cambridge History of Cold War : Crise and Détente*, Cambridge, Cambridge University Press, 2010, p.170.

⁴⁵² Bozo, *Ibid.*, p.174. ボゾは、デタントに対するフランスの貢献が、米国や英国、西独などと比較して必ずしも認知されていない理由として、英語文献を通じたその内実の提供が十分に行われていないことを挙げている。Bozo, *Ibid.*, p.158.

⁴⁵³ 武者小路公秀『ケネディからドゴールへ：国際政治のビジョンと戦略』弘文堂、1964、73頁。

⁴⁵⁴ Aron, *Mémoires*, pp.434-435.

捉えられていた訳ではなく、先述したように最も重視されていたのはフランスの自立性の回復であった。まず前提として、自立性の回復があり、その延長線上に「独自の欧州」の実現、ヤルタ体制の変革、即ち「大西洋からウラルまでの欧州」の具現化という目的が位置づけられていたのである。その意味で、ドゴールは外交政策における初期段階の目的については少なからず成果を手にしたといえるであろう。そして次の段階において、フランスと同様に東西欧州諸国も、米ソ主導の同盟体制に対する過剰な依存を修正することが求められたのである。

最後に、序章で述べた先行研究と本論文の関係について、これまでの考察を踏まえて論じていきたい。前述したように、川嶋はドゴールのデタント政策については一定の役割があったと評価しつつも、彼の自主外交は米ソ二極からの「自主独立」、米欧関係の秩序再編が実現できなかった点から見て、その限界性を表していたと考察している。そして、フランスによる統合軍事機構離脱についても、外交が「硬直化」し、選択肢を失った結果、導き出された試みとして分析している⁴⁵⁵。筆者も、国際政治構造レベルの目的を実現できなかったという点で、ドゴール外交における限界性については認める。だが他方で、そうした限界性を認めつつも、フランスの自立性に寄与した離脱自体の意義に対して、よりきめ細かい評価をする必要があるだろう。

ドゴールの「NATO改革」、そのコンセプトに基づくフランスの統合軍事機構離脱は、本論文で考察してきたように、米国主導により階層化された、非対等性に基づく同盟体制の修正を求めたものであった。こうした動きは、同盟内における米国に対する「均衡」を目指したものであり、現状の冷戦構造、同盟関係を相対化する認識に基づくものであった。その意味で、「修正主義的」(ボゾ)な側面が強い企てといえる訳であるが⁴⁵⁶、実際に試みられた政策はセルニーが述べているように「抑制された」ものであった。即ちドゴール外交とは、フランスを巡る様々な制約、限界性を認識した上で、自立性の回復など掲げられた目的を最大限に実現しようとする「抑制された試み」、と位置づけることができるのである。同盟は維持しつつも、統合軍事機構から離脱することによってフランスの自立性を高める、というドゴールの外交政策はそうした「試み」を象徴するものであった。

また、米ソ二極体制からの「自主独立」、米欧関係の秩序再編についても、冷戦という当時の国際政治構造から見て、上述したように、より中長期的な視座に基づいた評価をすることが妥当であろう。ドゴール自身、「独自の欧州」における不可欠な防衛的基盤と考えていた仏核戦力について、「フランスが膨大な財政負担を伴うにも関わらず核戦力の保持を決めたのは、現在のためではなく今後一〇年以降の情勢のためである」(傍点筆者)と述べている⁴⁵⁷。こうした発言からもドゴールが、「独自の欧州」について中長期的な視座も含めて、

⁴⁵⁵ 川嶋、前掲書、153-156頁。

⁴⁵⁶ Bozo, *Two Strategies for Europe*, Introduction, p.16.

⁴⁵⁷ DDF, 1964, Tome 2, p.553.

その実現を想定していたことが読み取れるのである。このように、フランスの自立性の回復はいわば短期的な目的であり、「独自の欧州」の実現やヤルタ体制の変革については国際政治構造レベルの問題であるという性質からも、漸進的かつ中長期的スパンによる実現が想定されていたのである。

加えて、「大西洋からウラルまでの欧州」の具現化を目的とするドゴールの「独自の構想」は、実現することが望ましいが実現しなくても、現状において米国を牽制すると共にフランスの自立性を一定のレベルで強化するという意を含んでいた。つまり、米国の欧州政策に対するオルタナティブとして、将来的なヨーロッパの自立の可能性を「掲げること自体」が、フランスの自立性の重要な構成要素となり得たのである。その意味でドゴールによる「独自の構想」は、「NATO改革」などに見られたように、レトリックとしての側面を有していたといえるのであり、こうした一連の言説における含意に焦点を当てずして、ドゴール外交の内実を理解することはできないのである。

以上に考察してきたように、ドゴールの外交政策は、言説を含むあらゆる手段を使って自立性、国際政治における影響力を高め、米国やソ連など大国と対等な関係を実現することを目指したものであった。そして、そのことはドゴールが希求したフランスの「偉大さ」という概念を高めることに結実していく。この「偉大さ」への試みは、時代を越えて、今日のフランス外交へも「遺産」として受け継がれているのである。

参考文献一覽

政府公刊史料

- *Documents Diplomatiques Français*[thereafter:DDF],1958,Tome1 et 2.
DDF,1959,Tome1 et 2.
DDF,1960,Tome1 et 2.
DDF,1961,Tome1 et 2.
DDF,1962,Tome1 et 2.
DDF,1963,Tome1 et 2.
DDF,1964,Tome1 et 2.
DDF,1965,Tome1 et 2.
DDF,1966,Tome1 et 2.
DDF,1967,Tome1
- *Foreign Relations of the United States*[thereafter:FRUS],1958–1960,Vol.12.
FRUS,1961–1963,Vol.13.
FRUS,1961–1963,Vol.14.
FRUS,1964–1968,Vol.12.
FRUS,1964–1968,Vol.13.
- *Public Papers of the Presidents of the U.S.,John F.Kennedy*,1963.

歐文文獻

- Aron,Raymond,*Le Grande Débat:Initiation à la stratégie atomique*,Paris,Calmann–Levy,1963.
- Aron,Raymond,*Mémoires*,Paris,Julliard,1983.
- Barbier,Colette,“La Force multilatérale”,*Relations Internationales*,n °69,1992.
- Boulton,J.W.,“NATO and the MLF,”*The Journal of Contemporary History*,Vol.7,1972.
- Bozo,Frédéric,*La France et l’OTAN.De la guerre froide au nouvel ordre européen*,Paris,Massin,1991.
- Bozo,Frédéric,*Alliance atlantique:la fin de l’ exception française ?*,Fondation pour l’innovation politique,Paris, March 2008.
- Brands,H.W.,*The Wages of Globalism*,Oxford,Oxford University Press,1994.
- Buchan,Alastair,“The Multilateral Force,”*International Affairs*,Vol.40,No.4.
- Cohen,Warren and Nancy,Tucker (eds.) ,*Lyndon Johnson Confronts the World:American Foreign Policy 1963–1968*,N.Y.,Cambridge University Press,1994.
- Costigliola,Frank,*France and the United States : The Cold Alliance Since World War II*,N.Y.,Twayne,1992.

- Costigliola, Frank, “Kennedy, the European Allies, and the Failure to Consult,” *Political Science Quarterly*, Vol. 110, No. 1, 1995.
- Costigliola, Frank, “Lyndon B. Johnson, Germany, and the End of the Cold War,” in Warren Cohen and Tucker Nancy (eds.) , *Lyndon Johnson Confronts the World: American Foreign Policy 1963–1968*, N.Y., Cambridge University Press, 1994.
- Costigliola, Frank, “Not «a normal French government» : La réaction Américaine au retrait de La France de L’OTAN”, in Maurice Vaisse et al (eds.) , *La France et l’OTAN 1949–1996*. Brussels, Complexe, 1996.
- Couve de Murville, Maurice, *Une politique étrangère, 1958–1969*, Paris, Plon, 1971.
- Duke, Simon, *United States Military Forces and Installations in Europe*, Oxford, Oxford University Press, 1989.
- Gaddis, John L., *The Long Peace: Inquiries Into the History of the Cold War*, Oxford, Oxford University Press, 1987.
- Gallois, Pierre - Marie, *Stratégie de l’ âge nucléaire*, Paris, François-Xavier de Guibert, 1960.
- Gallois, Pierre M., “The Raison d’être of French Defence Policy,” *International Affairs*, Vol. 39, No. 4, 1963.
- Gaulle, Charles de, *Mémoires d’ espoir; Le renouveau*, Paris, Plon, 1970.
- Gaulle, Charles de , *Discours et Messages [thereafter: DM], Tome 3.*
DM, Tome 4.
DM, Tome 5.
- Ghez, Jeremy and Larrabee, Stephen, “France and NATO,” *Survival* Vol. 51, No. 2.
- Goldblat, Jozef, *Arms control: the new guide to negotiations and agreements*, London, Sage Publications, 2002.
- Gordon, Philip H., “Charles de Gaulle and the Nuclear Revolution” in John Lewis Gaddis et al. (eds.) , *Cold War Statesmen Confront the Bomb*, Oxford, Oxford University Press, 1999.
- Goldschmidt, Bertrand, *Le Complexe Atomique: histoire politique de l’ énergie nucléaire*, Paris, Fayard, 1980.
- Goldschmidt, Bertrand, *Les Rivalités Atomiques 1939–1966*, Paris, Fayard, 1967.
- Grosser, Alfred, “France and Germany in the Atlantic Community,” *International Organization*, Vol. 17, No. 3.
- Gvichiani, Djermen, “Les relations franco-soviétiques pendant la présidence du général de Gaulle” in Institut Charles-de-Gaulle, *De Gaulle en son siècle: La sécurité et l’indépendance de la France, Tome 4*, Paris, Plon, 1992.

- Harrison, Michael M., *The Reluctant Ally: France and Atlantic Security*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1996.
- Haftendorn, Helga, *NATO and the nuclear revolution*, Oxford, Clarendon Press, 1996.
- Hofmann, Stanley, *Decline or Renewal ? France since the 1930s*, New York, Viking Press, 1974.
- Hunt, Brigadier K., "NATO Without France: The Military Implications," *Adelphi Papers*, No. 32.
- Institut Charles de Gaulle, *L' Aventure de la bombe: de Gaulle et la dissuasion nucléaire, 1958-1969*, Paris, Plon, 1985.
- Johnstone, Diana and Cramer, Ben, "The Burdens and the Glory : U.S. Bases in Europe," in Joseph Gerson and Bruce Birchard (eds.) , *The Sun Never Sets: Confronting the Network of Foreign Military Bases*, Cambridge, South End Press, 1991.
- Kaplan, Lawrence S., *The United States and NATO: The Formative Years*, Lexington, Kentucky University Press, 1984.
- Kaplan, Lawrence, *NATO Divided, NATO United: The Evolution of an Alliance*, Westport, Praeger, 2004.
- Kaufmann, William W., *The McNamara Strategy*, N.Y., Harper & Row, 1964.
- Kissinger, Henry, *Nuclear Weapons and Foreign Policy*, N.Y., Harper and Brothers, 1957.
- Kocs, Stephen A., *Autonomy or Power*, Westport, Greenwood, 1995.
- Kolodziej, Edward A., *French international policy under de Gaulle and Pompidou*, Ithaca, Cornell university press, 1974.
- Kulski, Wladyslaw, *De Gaulle and the World*, Syracuse, Syracuse University, 1967.
- Layne, Christopher, *The Peace of Illusions : American Grand Strategy from 1940 to the Present*, New York, Cornell University Press, 2006.
- Mahan, Erin, *Kennedy, de Gaulle, and Western Europe*, Hampshire, Palgrave, 2003.
- Maillard, Pierre, *De Gaulle et l'Allemagne. Le rêve inachevé*, Paris, Plon, 1990.
- Mastny, Vojtech, "The 1963 Nuclear Test Ban Treaty: A Missed Opportunity for Détente?" *Journal of Cold War Studies* 10, No1.
- Müller, Gisela and Bocquet, Brandeck, "France' s New NATO Policy : Leveraging a Realignment of the Alliance ? , " *Strategic Studies Quarterly*, Vol. 3, No. 4
- Newhouse, John, *De Gaulle and the ANGLO-SAXONS*, London, Andre Deutsh, 1970.
- Paterson, Thomas G., (ed.) , *Kennedy's Quest for Victory : American Foreign Policy 1961 – 1963*. N.Y., Oxford, Oxford University Press, 1989.
- Pierre, Andrew J., "Visions conflictuelles La défense, les armes nucléaires et le contrôle des armements dans les relations franco-américaines à l'époque de De Gaulle" , in

- Institut Charles de Gaulle, *De Gaulle en son siècle Tome 4*.
- Pommerin, Reiner, "La France, L'Allemagne et L'OTAN," in Maurice Vaisse et al, (eds.) , *La France et l'OTAN 1949–1996*. Brussels, Complexe, 1996.
 - Reyn, Sebastian, *Atlantis Lost: The American Experience With De Gaulle, 1958–1969*, Amsterdam, Amsterdam University Press, 2011.
 - Schrafstetter, Susanna and Twigge, Stephen R., *Avoiding Armageddon*. Westport, Praeger Publishers, 2004.
 - Schlesinger, Arthur, *A Thousand Days: John F. Kennedy in the White House*, New York, Houghton Mifflin, 1965.
 - Schwartz, Thomas, *Lyndon Johnson and Europe: in the shadow of Vietnam*, Cambridge, Harvard University Press, 2003.
 - Smith, Martha, "The Eisenhower Administration and the Nuclear Test Ban Talks, 1958–1960: Another Challenge to Revisionism" , *Diplomatic History*, Vol. 27, No. 4.
 - Steinbruner, John D., *The Cybernetic Theory of Decision*, Princeton, Princeton University Press, 1974.
 - Stromseth, Jane E., *The Origins of Flexible Response: NATO's Debate over Strategy in the 1960's*, London, Macmillan, 1988.
 - Soutou, Georges-Henri, *L'alliance incertaine : Les rapports politico-stratégiques franco-allemands, 1954-1996*, Paris, Fayard, 1996.
 - Soutou, Georges-Henri, " La France et defense européenne du traité de l'Élysée au retrait de l'OTAN (1963–1966)," in Wilfried Loth (ed.) , *Crises and Compromises*, Baden – Baden, Nomos, 2001.
 - Soutou, Georges-Henri, "De Gaulle's France and the Soviet Union from Conflict to Détente," in Wilfried Loth (ed.), *Europe, Cold War and Coexistence 1953–1965*, London, Frank Cass, 2004.
 - Trachtenberg, Marc, *A Constructed Peace: the Making of the European Settlement, 1945-1963*, Princeton , Princeton University Press, 1999.
 - Vaisse, Justin, "A Gaullist By Any Other Name, " *Survival*, Vol. 50, No. 3.
 - Vaisse, Maurice, "Aux origines du memorandum de septembre 1958", *Relations internationales*, n° 58.
 - Vaisse, Maurice, "La France et le Traite de Moscou (1957–1963)" , *Revue D'Histoire Diplomatique*, Vol, 107.
 - Vaisse, Maurice, "Indépendance et Solidarité 1958 – 1963," in Maurice Vaisse et al, (eds.) , *La France et l'OTAN 1949–1996*, Brussels, Complexe, 1996.
 - Winand, Pascaline, *Eisenhower, Kennedy and the United States of Europe*, N.Y.,

St,Martin's Press,1993.

- ・Zubok,Vladislav and Harrison,Hope, “The Nuclear Education of Nikita Khrushchev” in John Lewis Gaddis et al.(eds.),*Cold War Statesmen Confront the Bomb*,Oxford,Oxford University Press,1999.

邦語文献

- ・青野利彦「1963年デタントの限界－キューバ・ミサイル危機後の米ソ交渉と同盟政治 1962－1963年－」『一橋法学』第8巻第2号、2009。
- ・新垣拓「核拡散問題とジョンソン政権－米国の核不拡散戦略の形成」『筑波大学国際政治学研究』第13号、2004。
- ・大島英樹「フランスの対外政策－ドゴール外交を中心として－」『国際政治』、1966。
- ・国府田和夫「NATOとフランス」『国際問題』、1969。
- ・小窪千早「フランス外交とデタント構想（一）、（二）」『法学論叢』第153巻第3・4号、2003。
- ・小窪千早「第9章 フランス－NATO 軍事機構復帰とその意味－」、NATO研究会「岐路に立つ NATO－米欧同盟の国際政治－」日本国際問題研究所集、2009。
- ・小島かおる「ジョージ・ボールと『大西洋パートナーシップ』構想－多角的核戦力（MLF）問題を中心に－」『法学政治学論集』第44号、2000。
- ・クリーヴランド、ハーラン、（鹿島平和研究所訳）『NATO』鹿島研究所出版会、1970。
- ・グロセール、アルフレート、（土倉莞爾[他]訳）『欧米同盟の歴史 下』法律文化社、1989。
- ・倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ 同盟政策としての東西軍備管理交渉』ミネルヴァ書房、2008。
- ・川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序 ドゴール外交とヨーロッパの構築 1958－1969』創文社、2007。
- ・土倉莞爾「2007年フランス大統領選挙に関する予備的考察」『甲南法学』第48巻第4号、2008。
- ・土倉莞爾「決別の投票－2007年フランス大統領選挙の考察」『関西大学法学論集』第59巻第5号、2010。
- ・牧野和伴「MLF構想と同盟戦略の変容（I）（II）」『成蹊大学法学政治学研究』第21・22巻、1999、2000。
- ・渡邊啓貴『フランス現代史：英雄の時代から保革共存へ』中公新書、1998。